

日本工業標準調査会

新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会

報告書

平成15年6月17日

背景

1. これまでの取り組み

JIS (Japanese Industrial Standards) 制度 (いわゆる JIS 規格、JIS マーク等) は、昭和 24 年に制定されて以来、50 年強にわたり、我が国の発展に貢献してきた。

この間政府は、8 次にわたって、中長期的な基本方針や重点分野を記した工業標準化推進長期計画を策定するとともに、3 次にわたり工業標準化法の実質的な制度改正を行い、内外の環境変化に柔軟に対応してきたところである。

2. 21 世紀に向けた標準化課題検討特別委員会における検討と対応

また近年では、21 世紀に向けた標準化課題に関する基本的方向を議論するため、日本工業標準調査会の下に「21 世紀に向けた標準化課題検討特別委員会」が設置され、平成 12 年 5 月に、報告書が取りまとめられている。

こうした提言を踏まえ、これまで政府として、日本工業標準調査会の改編 (平成 13 年 1 月)、特許権等を含む JIS の制定に関する手続の明確化 (平成 13 年 2 月)、強制法規当局と任意の認定・認証機関とのネットワークの構築 (平成 13 年 6 月)、標準化戦略の策定 (平成 13 年 8 月)、

日本工業規格等に関する著作権の取扱方針の策定 (平成 14 年 4 月)、工業標準策定プロセスの電子化 (平成 14 年 4 月より運用開始)、JIS マーク品目の更なる見直しや審査の合理化 (平成 14 年度から順次実施) 等の措置を実施してきたところである。

3. 規格・認証制度を巡る最近の動向

しかしながら、以下のような環境変化がある中、JIS 制度においても、更なる見直しが必要となっている。

第 1 は、産業競争力強化のツールとしての標準の役割の増大である。経済のグローバル化の進展に伴い、各企業等のマーケット戦略における標準、とりわけ国際標準の重要性が増大している。分野によっては国際標準獲得に向けた諸外国との熾烈な競争が展開している。

また、プロパテント時代に突入した近年では、標準化活動も知的財産戦略と密接に関連し、また、企業等により形成されたフォーラムによる規格開発が増加する等、その活動は一層多様化、複雑化している。

第 2 に、消費者ニーズが多様化する中で、情報伝達ツールとしての規格への期待が一層増大している。具体的には、地球環境保全や安全志向、高齢者・障害者対応ニーズの高まり等消費者の価値観が多様化する中で、標準及びそれへの適合性の認証が、従来以上に、消費者の価値観に応じた情報を提供する機能を果たしつつある中、JIS 制度が、こうした期待に一層効果的

に対応できるものとなるよう、所要の見直しを行っていくことが重要となっている。

第3に、昨今の行政改革の検討の一環として、国から公益法人が委託等を受けて行っている検査・検定制度等について、平成14年3月の閣議決定「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」において、事業者の自己確認・自主保安へ移行することを基本原則としつつ、消費者保護等から必要がある場合には、これまでの指定・認定制度から、事業者の自己責任をベースに、行政の裁量なしに政府に登録された第三者機関（登録機関）による実施へ移行することとされている。JIS制度についても、JISマーク表示制度及び試験所認定制度（JNLA）を平成17年度までに登録機関による実施へ移行することとされており、その具体化に向けた検討を行うことが必要となっている。

以上のような状況を踏まえ、今後1年程度を目途に、新たな時代における規格・認証制度の課題を整理するとともに、政策の方向性を示すことを目的として、昨年6月に日本工業標準調査会の下に「新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会」（以下「新時代特別委員会」という。）が設置された。

・新時代特別委員会におけるこれまでの検討状況

1. 検討体制

JIS制度自体が、日本工業標準調査会による調査審議を経て制定される「JIS規格」、及び制定されたJIS規格の中から適切なものを指定し、当該JIS規格への適合性評価を行う制度である「JISマーク表示制度及び試験所認定制度（JNLA）」の二本柱で構成されていることから、それぞれの具体的な制度設計等については、新時代特別委員会の下に規格WG及び認証制度WGを設置し、両WGが個別論点について検討を行い、その審議状況を新時代特別委員会へ報告するという形で基本的な検討を行った。

なお、それぞれの審議内容、スケジュール等は以下のとおりである。

2. 新時代特別委員会

第1回（平成14年7月16日）

主な議題： 委員長の選出

規格・認証制度のあり方に係る主な論点について

規格WG、認証制度WGの設置について

第2回（平成14年11月26日）

主な議題： 規格WG及び認証制度WGでの検討状況等について

強制法規と任意の規格・認証制度の関係について

標準化に関する最近の国際的な動向について

第3回（平成15年4月17日）

主な議題： 規格WG及び認証制度WGの検討結果について
新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会報告
（案）について

3．規格WG

第1回（平成14年8月8日）

主な議題： 主査の選出
主要論点の整理

第2回（平成14年9月13日）

主な議題： 規格化のための新たな体制について
フォーラム規格の国際提案について

第3回（平成14年10月22日）

主な議題： 産業競争力強化の方策としての標準化について
知的財産権と標準化について
国際規格提案のための体制強化について

第4回（平成15年1月30日）

主な議題： トップレベル技術の標準化の推奨について
強制法規へのJIS引用促進について

第5回（平成15年3月25日）

主な議題：規格WG検討結果報告（案）について

別添1．規格WG検討結果

4．認証制度WG

第1回（平成14年7月31日）

主な議題： 主査の選出
JISマーク制度の概要について
JIS規格への適合性評価制度に係る主要論点について

第2回（平成14年9月20日）

主な議題：新JISマーク制度についての論点整理

第3回（平成14年11月14日）

主な議題： JNLA制度の概要と現状
JNLA制度の課題と論点整理
新JISマーク制度についての論点整理

第4回（平成15年2月25日）

主な議題：認証制度WG検討結果報告（案）について

別添2．認証制度WG検討結果

．今後の方向性

上記のように、規格WG及び認証制度WGにおいては、規格及び認証制度のそれぞれに関し、今後の在り方に関する基本的な考え方を取りまとめた。

規格については、我が国産業の国際競争力強化のツールとしての活用、多様化する社会ニーズへの対応等を進めることが必要との認識に立ち、国際規格化のための対応体制の整備、規格作成の迅速化・効率化、強制法規への引用促進等について、具体的な対応策を講じていくことが必要である。

また、認証制度については、JIS規格を活用する適合性評価制度のインフラとしての活用、適合性評価のグローバルネットワークへの統合、認証ビジネスの新たな展開等の観点から、ユーザの多様なニーズに対応し、国際整合化の確保により重複検査の排除（ワンストップテストの実現）を可能とするような、新JISマーク制度及び新JNLA制度を構築していくことが必要である。

今後、新時代特別委員会としては、これらの検討結果を日本工業標準調査会の総会に対し報告し、必要な場合には法律の改正を行うことを含め、具体的な取り組みを早急に進めるよう、提言することとする。

なお、本委員会の提言を踏まえ、JIS制度の具体的な見直しを行っていくに当たり、日本工業標準調査会の事務局たる経済産業省産業技術環境局（以下「事務局」）は、以下の3点について留意しつつ、作業を進めていくことが必要である。

第1に、事務局は、WTO/TBT委員会、APEC等における議論、及び国際標準化機構（ISO）や国際電気標準会議（IEC）といった主要な国際標準化機関における議論の動向に引き続き注目していくとともに、CSR（企業の社会的責任）に関する規格の検討といった基準認証をめぐる内外の新たな動きにも適切に対応していくことが必要である。

第2に、事務局は、規格WGにおいて提起された標準技術に含まれる知的財産の扱いをめぐる論点等について、引き続き検討を行っていく必要がある。また、本委員会において展開された議論だけでなく、例えばマネジメントシステムや途上国協力等といった日本工業標準調査会の他の部会等で行われている議論にも十分目を配りつつ、検討を進めていくことが必要である。

第3に、事務局は、本委員会の提言を踏まえ、新たな時代に対応したJIS制度の構築を行うに当たっては、関係者の理解を得るよう制度の普及広報に努めるとともに、現行制度から新制度への円滑な移行を図っていくための措置を適切に講じるべきである。

JIS制度は、事業者、強制法規当局、官公庁・企業などの調達主体や消費者といった広範な利害関係者を持ち、経済社会のまさに基盤を成すものであるが、JIS制度に期待される役割は、内外の社会経済情勢の変化とともに、近年大きく変化している。

個別の J I S 規格も適切に見直しを行わなければ、技術の進歩や社会の変化に対応できないのと同様に、J I S 制度もまた、社会の変化に適切に対応するべく不断の見直しを行っていくことが求められている。

今回の新時代特別委員会の提言を具体化していくことは、この J I S 制度が新たな時代におけるニーズに適確に対応し、引き続き経済社会の基盤として活用されるために、必要不可欠なものであると考える。

今後は、この提言の具体化を着実に実施するとともに、更なる環境変化が生じた場合においても、関係者の協力と理解の下、適切に対応していく必要がある。

日本工業標準調査会
新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会
委員名簿

氏 名	所 属
(委員長) 飯塚 幸三	株式会社クボタ 顧問
有信 睦弘	株式会社東芝 技術企画室長
坂倉 省吾	財団法人日本規格協会 理事長
佐藤 健	全国生コンクリート工業組合連合会 常務理事
佐野 真理子	主婦連合会 事務局長
珠久 正憲	三菱重工業株式会社 船舶・海洋事業本部 船舶技術部長（平成15年4月17日まで）
青柳 彰	三菱重工業株式会社 船舶・海洋事業本部 船舶技術部長（平成15年4月17日から）
田中 信義	キヤノン株式会社 常務取締役・知的財産法務本部長
中田 雅資	都市基盤整備公団 理事
永岡 文庸	日本経済新聞社 論説委員兼編集委員
二瓶 好正	東京理科大学 理工学部 教授
前原 郷治	社団法人日本鉄鋼連盟 標準化センター 事務局長
正田 英介	東京理科大学 理工学部 教授
松本 恒雄	一橋大学大学院 法学研究科 教授
三上 喜貴	長岡技術科学大学 経営情報系 教授
箭内 博行	財団法人医療機器センター 専務理事
油本 暢勇	住友電工株式会社 顧問

（五十音順、敬称略）

規格WG検討結果報告

目 次

はじめに	1
第1章 国際標準化の必要性和産業への影響	4
第1節 競争力強化に資する標準化の推進	4
1. トップレベル技術の規格作成	4
2. 迅速な国家規格化	6
3. 国際規格への迅速な提案	7
第2節 社会ニーズに対応する市場形成	8
1. 新しいニーズへの対応	8
2. 規格による市場創成	9
3. 国際規格への提案	10
第3節 強制法規への引用の促進	11
1. 強制法規における市場適合の迅速化	11
2. J I S 体系の柔軟化	12
第4節 標準化と知的財産を巡る課題	12
第2章 具体的な対応策 - J I S C 体制の改善と制度の見直し -	15
第1節 国際規格化のための対応体制の整備	15
1. 国際提案の迅速化に向けた J I S C 体制の整備	15
2. フォーラム規格を活用した国際規格提案	15
3. 国際提案のための国内外における活動	16
第2節 規格作成の迅速化・効率化	17
1. T S 制度の導入	17
2. C S B 制度の導入	18
3. T S 制度及び C S B 制度を活用した規格作成のための新たな体制	18
第3節 強制法規への引用促進に向けた改善	20
1. 強制法規当局と標準化機関との連携強化	20
2. 技術基準等に引用されやすい規格体系の整備	22
3. 引用 J I S の原案作成を行う工業会等に対する支援	23
4. 規格の「側面」等級・グレード付き J I S マークの活用	23
第3章 今後の課題 - 新時代の標準化政策に向けて -	25
第1節 「フォーラム」との連携	25
1. フォーラム規格の再定義	25
2. フォーラム規格とデジュール標準の関係	26

3 .「フォーラム」の政策的意義	27
第2節 標準技術に含まれる知的財産の安定化	28
1 . 標準技術に基づくパテントプール	28
2 . パテントポリシーと声明書	30
規格WG委員会名簿	32
規格WGの審議経過	33

はじめに

日本工業標準調査会（JIS C）は、平成12年5月に公表された「21世紀に向けた標準化課題検討特別委員会」の報告を受けて、平成13年1月の省庁再編と同時に改組され、現在の二部会、二特別委員会（常設）の体制となった。同年8月には標準部会として「標準化戦略」を発表し、これからの規格作成についての考え方を示した。「標準化戦略」では、市場適合性・新しいニーズへの対応、国際標準化の推進、研究開発との一体的推進を提言している。

JIS Cが改組して2年を経た現在、規格に求められる産業政策としてのニーズは多様化し、その重要性も増してきている。「標準化戦略」の国際標準化の推進では、「EUは、域内における標準化活動やISO/IEC/ITUにおける国際標準化活動の結果、EU技術の域外諸国への浸透を積極的かつ成功裏に実現している」と記述してある米国規格協会（ANSI）の戦略を引用して、欧米先進国が国際規格を戦略的に活用している現実を紹介した。その傾向はますます強力なものになり、国際市場において競合相手に比べて優位に立つための手段としても使われるケースが見られる。我が国は、平成7年度～平成9年度の3年間をかけて、WTO/TBT協定に対応すべく、短期間に国際規格への整合化作業を進め、平成10年度以降は、日本としての特殊な事情がある規格については、日本から国際規格の変更や追加を求めるための適正化事業を展開してきている。「標準化戦略」では、それをさらに進めて日本発の技術を国際規格化することで産業競争力強化を進めるよう提言している。いわゆる産業政策としての基準認証政策の確立である。

産業競争力強化のために、研究開発と市場化との間にある死の谷をどのように克服するかが大きな課題となっている。「標準化戦略」では、研究開発と国際規格作成の一体化により、国際市場での優位性を確立できることを提言している。これを実現するためには、全会一致方式のコンセンサスに依らない有力企業による作成方策を採択し、それを短期間で国家規格にして国際規格提案を行う必要がある。すなわち、これまでの護送船団方式を見直して、「フォーラム」と呼ばれる有力企業による規格作成組織との連携や、ISO/IECが定めている迅速法による国際規格化の方策を活用できる体制整備も併せて必要となる。この際には、これまでJIS Cが直接関与してこなかった「フォーラム」活動における、特許の取り扱い、競争法的観点からの法的リスクの低減を図れるような仕組みの構築の検討が必要になってきている。

また、規格を作成することは、社会ニーズに対応した環境・リサイクル市場、高齢者・障害者に配慮した製品市場を需要側から刺激し、その市場の立ち上げを促進することができる。これらの分野では、これまでに供給面からの対策として研究開発をはじめいくつかの政策が実施されてきているが、これらの普及を促進するものとして需要面からの推進施策がこれからの課題となっている。規格作成は

需要を喚起する政策として大きな効果が期待できる。例えば、平成14年7月20日、環境JISとして最初の規格等が制定された。ごみ焼却灰を原料とするエコセメントのJISと、一般廃棄物の溶融固化物（溶融スラグ）に係るTR（Technical Report；標準情報）である。これら公共調達に使われる製品はJISが制定されることによって、需要家にも品質や環境面での安心感を醸成し、公共調達において利用される可能性が大幅に増大する。このように標準化することで需要側に特別の負担を強いることなく、需要拡大を促進し、社会ニーズへの対応を、市場メカニズムを活用しながら実現することができる政策ツールとして位置付けることができる。また、このようにして作られた環境JISや高齢者・障害者配慮の規格を国際規格化することで日本の産業にとって得意な分野を世界市場で拡大することも可能となる。

3番目の政策手段としての使い方は、強制法規の技術基準を性能規定化し、その例示基準として任意規格であるJISが引用されることで、技術進歩に合わせて柔軟かつ適切に対応できることや国際的に整合した制度の構築が期待される。強制法規に任意規格であるJISを引用することは、既に平成14年3月の閣議決定で“強制法規の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を行う”と記述されているところである。「標準化戦略」においても、強制法規に引用される規格作成に主導的に取り組むことを提言したところであり、戦略が公表された後、いくつかの法律で引用の方向が示されている。平成13年12月、電気用品安全法の「電気用品の技術上の基準を定める省令」の第二項で定められる基準としてJISを用いる方針が確認された。また、平成14年の通常国会で建築基準法が改正となり、シックハウス対策としての技術基準にJISを引用することとなった。同時期に薬事法も改正され、身体への影響が軽微な医療機器については、これまでの製造業への規制から第三者認証に移行することとなり、それに必要な技術基準としてJISを引用することが決定されている。JISは任意規格であるが、強制法規に引用されることで事実上強制法規の技術基準としての役割を担うことになる。JISCとしては、できうる限り強制法規への引用を促進する観点から、法律毎に運用しやすいJISの体系化を行うことで、より多くの法律への引用を実現していくこととしている。

このように標準化は、製品の品質の向上や消費者保護等の製造と消費をつなぐための多くの機能を持っているが、それだけに限らず、研究開発や知的財産などと同様に、産業を振興し、活性化する政策手段として活用することができる。規格WGでは、政策手段としての機能を、できるだけ広く産業に活用してもらうために、より実地的な時間枠で効果が得られる体制の整備、市場適合性を活用した効率化、国際的な状況を分析し、期待した効果を効率的に実現できる方策を検討した。ここで検討された方策を早急に実現することで、基準認証政策がより使いやすく、かつ効率的な政策手段として活用されることを期待したい。

最後に、先端技術における標準化を確立する際には、知的財産権との相互依存を排除することはできない。知的財産を含む国際規格を作成する際のルールは国際標準化機関においてパテントポリシーとして定められているものの、この分野での紛争の可能性を完全に排除することができていない。紛争の事例、判例も少なく、学術的にも議論が緒についたばかりである。規格WGでは、いくつかの問題点を提示したに留まっている。世界的にも、国際標準化機関、その他の標準開発団体（SDO；Standards Developing Organization）などがこの課題の重要性を理解しつつも、対応は遅々として進んでいない。今後、先端技術分野での競合が激しさを増すにつれ、法的リスクを低減する制度の構築と、国際的な紛争解決のスキームが重要な課題となってくるであろう。世界的な動きを注視しながら、適宜、適切な対応を行うためにも、これらについての継続的な検討が必要である。

規格WGにおいては、上記の問題意識に基づいて、計5回の議論を重ねてきた。本報告を踏まえた日本工業標準調査会の制度の見直しと新時代の標準化政策に向けた更なる検討がなされるとともに、一定期間後にそれらの施策の評価がなされることを期待するものである。

第1章 国際標準化の必要性と産業への影響

第1節 競争力強化に資する標準化の推進

WTO/TBT協定に基づき国際規格との整合化が要求される現状において、国際規格が存在する場合には、JISは国際規格に準拠した規格とすることが求められ、日本の各産業は国際規格に基づいた製品を供給しない限り欧米先進国のみならずアジアにおいても市場を獲得することが難しくなっている。電気情報通信分野、環境分野、高齢者・障害者配慮分野など我が国先導的な技術分野において、日本の産業が高い競争力を維持していくためには、日本の優れた技術力を国際規格化していくことが必須の要件となる。このためには、これまでの全会一致方式のコンセンサスによる規格作成作業ではなく、トップ企業の技術力をもとにした規格制定及び国際提案が不可避である。さらに国際規格として提案するためには、国内における規格審議の迅速化と、規格を巡る世界情勢の分析が必要であり、現在のJISCにおける審議方法の見直しが喫緊の課題である。

1. トップレベル技術の規格作成

(1) 技術的先頭集団による規格作り

JIS原案の作成に当たっては、生産者、使用者、中立者の利害関係者によるコンセンサス形成が要求されるが、一般に原案作成は生産者の集まりである工業会等の委員会で作られることが多い。このような委員会では、多くの場合、多数決ではなく全会一致方式のコンセンサスによって決められており、規格の技術レベルはほとんどの企業において対応が可能な水準として規定されている。製品に対する品質要求事項を規格で決めているような場合、実際の市場においては、このようなコンセンサスに基づいて作成された規格はそのまま使われることが少なく、当該規格を大幅に上回る品質レベルの製品等が流通していることが多い。これからの規格には全会一致のコンセンサスによる方式ではなく、市場で使われる規格（市場適合性の高い規格）、さらにはトップレベルの基準を定め市場を牽引する規格（技術的先頭集団による規格）を標榜することが重要となる。

欧米諸国においてはICカード、自動車用燃料電池などの先端的な技術分野において、当該技術を国際市場に普及させシェア獲得を図る目的で、自国のトップレベルの技術を国際規格にする戦略的な活動が行われている。先端技術分野での規格作成は、有力企業がコアとなって「フォーラム」を形成し、フォーラム規格としてトップレベルの標準作りが行われるケースが多い。これまでJISは、工業会単位でJIS原案を作成し、それをJISCで審議して制定してきているが、これからは国際規格化を視野に入れて、このような「フォーラム」から提出される規格原案についてもJISの対象とすることで、トップレベルの規格作成を図ることが重要である。また、コンセンサスレベル

が低い場合でも、JISに準じたものとして公表し、市場での利用度合いによってJISにすることができる新しい標準（New deliverables）を活用する制度の構築が必要である。

また、トップレベルの規格を作成した場合には、特定の「側面」をJISマークとともに表示することで、消費者により適切な情報提供を行うことができ、より一層の牽引効果をもたらすことが可能となる。

「フォーラム」を活用した国際規格提案（第2章 第1節 2.）

TS（Technical Specifications）制度の導入（第2章 第2節 1.）

（2）研究開発成果の標準化

先端技術分野においては、自国の技術を国際標準にして世界市場に浸透させる戦略的活動として、研究開発と標準化を同時並行的に進める状況が生じている。また、燃料電池やバイオメトリクスに見られるように、環境保全やセキュリティなどの社会ニーズを先端技術により対応することが必要な分野では、研究開発成果を迅速に標準化することが求められている。

従来、研究開発成果の標準化は、主としてネットワーク外部性^{*1}が作用する情報通信の分野においてみられることが多かったが、今後は、バイオテクノロジー、ナノテクノロジーなど、あらゆる先端技術分野に波及していくことが予想される。

このため、研究開発と標準化の連携を図ることの重要性が、先進国において強く認識されており、欧米諸国では「標準化を目指した研究開発」に対する財政支援等を積極的に展開している。

我が国では、平成14年12月、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」に基づき、関係府省等が「産業発掘戦略（技術革新が開く21世紀の新たな需要）」として、4分野（環境・エネルギー、情報家電・ブロードバンド・IT、健康・バイオテクノロジー、ナノテクノロジー・材料）の技術開発、知的財産・標準化、市場化等を内容とする戦略を策定したところである。

（参 考）現在進行中の最先端技術に関する国際標準化動向（例示）

- ・ 知的財産の処理・保護、課金、認証等のプラットフォーム技術
- ・ 燃料電池
- ・ 情報セキュリティ関連技術
- ・ 高度道路交通システム（ITS）

^{*1} ネットワーク外部性；財のユーザーの数あるいはネットワークのサイズからもたらされる便益のことをいう。その効果としては、ユーザー数が増えることによって財から得られる便益が直接増加する効果と、ユーザー数の増加が補完財の介在によって便益を増加する効果とがある。

このように、研究開発政策と標準化政策の連携を深め、研究開発成果の迅速な標準化を図ることが重要である。具体的には、研究開発の段階から国際標準化を視野に入れた研究協力や国際提案に必要なデータ取得等の事業を併せて実施していくことが必要である。このため、国の研究開発プログラムの研究開発基本計画において、標準化に関する具体的な目標を記述するなど、標準化への道筋を明確化する工夫が望まれる。また、公的研究機関や大学は、標準化に資する研究開発や知的基盤の整備に、一層取り組むことが必要である。とりわけ、独立行政法人産業技術総合研究所^{*2}、独立行政法人製品評価技術基盤機構をはじめとした公的研究機関等は、産業界のみでは対応が困難な分野における標準化活動への取り組みを一層充実させることが望まれる。

他方、我が国の産業界における研究開発と標準化の連携については、未だ不十分であるとの指摘がある。これまで我が国企業の標準化活動は、品質の改善、生産の合理化等を主な目的として行われてきたことにより、工場の一部門に位置付けられていることが多く、マーケティング部門や研究開発部門との連携が行われていないことが多いと言われている。先端技術分野での知的財産権の確保と国際標準化を戦略的に進めることにより国際市場を獲得しようとする動きが活発化している状況においては、産業界の経営者層の意識改革や企業マネジメントの改革を行い、企業内部での研究開発部門、知的財産部門と標準化部門の連携を図ることが重要である。

なお、これらの研究開発の成果を迅速に標準化につなげる方策として、JISCは、従来からTR（標準情報）の公表を活用してきたが、今後は、これに代わる新しい標準（New deliverables）を採用するとともに、JISCでの審議の活性化により、迅速な国際規格化を実現できるよう、制度を適正に見直ししていくことが重要である。

TS（Technical Specifications）制度の導入（第2章 第2節 1.）
標準技術に含まれる知的財産の安定化（第3章 第2節）

2. 迅速な国家規格化

JISを制定するまでの期間は、これまで規格原案提出から官報公示まで1年程度を要していたが、平成14年度より規格作成プロセスを電子化したことによりWTO/TBT協定で義務付けられている意見受付公告の60日間を含めて半年での制定を目標として進めている。しかしながら、技術の進展のスピード

^{*2} 独立行政法人産業技術総合研究所は、平成14年11月、「産総研・工業標準化戦略」を策定し、工業標準化活動に対する取り組みの強化の方針を明確化している。

が速くなる状況において、国家規格の制定に要する期間をさらに短縮することが求められている。

現在の制度では、原案が提出されると、まず国が標準化の必要性、その規定内容の適切さ等を審査した上で、JISCに付議している。JISCにおいては、原案の審議は標準部会から各専門委員会に付託されており、原則として、専門委員会開催による審議を経て国に対する答申を行っている。このため、専門委員会の開催が3、4ヶ月に一度程度であることもあり、さらなる期間の短縮には、JISCでの審議方法の見直し等が必要である。

さらに、JIS原案は12条申出（法12条に基づく産業界等からの提案）が全体の8割を占めるなど、産業界が中心となって作成されている。これらの規格は、主には当該産業界において用いられるものであるが、原案作成に当たっては、ユーザー及び学識経験者も含めて委員会を設置するなど公平性、客観性、透明性を確保しつつ、技術的内容、国際規格との整合性、規格の体裁等全般的な検討がなされている。

一方、JISCとしての審議は、工業標準化法の目的への適合性、既存規格との重複、強制法規との矛盾等の確認のみならず、実際には技術的内容、規格の体裁等についても審議を行っている。

規格作成の迅速化のためには、JISCの専門委員会で行っている審議のうち産業界の検討と重複している部分を省略すること、電子的書面審議を活用して専門委員会の審議を頻繁に行うこと等が有効である。JISは主務大臣が制定していることから、規格の内容の全てについて、国が説明責任を持たなければならないとの認識の下に、JISCが技術的内容、規格の体裁等についても審議を行ってきた。

しかしながら、技術の多様化が進む中で産業界等から提案された規格について、国が技術的内容を完全に説明することは現実には不可能である。したがって、産業界等が原案作成し提案する規格（12条申出）について、国と原案作成団体とで説明責任の分担を行い、JISCでは、原案作成過程での公平性、客観性、透明性の確保の確認を中心として審議を行うことを明確化する必要がある。

さらに、もっぱら産業界で使われる規格については、JISにするかどうかを市場に判断させることとして、JISCでは最低限の審議に留め、一定の期間JISに準じる新しい標準（New deliverables）として公表し、市場での利用状況から判断してJISとして制定するなどの新しい制度の導入を検討することが必要である。

規格作成の迅速化・効率化（第2章 第2節）

3. 国際規格への迅速な提案

JISCから国際規格への提案は、ISO/IEC専門業務用指針（ISO/

IEC Directives)によると、JISCの規格であれば、迅速法によって直ちにDIS投票に持ち込むことが可能である。

我が国で迅速法を利用した例としては、電気情報通信分野において、国内企業を中核メンバーとする「フォーラム」が、ISO/IECとリエゾンを結ぶ欧州にある国際的な標準化団体であるECMA(1994年以前は、European Computer Manufacturers Associationが正式な名称であった)を使って迅速法による国際提案を実施するか、又は、JISCとECMAの両者から並行して迅速法による国際提案を実施した実績はある。しかしながら、JISC単独で迅速法により国際提案した実績はほとんどない。その理由としては、ECMAを経由した方が予め国際的な合意が得られやすいのでDIS投票の際に有利であるといったISO/IECの投票制度に起因するところもあるが、JISCの制定までに時間がかかること、国内審議団体との調整が必要なこと、JISCの Patent Policyの運用が欧州の産業団体に比べて厳格であり、「フォーラム」では対応が困難であること等がある。

国際規格の獲得によって産業競争力強化を図るためには、「フォーラム」等がJISCを経由して国際提案することを容易にする必要がある。これまで国際提案や投票については、JISC会長名でそれぞれの工業会、学会等に国内審議団体としての活動を依頼しており、新規国際提案については、JISCでの審議が行われずに国内審議団体が中心となって進めていた。今後、国際標準化を政策的に進めていく観点から、「フォーラム」などが国内審議団体とは無関係にJISCに規格提案し、それをJISCの判断で国際提案できる仕組みが必要となる。このためには、JISCにおいて国際提案、国際投票の審議を行うことができるように体制を整備することが戦略的な国際標準化の第一歩である。また、国際標準化を進めていくためにも、国際審議団体の活動について、JISCが継続的にパフォーマンス評価を行い、必要な支援を行うとともに活動が停滞している団体については見直しを行う等、国際対応を迅速かつ適切に行える体制を整備することが必要である。

国際規格化のための対応体制の整備(第2章 第1節)

第2節 社会ニーズに対応する市場創成

1. 新しいニーズへの対応

消費者の志向が、これまでの品質・性能から地球環境の保護、健康・安全、使いやすさ重視、リサイクル品の優先使用など価値観が多様化する中で、広範な標準化分野の中から、消費者に関連が深く、かつ、関心が高い分野を、製品分野横断的な観点から明確化することが重要となっている。具体的には、高齢者・障害

者の自立した生活及び社会的活動を促進するため、製品、サービス、生活環境へのアクセシビリティ（受け入れられ易さ、利用のし易さ）に配慮した標準化の推進や、消費者保護の観点から、電子商取引に係る規範、消費者の苦情対応等の新たな社会ニーズ、シックハウス症候群等の化学物質が健康に及ぼす被害を減少させるなど健康・安全の確保等に必要な標準化のニーズが増加してきている。

このような新しい消費者ニーズに対応した規格に適應した商品には、できるだけ消費者に理解できる情報を提供することが重要である。「第八次工業標準化長期計画」で制度化した目的付記JISマークは、JISマークを表示できるJISの指定を減らしてきたこともあり、これまでに更正タイヤ、難燃性のじゅうたん等の数規格しかない。今後、JISマーク制度の改革が行われてJISマークの表示をより柔軟に行えるようになったときには、規格の特定な「側面」、又は等級・グレードを付記したJISマークの制度を積極的に活用して、消費者への情報提供を行うことが消費者ニーズに合った製品の市場化を促進することにつながる。

また、環境配慮に対するニーズは、社会の大きな流れとなっている。とりわけ、循環型社会形成に資する3R（リデュース、リユース及びリサイクル）配慮のための規格の重要性は高まりつつある。平成14年7月、エコセメントのJISが制定されるとともに、一般廃棄物等の溶融固化物（溶融スラグ）のTRが公表された。廃棄物処理場の逼迫の中で、これらの規格化等への反響は大きく、3Rに資する標準化へのニーズは、今後一層高まるものと予想される。

さらに、地球温暖化問題への対応として重要な省エネルギー・新エネルギー技術に係る標準化も重要性が増大している。具体的には、家電製品等の実使用時におけるエネルギー消費効率の測定方法等の規格化が進められている。また、新エネルギー技術開発として進められている燃料電池の研究開発プロジェクトにおいても、国際規格の獲得が研究開発の目標自体となっている。

2. 規格による市場創成

新しい消費者ニーズに基づいた標準化を推進することによって、このような社会ニーズに対応した新技術・新製品を市場に送り出すことができる。さらにはリサイクル製品や高齢者・障害者配慮製品などのように、これまで市場が形成されていない、又は極めて小さな市場に限定されていた分野に、新たに大きな市場を作り出すことも可能である。このように標準化政策は、需要サイドに立った産業政策としても有効に活用することができる。

例えば、日本は2015年には人口の4分の1が65才を越える世界一の高齢化先進国になると予測されている。しかし、ファッションや家電製品などに代表される市場はいまだに若者を対象とした商品を優先し、高齢者・障害者にとっても使いやすい商品の開発は十分に行われていない。すなわち、高齢化先進国となる日本においても高齢者・障害者を対象とした市場は十分に育っていない。これ

を改善するためにISO/IECでは、日本のリーダーシップの下に2002年、高齢者・障害者に配慮した規格を作成するためのISO/IECガイド71を発行した。我が国も、平成15年6月を目途にISO/IECガイド71の翻訳規格であるJIS Z 8071を制定する予定である。今後、製品・サービスに係わるすべてのJISの制定、改正にISO/IECガイド71を適用していくことで、日本は世界でもっとも早く新しい市場を立ち上げることが可能となる。

また、平成14年4月に策定された「環境JISの策定促進のアクションプログラム」は、環境配慮製品の市場拡大のため、ユーザーに対する製品情報の提供・品質保証として、環境配慮事項とともに、製品性能、化学組成、安全性等の基準、試験評価方法等を総合的に設定し規格化することにより、環境に配慮した製品・3R製品が市場において適正に評価、認知される事業環境を整備することの重要性を示している。平成14年7月のエコセメントのJIS制定は、環境JISの第1弾として位置付けられた。さらに、JISCは、平成15年4月、「環境JISの策定促進のアクションプログラム」を改定するとともに、製品規格への環境側面の導入に関する指針であるISOガイド64（JIS Q 0064）の適用を主な内容とする環境配慮規格整備方針を各技術分野毎に整備しつつある。環境JISは、環境に配慮した製品・3R製品の市場拡大に大きく貢献するものと期待されている。

このように、新しい市場を形成する観点から、JISCとして、産業界、関連行政組織との連携の下に社会ニーズに対応した分野での標準化を積極的に進めていくことが重要となっている。

3. 国際規格への提案

このような社会ニーズに対応した市場形成は、国内だけに限らず国際市場においても同様に成し得ることが可能である。高齢者・障害者を配慮した市場については、日本に次いで高齢化社会を迎えることになる欧州でも広がりを見せている。既に、欧州委員会は、2001年、欧州標準化団体(CEN,CENELEC,ETSI)に対して既存の規格の見直しを含めたマニフェストを発している。日本は、これまで欧州標準化団体の会議にオブザーバーを派遣して相互の交流を図っている。また、ISOにおいて高齢者・障害者配慮規格を審議する場としてISO/TC159（人間工学）の下に新しいSCを作ることを提案している。

他方、環境政策の一環として近年脚光を浴びつつある環境配慮規格については、欧州を中心にして世界的な取り組みが進んでいる。我が国は、「環境JISの策定促進のアクションプログラム」において、国際標準化の重要性を明確示している。例えば、我が国が技術的に進んでいると言われている「鉛フリーはんだによる電子実装技術」のIEC/TC91（電子実装技術）への提案や、我が国の研究者の発見・発明によって生み出された環境浄化機能を有する光触媒技術の性能試験方法をISO/TC206（ファインセラミックス）に提案するなど、積極的な

取り組みを行っているところである。

先端技術分野だけでなく、社会ニーズに基づいた規格作成は、国際競争力強化にも結びついている。これまでに世界市場を対象とした需要サイドでの産業振興的な政策手段はマクロ経済的手法が主体であったが、国際規格を戦略的に活用することで、需要サイドを刺激し、新製品・新技術の市場形成を実現することができる。現在、環境保護や高齢者・障害者配慮など社会ニーズに対応する標準化の分野では、我が国は世界の中で先導的な立場にあると考えられ、優位性を活かしつつ、国際標準化活動に主体的に取り組むことによって、国際競争力強化にもつながる。

第3節 強制法規への引用の促進

1. 強制法規における市場適合の迅速化

強制法規における任意規格の活用に関しては、欧州ではニューアプローチ指令に基づき、強制法規の技術基準は必須要求事項のみに限定し、その要求事項の技術的な指針としてEN規格を活用する制度が運用されており、また、米国では国家技術移転促進法（NTTAA）に基づき連邦機関に対して任意規格を活用することが指示されている。

このことは、強制法規当局の観点からすれば、利害関係者のコンセンサスのもとで作成された任意規格を活用することによって、高いレベルの社会的な信頼性を得ることができるというメリットが存在すると考えられる。とりわけ、環境JISなどの消費者のニーズが大きい規格が、消費者の参画がビルトインされた標準化活動によって作成される場合は、強制法規当局としても安心して、JISを活用することができる。また、技術基準の例示基準等のメンテナンスを標準化団体に委ねることにより、規制当局にとって大きな行政コストの削減につながることも注目されている。

他方、1995年のWTO/TBT協定発効以降、基準認証制度に係る基準及び適合性評価手続きの国際統合化、簡素化等による市場アクセス向上のための取り組みが求められており、平成14年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（改定）」は、強制法規の技術基準の性能規定化と仕様例としてのJISの活用、技術基準等とJISの統合化、強制法規当局と任意分野における適合性評価機関との間のネットワークの構築などを進めていくことを示している。

現在、JISは建築基準法、労働安全衛生法、高圧ガス保安法、電気事業法等の強制法規において、延べ約5000規格が技術基準又は性能規定化された技術基準に適合する仕様例等（以下、技術基準等という。）として引用されているが、これらの要請に対応するためには、従来にも増して強制法規当局との連携を図り、技術基準等に活用されるJISを整備していくことが重要となっている。

強制法規当局と標準化機関との連携強化（第2章 第3節 1.）

2. JIS体系の柔軟化

技術基準等におけるJISの引用形態としては、試験方法規格や製品規格の全体が引用されるケースと規定内容の一部（例えば、製品規格の安全性に係る要求事項のみ）が引用されるケースがある。

後者については、JIS番号に加え、該当内容を規定する箇条番号等を指定する必要があるなど引用の煩雑さや、引用後において当該規格の箇条番号に変更があった場合は技術基準との齟齬が生じることもある。また、強制法規の性能規定化に伴い仕様例等としてJISを活用するとの方針に対応するためにも、引用されやすい体系整備が必要となっている。

また、国際規格との整合性の観点からJISの番号の付け方を見直し、整合した基の国際規格と同じ番号体系を作るなどの努力によって、国際規格の改正があった場合にも、迅速にかつ適正に対応することが可能となる。

技術基準等に引用されやすい規格体系の整備（第2章 第3節 2.）

第4節 標準化と知的財産を巡る課題

情報社会の進展によるネットワーク化が進むにつれて、ネットワーク外部性が大きな効果をもたらすようになり、これら機器や通信規約などの標準化が重要となっている。このような標準化においては、多くの場合、有力企業が中核となって標準化のための「フォーラム」を結成し、規格を作り上げ、世界市場を席卷する原動力となる。ここで作られる規格は未だ製品の姿が見えない段階で最先端の技術をもとにして作成される。これまでの規格は、市場が成熟期を迎えてから作られる、「事後標準」がほとんどであったが、このような最先端技術を使った製品の場合には、市場が創出される前に標準が作られる「事前標準」が中心となる。このような規格は、一般には複雑に絡み合った技術によって構成されるので複数の権利者による知的財産権を含んでいる。したがって、この規格を使って製品を作ろうとすると、規格に含まれる全ての知的財産権の実施許諾を受けなくてはならない。

実施許諾を受ける者（ライセンサー）は、規格に含まれる知的財産権を探し出して実施許諾を受けるとするのは現実的ではないので、パテントプール方式が取られることが多く行われている。また、それぞれの標準化団体は、規格に含まれる知的財産権に対して、「合理的かつ非差別的な条件に基づき実施許諾する」旨の声明書を出させること等を決めたパテントポリシーを持っている。いわゆる

R A N D (Reasonable And Non-Discriminatory) 条件といわれている。

しかし、このような標準と知的財産権を巡る仕組みは歴史も浅く、未だ多くの課題がある。「フォーラム」の設立・標準化活動と独占禁止法との関係、「フォーラム」に参加する者の義務と責任、パテントプール方式では、独占禁止法との関連と実施許諾する際の仕組みとロイヤリティの決め方、標準化団体のパテントポリシーの取り扱い、「フォーラム」に入らない企業の知的財産の取り扱い、規格に入っている特許を巡る紛争の処理方法等様々な課題が残されている。

「フォーラム」の設立及び標準化活動と独占禁止法との関連については、平成13年7月に公正取引委員会が「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」を公表して、技術標準の形成過程における問題、技術標準確立後における問題をまとめている。これによってフォーラム活動の法的リスクは大幅に軽減しているが、「フォーラム」での規格作成について、D E L L 社事件^{*3}のようなケースでは、標準化活動への参加者が自社の保有する知的財産についてどこまで責任を持って把握しなければならない義務があるのかといった点が、課題として残されている。

パテントプール方式は、いくつかの古典的な例を除けば、最近例示されるのはM P E G - 2 (画像をデジタル化して圧縮する技術) の事例である。パテントプールには必須特許だけが選択されて、M P E G L A という管理会社が一括で低いロイヤリティで実施許諾の事務を行っている。M P E G L A は、反トラスト法に違反していないことを確認するために米国司法省に確認を求め、司法省はビジネス・レビュー・レターを企業に送付している。日本では、平成11年7月、公正取引委員会より、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上のガイドライン」が公表されている。また、ロイヤリティの程度について第三世代携帯電話の3 G プラットホームでは、特定の企業の支払うロイヤリティが高くなりすぎないように上限を設ける方法を採用している。ただし、3 G プラットホームでも、世界的に大きなシェアを有する企業は、たとえ低いロイヤリティでも膨大な額を支払わなければならないこと、製品を製造しない研究開発企業ロイヤリティの取り扱い、等の課題がある。

標準化団体が決めているパテントポリシーについては、運用の仕方が標準化団体によって相当に異なっていることが最大の課題である。また、基準を作成する「フォーラム」と特許を管理するパテントプールとが別組織になっている場合、R A N D 条件を受け入れるという声明書を誰が提出するのか、その有効性はどの程度あるのか、適正な対価とはどの程度を指すのか、等について明らかにしていかなければならない。さらには、現在、J P E G をめぐって問題になっているよ

^{*3} D E L L 社事件：1995年、D E L L 社は、同社が非公開としていた知的財産を含めたV L バス標準をJ E D E C が採用した際、知的財産権を秘匿して、それにより市場支配力を築くことになった。そのためF T C (米連邦取引委員会) はD E L L 社に対しロイヤリティを無料で実施許諾を義務付けた。

うな*⁴、既に多くの製品が使っている国際規格について特許の権利主張があったときに、権利の制限を特許法、または独占禁止法などで制約することができるのか、といったことについても検討が必要である。さらには、このような紛争について、裁判によらず簡易に裁定できる制度の可能性についても今後検討を進めていく必要がある。

特許の実施許諾の際のロイヤリティについては、平成14年12月にW3Cが決定したロイヤリティ・フリー（RF）条件での規格作成が大きな話題となっている。また、LINUXなどで行われているオープン・ソース活動が次第に力を強めつつある。このような動きについて、JISCとしての考え方を検討する必要がある。

今後の課題 - 新時代の標準化政策に向けて - （第3章）

*⁴ JPEG事件：2002年、米国 Forgent Networks 社が、国際規格となっている JPEG に利用されている技術に関わる特許について、クレームを発し、既に、一部の日本企業とライセンス契約を結んだとの報道があった。

第2章 具体的な対応策 - J I S C体制の改善と制度の見直し -

第1節 国際規格化のための対応体制の整備

1. 国際提案の迅速化に向けた J I S C体制の整備

国際標準化における国内意見の提出は、国内全体の合意形成を経て行うべきこととなっている。従来、国際提案に当たっては、J I S C傘下の関連するTC / SC国内審議団体において、新業務項目提案（NP ; New work item proposal）を行い、必要な場合にはWGのコンビナーを引き受け、主導権をもって活動している。

しかし、第1章で示した競争力強化に資する標準化、社会ニーズに対応する市場創成、強制法規への引用の促進等においては、国際標準化を政策的に進めていくことが必要な課題もあることから、このような国内審議団体依存型の提案の仕組みを見直し、効率的な合意形成を図るために、国内審議団体のパフォーマンスを評価した上で、関係する標準部会傘下の専門委員会等において国際標準化戦略についての基本方針、具体的提案方法等（NP提案、ファーストトラック提案）を検討し、ISO / IECへの日本からの新規提案、提案後の投票対応等についても決定できるよう現行制度の改善を図ることとする。

また、国際提案のためのISO / IEC専門業務用指針（Directives）による迅速法を適用するに当たっては、Pメンバーである国内審議団体が既存規格を提案することとしているが、今後は状況に応じて、以下のツールを有効に活用するなど柔軟に対応できる仕組みを構築する。

関係TCのカテゴリーAリエゾン団体（例えば、JTC1とAリエゾン関係にあるECMA）がその作成機関にかかわりなく既存の規格を提案する。

ISO又はIECの理事会が認めた国際標準化団体（CIE：国際照明委員会、IIW：国際溶接学会、IUL - TCS：国際皮革技術者化学者連合）が作成した規格を提案する。

ISO / IECとの間で正式な専門業務協定を結んだ機関（CEN、CENELEC）が、当該TC又はSCとの合意の上、同機関が作成した規格案を提案する。

既存有力SDO（ASME（American Society of Mechanical Engineers）、ASTM（American Society for Test and Materials）など）の規格を迅速かつ修正なしでISO / IECとダブルロゴで国際規格化する。

2. フォーラム規格を活用した国際規格提案

近年、情報技術等の市場獲得を巡る競争が激しい先端分野においては、研究開発成果として新技術・新製品に関する市場の創出・獲得を目指して知的財産権を内包するフォーラム規格等を作成し、知的財産権とセットで日本発の技術を国際規格化しようとする新たな国際標準化活動が展開されている。

このようなフォーラム規格が、「フォーラム」結成時において透明性が確保されており、「フォーラム」外への合理的かつ非差別的な条件での実施権許諾を約束した規格であって、国際規格とすることが適当と認められる場合には、フォーラム規格制定に至るまでの経過を確認した上で、簡素化した手続きによってJISにするとともに、関係TC/SC国内審議団体によらず標準部会傘下の専門委員会等によって具体的な提案方法を決定し、提案後のISO/IECからのDIS投票、FDIS投票に対する回答の審議も行うよう体制を整備する。(投票文書はJISC事務局あて直接配信されるようにその旨ISO/IEC中央事務局に周知する。また、関係するTC/SC国内審議団体との調整等をJISC事務局が行う。)(図1参照)

3. 国際提案のための国内外における活動

JISC事務局と国内審議団体が当該分野における国内/国際動向等を把握し情報を共有化するなど連携を強化し、国際規格提案に対する中長期的な方針、実施計画等を策定するなどの体制強化を図っていく。この中では、我が国主導で国際審議を進めるための方策として、新TC/SCを提案するか、既存TC/SCを活用するかなどを幹事国業務の引き受けと合わせて検討することも重要である。

また、提案に至るまでの間、国際的規模での賛同者確保、仲間作りを展開することが不可欠であり、そのため、国際標準化事業(国際規格共同開発、アジア太平洋標準化協力)、国際的フレームワーク(WTO/TBT委員会、アジア太平洋経済協力会議/基準適合性小委員会(APEC/SCSC; Asia Pacific Economic Cooperation group / Sub-Committee on Standards and Conformance)、アジア太平洋標準化会議(PASC; Asia Pacific Standards Congress)、各種二国間協議等)、関係諸機関の有機的な強化及び活用を図ることとする。

更に、国際規格策定の場において、主導的な役割を担う人材を育成することも重要であり、大学等教育機関での国際標準化講座の開設、研究専門機関での国際議長、国際幹事育成のためのセミナーの実施など国際標準化エキスパート人材を育成するための方策について検討するべきである。

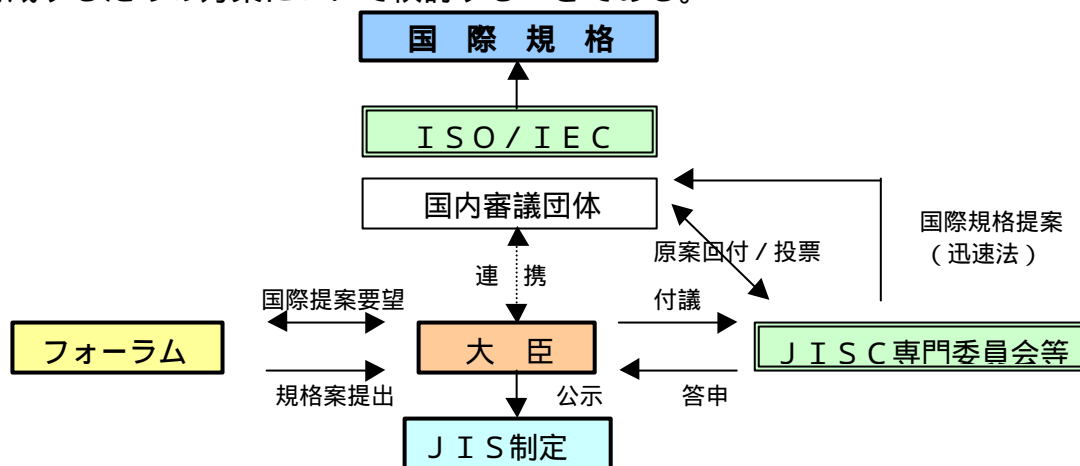


図1 フォーラム規格の国際規格提案のための手続き(イメージ)

第2節 規格作成の迅速化・効率化

J I S作成に当たっては、国が原案作成段階から主体的に取り組むケース（法第11条）と市場ニーズによって工業会等関係者が原案作成を行い主務大臣に申し出るケース（法12条）がある。また、技術革新の著しい分野等において、J I Sに至る前段階で技術標準等を積極的に公表することによって、J I S制定のためのコンセンサス形成を促進することを狙ったTRがあり、主には情報分野、環境分野（新エネルギー、リサイクル等）において活用されている。

これらの規格化は、「標準化戦略」等の基本方針・年度計画の作成、原案作成のための調査研究、国又は工業会等による原案作成、国による原案審査、J I S Cでの審議、更にJ I S制定・改正に当たっては、W T O / T B T協定による透明性確保のための手続き等の手順を踏んで行われている。

今後、産業競争力強化、社会ニーズに対応する市場創成、強制法規への引用の促進等新たな標準化政策を推進していくために、これまでの規格作成プロセスの電子化等に加え、これら手順において民間活力等を最大限活用し、信頼性を確保しながら更なる迅速化・効率化を図るための新たな体制を整備するとともに、バイオテクノロジーやナノテクノロジーなどの先端技術分野、消費者・高齢者配慮等社会ニーズへの対応、その他製品規格毎では対応が難しい分野横断的な方法規格等の標準化を推進していく観点から、環境J I Sへの取り組みを前例としつつ、専門委員会毎の縦割りを超えた横断的な体制の構築を検討するなど、規格作成の迅速化・効率化に向けた対応を図っていく。

1. T S（Technical Specifications；標準仕様書）制度の導入

現行のTR制度は、J I S C審議でJ I Sに至らなかった規格案（タイプ Ⅰ）将来的にJ I S制定の可能性のある技術的に開発途上の技術仕様等（タイプ Ⅱ）及び標準化に関する技術情報（タイプ Ⅲ）の3つのタイプに分類されており、いずれもJ I Sと同様にJ I S Cでの審議を経て、TR（標準情報）として公表・発行されている。

これらのうち、タイプ Ⅱ及びタイプ Ⅲは技術的な基準や試験方法等が規定されており、J I S制定が間近な暫定規格との意味合いが強いものであることから、I S O / I E CのNew deliverables（コンセンサスレベルの低い出版物の発行）の考え方を踏襲し、これらをT S（標準仕様書）として公表・発行する。また、タイプ Ⅰは現行どおりTR（標準情報）として公表・発行する。

T S制度の導入によって、当該T Sは暫定J I Sとして見なすこともでき、早期の普及拡大が図られるとともに、J I S制定に至るコンセンサス形成の更なる迅速化が期待できる。また、後述する新たな体制に取り込むことによって、市場適合性を確認し、信頼性を確保しつつ、迅速かつ効率的にJ I Sにするための制

度の構築も可能となる。

2. CSB (Competent Standardization Body ; 有資格標準化団体) 制度の導入

JIS原案作成は、現在、約550の工業会等において行われているが、これら工業会等の中には、手続きをルール化し、ホームページ等を活用して広く情報公開しながら団体規格を作成・維持管理している団体、JIS原案作成に当たっては専門家に加え他の利害関係者の意見を十分に反映する機能を有している団体、更にはWTO/TBT協定のCGP (Code of Good Practice) の受入れを表明している団体など、公平性、客観性、透明性の確保等において国又はJISCと同等な機能をもって標準化活動を行っている団体も存在している。このような一定要件を備えて、適正かつ確実なJIS原案作成を行うことができる工業会等については、CSBとして登録し、その機能を最大限活用することによって、JIS制定等の迅速化・効率化が図られる制度を導入する。

制度の確立・運用に当たっては、米国ANSIにおける制度(標準化機関が原案作成団体を認定し、認定を受けた団体から提案された規格案については標準化機関における実質的な審査を受けず国家規格として承認される制度)等を参考として、次の観点からCSBとしての具体的な登録要件を設定・義務化するとともに、登録要件を満たさなくなった場合又は制定されたJISの規定内容に不備が指摘された場合などその程度によっては登録を取り消すなどの措置についてもルール作りを行うことが必要である。

技術的及び形式的に適正な規格案を作成する能力

利害関係者の意見等を十分に反映できる機能(異議申し立てに対する適切な処理を含む。)

透明性確保のための機能(重複規格が作成されないよう作業内容の公開、パブリック・レビュー等)

規格の維持管理(5年以内の確実な見直しを含む。)

国際規格開発活動への積極的な参加

十分な実績

JISCによる監査 等

3. TS制度及びCSB制度を活用した規格作成のための新たな体制

- (1) JIS規格作成の迅速化・効率化を図るための新たな体制として、従来は提出されたすべての規格原案を対象として、国が規格化の必要性、内容の適切性等について審査し、更にJISCにおいて専門的立場から技術内容等について審議していたものを、今後は国が原案作成段階から主体的に取り組むべき分野を限定し、それ以外の分野については規格化の必要性等の判断を国から市場適合性に委ねるとの考え方を基本スタンスとして、TS制度及びCSB制度を活用した体制の整備を行う。

- (2) TS制度又はCSB制度を活用して作成されるJISについては、JISCでの技術的内容や規格様式の適切性等に関する実質的な審議が簡素化されることから、規格の技術内容については、従来にも増して国と原案作成団体の連携を強化し、説明責任の分担を図って対応していくことが必要となる。

〔新たな体制の概要〕（図2参照）

国が原案作成段階から主体的に取り組みJISを制定する分野を限定する。

当該分野は、標準化政策上において特に重要な分野に限定するとの観点から、例えば次の分野が考えられるが、実際の運用に当たっては更に具体的な指針を作成する。

- a. 分野横断的な要素技術等に関する規格
- b. 社会インフラ整備に係わる規格
- c. 強制法規技術基準等に引用される規格
- d. 政策目的遂行に資する規格(環境保護、消費者保護、高齢者・障害者対応等)
- e. 国際提案（特に迅速法を活用する場合）を目的とした規格 等

の限定分野であっても、CSBから法第12条により申出された原案については、JISC審議は必要最小限の内容にとどめることなどにより、規格制定の迅速化を図る。

以外の分野については、JIS制定の必要性の判断は、市場適合性に委ねることとし、申出時点において市場適合性の確認ができない原案は、速やかにTS（標準仕様書）として公表し、3年以内の期間において市場適合性があるものと判断された場合には速やかにJISとして制定する。

によってJISに制定されたものについては、5年以内に改正又は確認の申出がされなかった場合は廃止する。

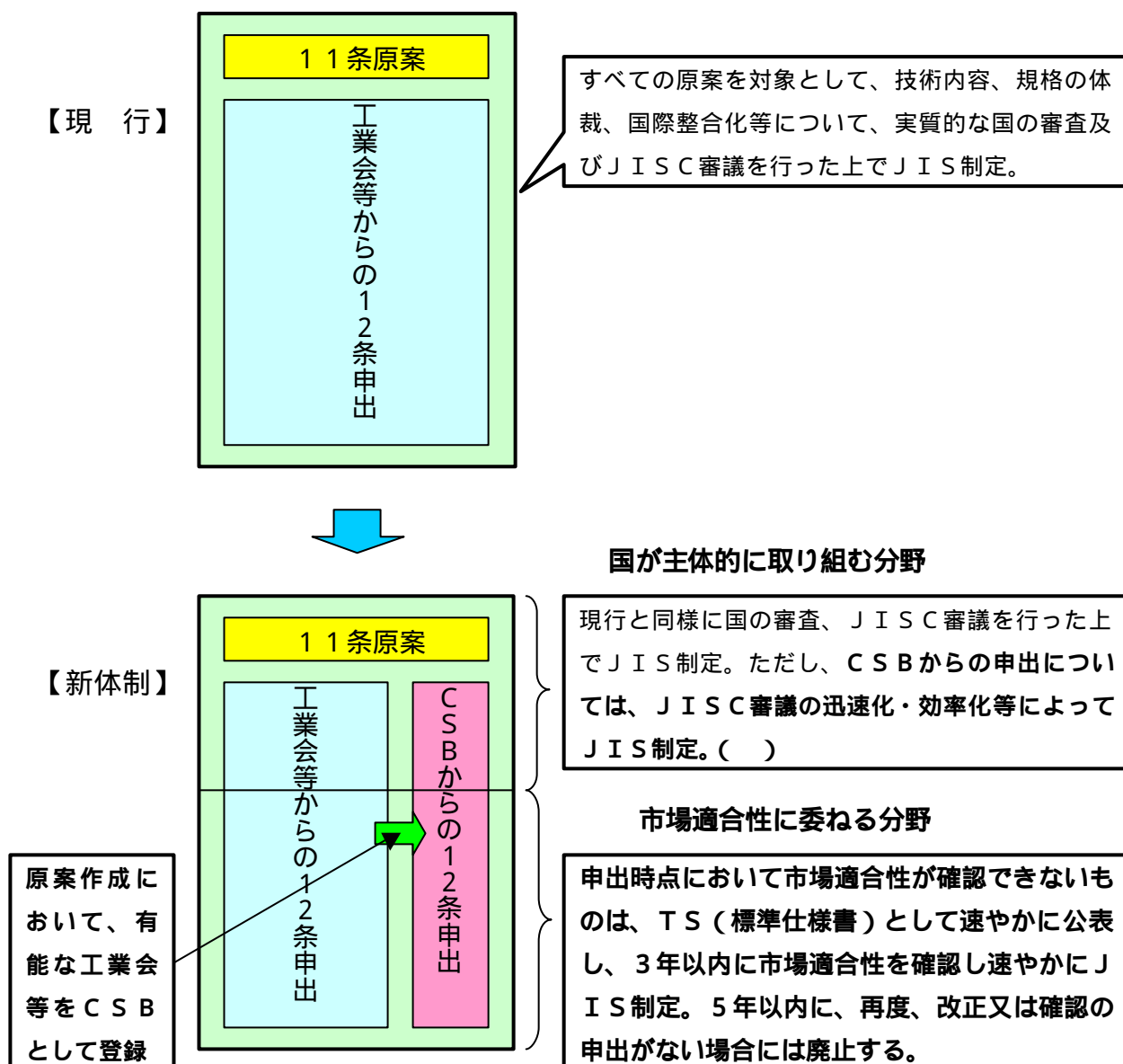


図2 規格作成の迅速化・効率化のための体制

第3節 強制法規への引用促進に向けた改善

1. 強制法規当局と標準化機関との連携強化

(1) 引用JISに係るデータ整備及び維持管理のための手段

強制法規技術基準等におけるJISの引用状況に関するデータベースを構築し、強制法規当局や標準化機関などの関係者が活用できるようJISCホームページを整備する。

また、強制法規当局等からの情報提供の下で技術基準等の改正に合わせ、適宜、データベースの更新・拡充を図っていくとともに、引用 J I S の改正等に関する情報を確実に強制法規当局へ提供できるようにするため、規格票に引用 J I S であることを明らかにする識別記号を導入するほか、その解説等において引用されている法律、政省令の名称等を記載するなどの方策について検討する。

(2) 引用 J I S の制定、改正等の審議に係る連携

現在、J I S を制定・改正する際には、当該 J I S に関係する省庁に対して原案作成委員会への参加を募るなど意見等を反映できる機会を設けているところであるが、今後、なお一層の連携強化を図る観点から、引用 J I S の制定、改正等に当たっては、強制法規当局、関係団体等に対してきめ細やかな情報提供を行うとともに、引用 J I S の制定、改正等について意見が反映できる機会を充実するなど連携体制を強化する。

また、引用 J I S の内容審議が、同一メンバーにより強制法規当局、標準化機関のそれぞれの立場で二重に審議されるケースもあり、必要な場合には国際規格の審議も含めて同一組織の下で効率的に審議を行い、迅速に規格化が進められるよう体制整備を図っていくこととする。

〔対応策ポイント〕

審議計画作成段階

引用 J I S への制定、改正等の要望を受ける機会を設け、必要な場合には規格の制定、改正等を行うこととし、審議計画へ反映させる。年度毎の引用 J I S 全体に関する審議計画書を強制法規当局へも配布する。

原案作成段階

原案作成団体等から強制法規当局へ原案作成開始時期を可能な限り事前に報告し、委員会等への参加を募る。

J I S C 審議段階

J I S C での審議の進捗状況等（公示時期を含む。）を定期的に強制法規当局へ提示する。強制法規当局の要望案件等については、審議等の手続きの迅速化を図るなど、ニーズにあった時期での J I S 制定に努める。

J I S 公示段階

引用 J I S について、最新の規定内容が把握できるよう関係者に対して制定、改正等についての情報を提供する。

2. 技術基準等に引用されやすい規格体系の整備

(1) 対応国際規格が容易に確認できる規格番号体系の採用

強制法規の技術基準については、WTO/TBT協定において、原則、国際規格を基礎として用いることが要求されていることから、引用JISについても国際規格との整合性が確保されていることが必要である。

現在、対応国際規格のあるJISの約90%は国際規格を基礎として作成されており、必要な場合、対応国際規格が容易に確認できるよう現行JIS番号体系(部門記号+4桁番号(Q部門を除く。))によらず国際規格番号と一致した番号体系の採用を可能とする。

〔例〕

IEC 61000-4-2 (電磁両立性 - 第4部：試験及び測定技術
- 第2節：静電気放電イミュニティ試験)

現行：JIS C 1000-4-2

今後：JIS C 61000-4-2

(2) 技術基準等に引用されやすい規格体系の整備

電気事業法、高圧ガス保安法等一部の強制法規においては、既に技術基準の性能規定化がなされており、さらに、規制改革推進3か年計画等を受けて、現在、消費生活用製品安全法、電気用品安全法等においても、技術基準の性能規定化が検討されている。これら技術基準の性能規定化に伴い当該基準へ適合することを示す例示基準等として基本的にはJISが活用される方向にある。

したがって、強制法規の適切な運用を支援する観点からも、それぞれの強制法規の技術基準等に応じて引用されやすい規格体系を整備することが重要である。例えば、電気用品安全法への対応として、蛍光ランプ等について、従来の製品規格の規定内容のうち、安全性に係る要求事項とそれ以外の品質性能に係る要求事項を別規格として制定し、強制法規及び国際規格への対応において、より効果的な体系整備を図る。(安全性に係るIEC規格をベースとしたJIS約260件を整備中)(図3参照)

また、平成14年7月に改正された薬事法への対応として、第三者認証基準に活用されるための安全要求事項及び/又は性能要求事項に係るJISを国際規格体系との整合性を確保しつつ、約250件を整備する予定である。

なお、法律によっては米国ASME等の基準を採用しているものもあり、これらのJIS制定要望に対応するに当たっては、著作権等の問題も考慮しつつ進めることが必要である。

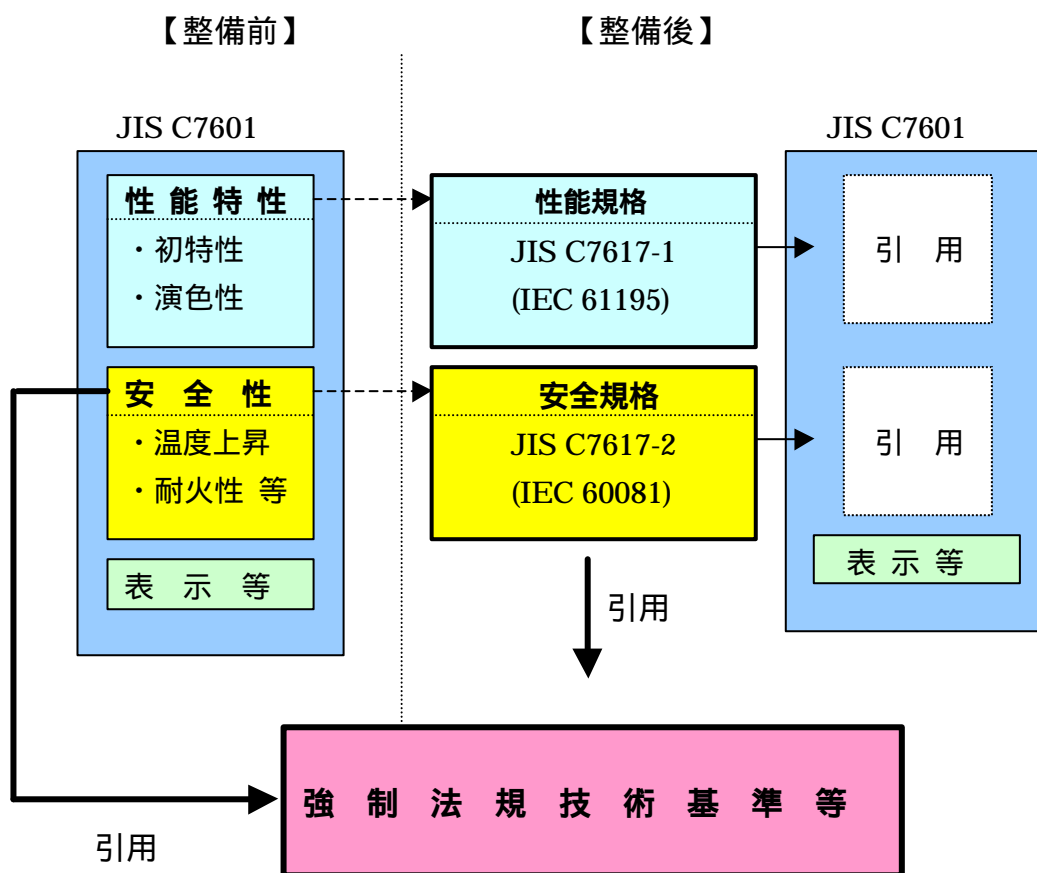


図3 電気機器（蛍光灯）の規格体系整備（例）

3. 引用JISの原案作成を行う工業会等に対する支援

引用JISの原案作成を行うに当たって、分野によっては、複数の検査機関や工業会等が関係しているためにその調整が必要な場合、また、強制法規として技術基準を整備する必要性はあるものの自主的に関連するJISの原案を作成する工業会が存在しない場合など、国が各機関・団体等への情報提供、調整、補助等を行うことが必要となる場合も多い。

このような場合にあっては、技術基準や国際規格との整合性が確保された適正な引用JISを維持・管理するための体制整備（中核的な役割を果たす事務局の設置等）やその運用のための予算措置等について、強制法規当局と標準化部門が連携を図り支援のための方策を検討する。

4. 規格の「側面」、等級・グレード付きJISマークの活用

地球環境保全や安全志向、使いやすさ重視、リサイクル品の優先使用、高齢者・障害者対応など使用・消費者の価値観が多様化する中で、これら社会ニーズへ対応していく観点から、安全基準を定めた規格（例：電気用品等）やトップレ

ベルの技術による環境配慮製品の規格（例：エコセメント等）のほか、規定内容に複数の等級・グレードを設けた規格（例：建材等のシックハウス対応）など、特定の「側面」に着目したJISや、使用用途によって製品選択が可能な等級・グレードを設けたJISの制定を推進していく。

特定の「側面」、等級・グレード付きJISマークによって、特定の側面に着目したJISへの適合性を認証された製品であることや製品が適合している等級・グレードに関して、使用・消費者への情報提供と普及拡大が図られるとともに、併せて強制法規等におけるJISマーク制度の活用促進にも資することが期待される。

第3章 今後の課題 - 新時代の標準化政策に向けて -

第1節 「フォーラム」との連携

1. フォーラム規格の再定義

前章までに、産業競争力強化に資するための標準化の推進策として、主に JISC の制度改革について述べてきたが、我が国発の先端技術を国際規格にするためには、公的なプロセスを経たデジュール標準についての検討に留まらず、いわゆるデファクト標準を視野に入れた包括的な標準化政策のあり方を検討する必要がある。

従来から、デジュール標準に対比して、それ以外のものをデファクト標準と呼ぶことが多かったが、デファクト標準の中にも、市場競争の結果によって事実上 (de facto) の標準として勝ち残るものと、企業間協力により製品が市場に出る前に規格が作成されるものの二通りが存在することに注目する必要がある。このうち、企業間協力によって作成されるものの中には、業界の有力企業が集まって標準化のための団体（このような団体を「フォーラム」と呼ぶことが多い。例：DVD フォーラム）を形成し、合意によって技術標準を確立することを目指すものがある。「フォーラム」の中には、開放性・透明性を高めるとともに、パテントポリシーを設けて知的財産の効率的な活用を図るものがある。「フォーラム」の活動により作成される規格は一般的にフォーラム規格と呼ばれている。フォーラム規格は、通常、デファクト標準として分類されることが多いが、実際の標準化プロセスはデジュール標準のそれを一部含んでいるものが多いことに留意する必要がある。

近年、IT 産業に見られるように、技術の進展が早く、研究開発と実用化との間の期間が極端に短縮され、かつ、ネットワーク外部性を有する製品・技術が増大してくると、企業リスクを減らすために、製品が市場に出る前に利害関係者の間での話し合いにより規格を決める事例（いわゆる事前標準）が増えている。

事前標準は、公共政策の観点から開発される製品・技術（例えばセキュリティ技術としての暗号アルゴリズム）等を除くと、当初は、上述のフォーラム規格のような非デジュール標準として作成されることが一般的である。これは、企業にとって、標準化の対象となる製品や技術に係る情報が全て公開され、かつ、コンセンサスを重視した審議プロセスにより規格作成に比較的時間を要するデジュール標準の仕組みが、先端技術のビジネスの論理に一致しないことが多いからであると考えられる。

一般に、標準化プロセスは、デジュールか、それともデファクトかという二者択一的なものと単純に考えられることが多いが、実は、IT 産業に見られるように、多くの製品・技術は、数多くの規格の組合せの上に成り立っており、その技術的階層によって、デジュール標準とフォーラム規格が混在し、それぞれの役割を果たしていることに留意することが必要である（次項で詳述）。すなわち、デ

ジュール標準とフォーラム規格は対立する概念ではなく、相互に補完し合う役割を持つことが多く、結果としてより競争的な市場を実現しているものと考えられる。

ところで、フォーラム規格に類似したものとして、コンソーシアム規格と呼ばれる標準の概念がある。これは、業界標準を目指した製品等の開発を他者と共同で行い、生み出した製品によって市場シェア獲得を狙う企業群によって作成される規格である。「フォーラム」と「コンソーシアム」の違いは厳密には定められないが、これらの企業間協力のうち、他者を排除した企業間連合により市場シェア獲得を目指す場合と、開放性・透明性のある「フォーラム」において民主的なルールに基づき標準化を目指す場合とを、峻別することが重要である。

後者の「フォーラム」については、ISOなどの標準化機関は、リエゾンとして位置付けるなど、標準作成における連携を図っている。ISOから見ると、産業界主体のフォーラム規格を迅速に国際規格として発行できるというメリットがある。また、「フォーラム」から見ると、自ら作成した規格を国際規格として世界で認知してもらえるというメリットがある。

このような「フォーラム」の活動は、IT産業のみならず、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー等先端産業において、益々活発化していくことが予想される。

2. フォーラム規格とデジュール標準の関係

「フォーラム」によって作成される規格は、複数の企業が有する知的財産（多くの場合、特許）が関与し、各社の戦略（思惑）がぶつかり合いながら形成されることが通例である。伝統的なコンセンサスベースの標準化活動においては、規格に特許を含めないことにより、すなわち規格の技術レベルを多くの企業が対応可能なレベルにすることによって、各社の利害を調整することが多かったと想像されるが、先端技術分野においては、レベルが低い規格のままでは競合する新たな規格がすぐに現れてしまい、規格間競争が生じてしまう。したがって、新製品・新技術の早急かつ着実な普及を図りたい者にとっては、自社の特許を規格に含めるのみならず、敢えて他社の特許の規格が含まれることを容認することにより、規格の技術レベルを高める戦略を選ぶケースが増えている。

「フォーラム」の参加者は、前述のような各社の戦略（思惑）のぶつかりあいの果実であるフォーラム規格を市場に定着させるために、基礎的な技術的階層の部分をデジュール標準、とりわけ国際規格にして、権威付けしようとする場合がある。例えば、DVDやICカードに関する規格群を精緻に分析すると、技術的階層の下位の部分、特に物理的な仕様を決めている階層にデジュール標準（ISO/IEC規格）を採用し、その上位の階層に位置する規格については、フォーラム規格のままとしている。このことは、「フォーラム」の活動と競争法との関係を意識した企業行動としての結果の反映と考えることもできる。換言す

れば、より基礎的な技術的階層をデジュール標準、更にその上位をフォーラム規格として、共通の競争的環境を作り上げた上で、各企業がアプリケーションの部分で競争を行い市場獲得を目指すことが、全体としての競争を促進し、市場を活性化するとともに、更なる技術革新を引き起こすものと整理することができる。

このような観点から作成されるデジュール標準は、市場の立ち上がりに遅れずに、迅速に国際規格にすることが求められる。第1章第1節3.で述べたとおり、ISO/IEC等国際標準化機関は、産業界として規格を作成しているSDOや「フォーラム」とのリエゾンを結び、迅速法による国際標準化を進めている。例えば、ISO/IEC JTC1とリエゾン関係を持つECMAの作成した規格を国際規格化する際には、迅速法により直ちにDIS投票に持っていくことができる。すなわち、既にフォーラム規格のデジュール標準との関係は国際的に認知されていると言える。

この観点からは、第2章第1節2.で具体的に示した、JISCとして国際提案を迅速に行うためのスキームは、先端技術分野のフォーラム規格を迅速にデジュール標準にする方策であると位置付けることができる。

3. 「フォーラム」の政策的意義

フォーラム規格については、デジュール標準を補完する役割を有するとともに、我が国発の先端技術を国際規格にする役割を果たすものである。今後は、国として、「フォーラム」を政策の対象として明確に位置付けるとともに、積極的に支援していくことが必要である。第2章第1節で示したように、フォーラム規格を活用した国際規格提案が実現すれば、我が国発の新製品・新技術の市場の創出に大きく寄与する。仮にフォーラム規格がISO/IECなどデジュール標準につながらない場合であっても、産業政策的観点からは、我が国企業の主導によるフォーラム規格の作成に対する支援を検討すべきであると考えられる。

他方、「フォーラム」は、その形成の過程や運用の仕方によっては、競争政策上の制約を受ける可能性がある。第1章第4節に述べたとおり、平成13年7月の公正取引委員会による「技術標準と競争政策に関する研究会報告書」は、技術標準をめぐる独占禁止法上の問題等の中で、フォーラム活動に関する考え方等を示している。すなわち、「フォーラム」の設置・運営等においては、独占禁止法上の問題点等を考慮することが求められる。これを裏返せば、独占禁止法上の問題点をクリアすることが、デジュール標準に近い存在として、フォーラム規格を政策対象として位置付ける際の一つのメルクマールになると考えることもできる。

したがって、「フォーラム」が内包する法的リスクを可能な限り軽減するよう、「フォーラム」の開放性・透明性を高めるための仕組み作り等を支援する方策を検討する必要があると考えられる。例えば、「フォーラム」の設置・運営に関する独占禁止法上のガイドラインの整備等が検討されることが

望まれる。

第2節 標準技術に含まれる知的財産の安定化

1. 標準技術に基づくパテントプール

複数の権利者による迂回できない特許群を含む規格が作成されると、当該規格に基づく技術（以下、「標準技術」という。）に関連する特許を管理するため、パテントプールが構築されることがある。パテントプールは、「特許等の複数の権利者が、それぞれの保有する特許等又は特許等のライセンスをする権限を一定の企業体や組織体に集中し、当該企業体や組織体を通じてプールの構成員等が必要なライセンスを受けるもの」である。公正取引委員会は、パテントプール等の独占禁止法上の問題点について、「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月公表）において記述^{*5}している。すなわち、パテントプールについては、特許権等の権利の行使と認められるか否かによって独占禁止法上の適用の可能性が判断される。

具体的には、当該パテントプールにおいて、第三者がプールされている特許等を合理的な条件で使用できることが制限されていなければ、独占禁止法上の問題はないと考えられる。米国司法省反トラスト局がMPEG-2（動画圧縮技術）のパテントプール（MPEG LA）に関して発出したビジネス・レビュー・レター（公開書簡）でも、同様の見解が示されている。

MPEG LAに関する米国司法省見解によると、パテントプールを形成するときには、規格に含まれる必須特許を特定することが求められる。必須特許とは、当該規格で示された技術を実施する上で迂回することが不可能な特許を指す。パテントプールにおいては、必須特許の選定方法も独占禁止法の対象となるものと考えられる。このため、プールの対象を他に代替性のない必須特許に限定するとともに、随時必須特許を加えていくオープンな体制をとること、その判定には第三者による客観的評価を行うことが重要である。一般には、必須特許の特定は法律の専門家（法律弁護士等）が行っているが、我が国では、このような作業を行える人材は少ないため、今後養成していく必要がある。

他方、規格に含まれる特許等に関する企業間での契約方法については、最

^{*5} パテントプールについては、独占禁止法第21条の適用除外規定により、特許権等による権利の行使と認められる場合は独占禁止法上の問題はないが、取引の制限が相互に課され、これにより一定の製品市場における競争が実質的に制限される場合や、パテントプールを利用して他の事業者の新規参入を阻害したり、既存事業者の事業活動を困難にさせることにより、市場における競争が実質的に制限される場合には、違法となる可能性がある。

近、MPEG-2の方式からいくつかの改善が行われている。例えば、第三代携帯電話の3Gプラットフォームなどでは参加企業間での個別の相対契約を採用している。この場合、個別企業間で既に当該技術の包括契約などがあるなどの事情を考慮することができるというメリットがあるものの、ロイヤリティの積み上げ額の高騰への対応など^{*6}、いくつかの改善の余地がある。このように、パテントプールについては、契約方法などが複雑かつ多様になってきており、我が国においても、米国のビジネス・レビュー・レターのような法的リスクを実質的に軽減する方策について検討することが必要であると考えられる。

他方、近年、パテントプールに参加していない第三者による特許権行使が問題となっている。例えば、国際標準となって既に市場で相当の普及が進んだ技術について、特許権者が法外なロイヤリティ請求を行うケースが発生している。米国では、当該特許権者の行為が、米国反トラスト法に基づく競争阻害行為であるかどうかを連邦取引委員会（FTC）や司法省が確認し、例えば当該特許権者が標準化作業に参画していたにもかかわらず特許の存在を明らかにしなかった場合などに、当該特許権者を訴追するなどの法的措置を行っている。

既に多くの製品の基礎となるプラットフォームとなっている規格について、特許権を主張し多額の実施許諾料を要求する者に対して、標準化政策の観点からも、何らかの対応策を検討する必要がある。したがって、JISCとしても、標準確立後の紛争を未然に防止する観点から、JIS原案作成に直接関与していない企業に対する情報提供に取り組むことにより、突然の特許権行使を予防する方策を検討する必要がある。例えば、欧州標準化機関の一つであるETSI^{*7}が、標準確立後の第三者による特許権行使を未然に防止しようとしたケースが参考となる。JISCとして、規格作成プロセスを公知の事実にするにより、第三者である特許権者の標準化プロセスへの関与と特許声明書の提出を奨励していくといった方策を検討することも一案である。

なお、このような事前の対策にもかかわらず、標準確立後に第三者である特許権者からの法外な実施許諾料要求という事態が生じた場合には、当該標

^{*6} ある特定の企業の支払うロイヤリティが高額になり過ぎたときの取り扱い方法やシェアが高い企業ではロイヤリティは低い支払う実額が相当な額になり、有力企業の参加を阻害する要因になること、製造を行わない研究開発型企業へのロイヤリティの配慮などで、いくつかの課題が指摘されている。

^{*7} ETSIが、パテントポリシーとして、規格を作成する直前に当該規格案を公開して、それに含まれる必須特許を持った者が申告することを要件とし、それを怠った場合には、当該特許権は行使されないこととする提案を行ったが、米国等の反対に遭い実現しなかったという経緯がある。

準というプラットフォームを維持することが公共の利益に合致する場合には、法的措置を含めた何らかの方策によって特許権の制限を求めることを検討する必要があると考えられる。

2. パテントポリシーと声明書

一般的には、標準化機関のうちで、特許を含む規格を積極的に作成しようとするところは多くない。例えば、ドイツ規格協会（D I N）や英国規格協会（B S I）は、特許が含まれる規格は作成しないとの基本方針を有している。

しかしながら、国際標準化機関は、先端技術の標準化を避けて通れない問題として捉えており、パテントポリシーを設け、特許を含んだ規格を制定する場合には、提案した団体・企業、特許を保有している企業に対し R A N D 条件を受け入れるという声明書を提出させることにしている。標準化団体は、国際標準化機関のパテントポリシーを参考としつつ、同様のパテントポリシーを定めている。J I S C 標準部会は、平成 13 年 2 月、I T U の取り組みを参考とした、パテントポリシー^{*8}を定めている。

J I S C において、上記パテントポリシー公表以来、提出された声明書は、エコセメント、鉛フリーハンダ試験方法、片口金蛍光ランプの三件に留まっている。このことは、我が国の産業界が、J I S C のパテントポリシー（すなわち、特許の含まれた J I S の作成が可能なこと。）を十分に理解していない可能性があり、J I S 原案作成団体等への情報提供を徹底する必要がある。

また、J I S C のパテントポリシーは、「フォーラム」及びパテントプールの改善・多様性に、充分には対応できていないという問題点^{*9}が存在する。J I S C としては、パテントポリシーについて、具体的な事例に即して、どのように運用すべきなのかを検討する必要がある。例えば、設立段階から開放性・透明性のある形で運営されている「フォーラム」であって、R A N D 条件を遵守することを会員に義務づけているものから申出がなされた J I S 原案については、パテントポリシーを柔軟に運用することが考えられる。この場合、将来の特許係争に備える観点から、「フォーラム」を含む標準化団

^{*8} 「特許権等を含む J I S の制定に関する手続きについて」（平成 13 年 2 月 27 日、日本工業標準調査会標準部会議決）において、当該規格に係る技術を対象とする知的財産権の有無を事前に十分調査し、存在する場合は、その知的財産権を明らかにするとともに、特許権者又は出願人がいかなる者に対しても、非差別的かつ合理的条件で当該特許権等の実施を許諾する意向であるか否かを示す声明書の提出を求め、公表する、旨規定されている。

^{*9} 例えば、DVD (Digital Versatile Disk) に関する規格の場合、標準化のための「フォーラム」である DVD フォーラムと特許を管理するパテントプールの運営主体は、異なった組織であり、昨年、DVD フォーラムで作成した規格を J I S にする際に求められる上記声明書の提出について、DVD フォーラムとしての対応が困難であるとの問題が顕在化した。

体に対して、後日確認できる情報（例：標準化への参加企業・参加者の氏名と企業内の立場等）の提出と保存を求めることを検討する必要がある。

このように、競争力強化に資する国際標準化戦略を進める上において、標準化と知的財産の関係に関する検討は、避けて通れない課題である。当該課題の検討に当たっては、JISCの制度改革に止まらない幅広い産業技術政策の観点、知的財産政策の観点、競争政策の観点等が不可欠である。

日本工業標準調査会
新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会
規格WG委員名簿

氏 名	所 属
(主査) 二瓶 好正	東京理科大学理工学部 教授
有信 睦弘	株式会社東芝 技術企画室長
神本 正行	独立行政法人産業技術総合研究所 企画副本部長
菊池 眞	防衛医科大学医用電子工学講座 教授
小寺 彰	東京大学大学院総合文化研究科 教授
佐野 真理子	主婦連合会 事務局長
田中 信義	キヤノン株式会社 常務取締役・知的財産法務本部長
山 浩三	川鉄テクノリサーチ株式会社 取締役社長
古川 達也	株式会社リコー 研究開発本部 P & S 戦略室長
松本 恒雄	一橋大学大学院法学研究科 教授
三上 喜貴	長岡技術科学大学経営情報系 教授
溝口 正仁	社団法人日本鉄道車輛工業会 専務理事
森 紘一	富士通株式会社 ソフトウェア事業本部開発企画統括部 専任部長

(五十音順、敬称略)

規格WGの審議経過

- 1．第1回規格WG（平成14年8月8日）
 - (1) 主査を選出
 - (2) 主要論点の整理

- 2．第2回規格WG（平成14年9月13日）
 - (1) 規格化のための新たな体制について
 - (2) フォーラム規格の国際提案について

- 3．第3回規格WG（平成14年10月22日）
 - (1) 産業競争力強化の方策としての標準化について
 - (2) 知的財産権と標準化について
 - (3) 国際規格提案のための体制強化について

- 4．第4回規格WG（平成15年1月30日）
 - (1) トップレベル技術の標準化の推奨について
 - (2) 強制法規へのJIS引用促進について

- 5．第5回規格WG（平成15年3月25日）
 - 規格WG検討結果報告（案）について

認証制度WG検討結果報告
(工業標準化法に基づく適合性評価制度の改革)

目 次

第1章 工業標準化法上の適合性評価制度	1
第1節 JIS マーク制度の概要	1
1. 制度の意義及び沿革	1
2. 我が国の基準認証制度の中での位置づけ	2
3. 諸外国の類似制度との対比	4
第2節 JIS マーク制度の運用状況	5
1. 品目指定及び工場認定の推移	5
2. 現在の制度の課題	7
第3節 JNLA 制度の概要	8
1. 制度の意義及び沿革	8
2. 我が国の基準認証制度の中での位置づけ	9
3. グローバルな基準認証制度の中での位置づけ / 諸外国の類似制度との対比	10
第4節 JNLA 制度の運用状況	12
1. 認定対象分野及び認定件数の推移	12
2. 現在の制度の課題	13
第2章 工業標準化法上の適合性評価制度の改革	15
第1節 検討の背景	15
1. 政策的な問題意識	15
2. 公益法人改革に関する閣議決定	16
第2節 検討にあたっての基本認識・視点	17
1. 新制度のミッション	17
2. 検討にあたっての基本認識	17
第3章 新たな適合性評価制度について	19
第1節 新 JIS マーク制度	19
1. 制度の骨格	19
2. 主要論点の整理	20
3. 新制度のスキーム	29
第2節 新 JNLA 制度	30
1. 制度の骨格	30
2. 主要論点の整理	30

第3節 新制度の特徴.....	34
1．新制度と現在の制度の主な相違点.....	34
2．スキームの対比.....	35
第4節 新制度への期待.....	36
1．JIS規格を活用する適合性評価制度のインフラに.....	36
2．適合性評価のグローバルネットワークへの統合.....	37
3．対事業所サービスとしての認証ビジネスの新たな展開.....	38
第5節 新制度への移行に当たっての留意点.....	38
1．新制度への理解促進.....	38
2．適切な経過期間の確保等.....	38
第4章 その他.....	39
第1節 用語集.....	39
第2節 検討経緯.....	41
第3節 委員名簿.....	42
(参考資料).....	43
1．ISO/IECガイド61概要.....	43
2．ISO/IECガイド65概要.....	44
3．ISO/IEC17025概要.....	45
4．ISO/IECガイド28(WD)概要.....	46
5．ISO/IECガイド53(CD)概要.....	48

第1章 工業標準化法上の適合性評価制度

第1節 JIS マーク制度の概要

1. 制度の意義及び沿革

(JIS 法制定以来50年の歴史を振り返りつつ、JIS マーク制度の意義、果たしてきた役割、制度の変遷などを概観。)

- (1) 我が国の現在の工業標準化制度は、国内産業の生産合理化、規格統一化の必要性及び海外における「新しい」工業標準化制度^{#1}の我が国への導入の必要性などを背景として、1949年(昭和24年)に工業標準化法が制定されることによりスタートした。
- (2) JIS マーク制度は、日本工業標準調査会による日本工業標準の体系的整備の活動と相まって、「鋳工業品の品質の改善、生産能率の増進その他生産の合理化、取引の単純公正化及び使用又は消費の合理化を図る」ことを目的とする工業標準化制度を構成する重要なツールである。具体的には、表示制度の対象となる品目の指定、製造業者等からの申請に基づく表示認定、認定に際しての品質管理を主とする工場等の審査制度、品質管理における企業努力などを通じて、企業における工業標準の実施の確保及び技術的生産条件の改善並びに科学的品質管理の促進を図るものである。
- (3) JIS マークは、その製品の品質特性を日本工業標準によって具体的に定義し、主張しかつ生産者の責任において保証しているものであり、同マーク及び関連事項の表示を通じて、消費者・使用者は、その製品の品質特性の良否を客観的に判定し得るように伝達され、その製品の有用性を確信をもって選択できる。また、このような客観的な情報をふまえた市場における選択が、生産面に反映し、企業規模の大小にかかわらず公正な競争が促進されることで、機能、品質面で優れた製品の生産者の利益が増大することを通じて、工業生産の質的向上をもたらす効果が期待できる。その意味で、JIS マーク制度は、単なる規格該当性を明らかにするための「製品認証マーク」としての役割にとどまらず、我が国の工業生産の質的向上を目指す制度でもあると言える。
- (4) 工業標準化法は、制定以来現在までに計9回の法改正が行われてきた。そのうち、JIS マーク制度関連では、昭和55年の JIS マーク表示の海外工場への解放及び品質管理体制の強化のための改正、平成9年の JIS マーク表示認定業務を大臣の指定を受けた民間機関にも認めるための改正が、それぞれ行

^{#1} 合理的でかつ公正なスタンダードの整備、このようなスタンダードに合致した品質の製品を生産するための各企業による科学的な品質管理手法の実践、及び そのようにして製造された製品に貼付できるマーク制度。

われて現在に至っている。

2. 我が国の基準認証制度の中での位置づけ

(JIS マーク制度は、公共調達、強制法規、民間取引などにおいて、我が国の適合性評価制度の社会的インフラとして活用)

(1) 工業標準化法では、「主務大臣が特に必要があると認めて日本工業標準調査会の議決を経て鉱工業品の品目を指定したときは、製造業者は、・・・主務大臣又は指定認定機関の認定を受けて、・・・当該鉱工業品、包装、容器若しくは送り状に、・・・JIS マークを付することができる。」旨規定されている。この「特に必要があると認めて」とあるのは、その時々を経済上、技術上の見地から主務大臣が決定することとされているが、指定については、「重要原材料等で、その品質いかにその製品に特に重要な影響を与えるもの、あるいは消費物品等で品質不良のため一般消費者が非常な迷惑を被っているもの等が考えられる。」(工業標準化法の解説)とされてきた^{#2}。現在の指定基準は、平成14年4月の適合性評価部会 JIS マーク制度専門委員会報告書を踏まえて、以下の指定基準 かつ指定基準 の ~ のいずれかを満たすこととされている。

- ・ 指定基準 : 「商品の購入に際して規格に適合しているかどうかの判断が行い難いものであって、かつ、規格不適合があった場合に、使用・消費者又は公共に対して与える影響が大きいもの」
- ・ 指定基準 - : 「強制法規や公共調達における適合性評価の機能の代替効果が認められるもの」
- ・ 指定基準 - : 「供給者たる中小企業者の品質レベルの向上、取引の公正化の効果が認められるもの」
- ・ 指定基準 - : 「購入者たる中小企業者による評価を容易にする効果が期待されるもの」
- ・ 指定基準 - : 「環境配慮、高齢者・障害者等の社会的ニーズを踏まえた政策目的の遂行上、使用・消費の合理化を図ることが必要なもの」
- ・ 指定基準 - : 「消費者による評価を容易にする機能が期待されるもの」
- ・ 指定基準 - : 「消費者の安全性・衛生性確保の効果が期待できるもの」

(2) 主務大臣によって指定されている鉱工業品について具体的な例を挙げると次のとおりである。

- ・ 指定基準 - : 生コンクリート(レディーミクストコンクリート: JISA

^{#2} 具体的な指定基準の推移については、本章第2節1. 参照。

- 5308) コンクリート二次製品(プレキャストコンクリート製品: JIS A 5345 等)等の土木・建築材料、吸音材(JIS A 6301) 、サッシ(JIS A 4706) 、タイル(JIS A 5209) 、くぎ(JIS A 5508) 等の建築資材、水道用減圧弁(JIS B 8410) 等水道用部品、鉄筋コンクリート用棒鋼(JIS G 3112) 、圧延鋼材(JIS G 3131 等) 等基礎材料等
- ・指定基準 - 、 : 亜鉛鉄板(JIS G 3302) 、鉄線(JIS G 3532) 、切削油剤(JIS K 2241) 等工業材料、ガス栓(JIS S 2120) 等部品、溶射(JIS H 8300) 、溶融亜鉛めっき(JIS H 8641) 等加工技術等
 - ・指定基準 - : 織じゅうたん(JIS L 4404) 、タフテッドカーペット(JIS L 4405) 等の難燃性、エコセメント(JIS R 5214) 、更生タイヤ(JIS K 6329) 等のリサイクル品、壁紙(JIS A 6921) 、繊維板(JIS A 5905) 等の環境配慮材料等
 - ・指定基準 - : 手縫い針(JIS S 3008) 、長靴(JIS S 5005) 、家庭用塗料(JIS K 5960) 、綿ふとんわた(JIS L 2001) 、水道用ゴム(JIS K 6353) 、使いすてかいろ(JIS S 4100) 、電気毛布(JIS C 9210) 等
 - ・指定基準 - : トイレットペーパー(JIS P 4501) 、乳首(JIS T 9106) 、衛生陶器(JIS A 5207) 等の衛生製品、石油こんろ(JIS S 2016) 、自動車用タイヤチェーン(JIS D 4241) 、乗車用安全帽(JIS T 8133) 、安全マッチ(JIS S 4001) 、ガス用ゴム管(JIS K 6348) 等の消費者安全製品、安全靴(JIS T 8101) 、しゃ光保護具(JIS T 8141) 、反射シート及びテープ(JIS Z 9117) 等の労働安全製品等

(3) このように、JIS マーク制度は、公共調達や強制法規の適合性評価制度の代替として、企業間取引における資材・製品などに関する受け入れ検査の代替として、製造企業による資材・製品などの品質・機能に関する情報発信ツールとして、または、消費者が一般消費材を市場で選択する際の判断材料・支援材料として、我が国の社会全体で幅広く活用されており、いわば、我が国の適合性評価制度の社会的インフラとしての役割を果たしてきたと言える。

3. 諸外国の類似制度との対比

(諸外国においても、カイトマークや、NF マークのように、国家規格を基にした製品認証マーク制度を、国で唯一の機関が実施。)

- (1) JIS マーク制度は、工業標準化法に基づき主務大臣が制定する「国家規格」である「日本工業規格 (JIS 規格) 」を対象としたマーク表示制度である。JIS マークは、工業標準化法に基づき、主務大臣又は主務大臣の代行機関である指定 (承認) 認定機関による認証を受けた場合に限り利用できる国家規格への該当性を明らかにするための唯一のマークとして法定されている。
- (2) このような、国家規格を対象としたマーク表示制度は、英国の「カイトマーク制度」及びフランスの「NF マーク制度」に代表されるように多くの先進国及び一部の途上国において存在する。
- (3) 英国では、「ローヤルチャーター (王立憲章) 」に基づき設立された機関である英国規格協会 (BSI) が、英国政府と締結した契約の中で、英国における唯一の国家標準化機関として認められており、BSI は、これに基づき「国家規格」である「英国規格 (BS 規格) 」を制定し、また、BS 規格を対象とした製品認証制度であるカイトマーク制度を運営している。また、「カイトマーク」は、英国商標法により保護され、その使用权は BSI が有している。
- (4) フランスでは、標準化に係る政令 84-74 (1984 年公布) において、民間機関であるフランス規格協会 (AFNOR) を唯一の国家標準化機関及び認証機関として認め、AFNOR に対し、国家規格であるフランス規格 (NF 規格) の制定、及び、当該 NF 規格を対象とした製品認証制度である NF マーク制度の実施を指示している。また、「NF マーク」は、フランス知的財産法により保護され、その使用权は、政令 84-74 により AFNOR のみに認められている。
- (5) このように、英国及びフランスでは、国家規格を対象としたマーク表示制度の実施主体については、法令又は政府との契約に基づき、国で唯一の認証機関が実施する制度^{#3}となっており、また、表示するマークについては、法令によってその排他的使用权が確保されているが、これらの点については JIS マーク制度と共通である。したがって、新 JIS マーク制度にあっても、国家規格たる JIS 規格への該当性を明らかにするマークである「新 JIS マーク」については、いわばナショナル認証マークとして法定した上で、一定の要件を満たす者に限りその使用を認める、という現在の JIS マーク制度の骨格を維持することが適当である。

#3 AFNOR では、自ら行う認証業務の他に、分野を特定して、ISO/IEC ガイド 65 の認定を受けている製品認証機関に対して、ライセンス契約を締結した上で、NF マークを使用した認証業務の実施を委任している。

第2節 JIS マーク制度の運用状況

1. 品目指定及び工場認定の推移

(品目指定の考え方の変遷、具体的な指定品目数の推移、認定工場の推移などを概観)

(1) 品目指定の考え方の推移

JIS マーク制度に係る対象品目・種目の指定の考え方については、それぞれの時代の経済的・社会的要請に応じて重点分野が定められてきた。その推移は次の通り。

昭和40年代においては、高度成長に伴い工業化が進展した反面、環境汚染、公害問題が顕在化し、また、消費者保護が課題となった時代であり、そのような背景から、「鉱工業品の国際競争力の強化」に係る品目、我が国の工業化の基盤である「中小企業の技術の向上」を促進する品目、並びに、「受入検査の品質保証としての役割」、「一般消費者保護」、「公害、災害の防止、保護」、「衛生の確保」及び「官公庁等の調達に係る品質保証」を目的とした品目が重要とされた。

その後、経済成長が高度成長から安定成長に移行した昭和50年代以降においては、「特定の政策目標の遂行（安全性、環境保全・衛生、省資源・省エネルギー）」に係る品目、「一般消費者」及び「中小企業」対策に係る品目、取引の合理化・公正化を図るため試験評価（測定機器、試験分析機器、標準物質等）に係る品目等が重要とされた。

昭和60年以降は、鉱工業品の品質水準の全般的な向上を背景に、「消費者により製品の品質を確認しうるものとなった品目」又は「品質水準が上がり品質保証のニーズが薄れた品目」については、指定品目から削除する等、指定品目の見直しを行った（昭和60年度：「市場アクセス改善のためのアクションプログラム」）。この延長線で、平成3年に策定された工業標準化長期計画では、指定品目・指定種目について、「商品の購入に際して JIS 規格に適合しているかどうかの判定を行いがたいもので、かつ、規格への不適合があった場合に使用・消費者又は公共に対して与える影響が大きい品目」に重点を置き、それぞれの品目の必要性について抜本的に見直すことが重要とされた。また、同年の「JIS マーク制度特別委員会報告」において、「流通機構を通じて不特定多数の企業や個人が使用・消費する『市場型商品』との関連で JIS マークの重要性が増している」旨の消費財重視の考え方が取りまとめられた。

このような中で、平成 8 年に策定された工業標準化長期計画においては、消費者に対する情報提供機能の充実を図るため、「リサイクル原料使用」、「難燃」等、社会ニーズへの適合性に関する情報を付記した「目的付記 JIS マーク」の促進が重要とされた。

その後、規格、品目指定双方の必要性を基本に立ち返って見直した「ゼロベース見直し」(平成 9 年度～平成 11 年度)を経て、平成 14 年 4 月の JIS マーク制度専門委員会で取りまとめられた現在の指定基準^{#4}に至っている。

(2) 指定品目数の推移

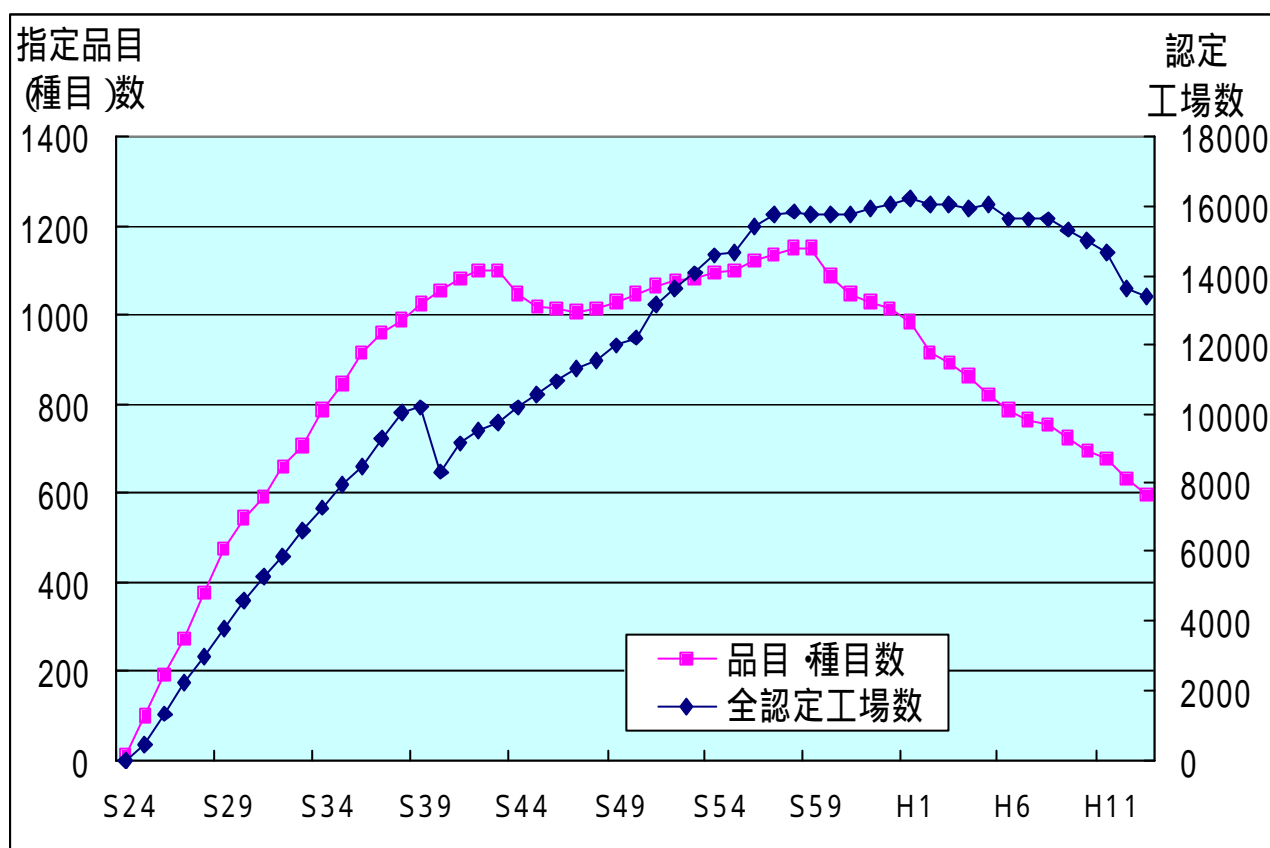
指定品目・種目については、上記の「品目指定の考え方」を踏まえて新規の指定を行うとともに、所期の目的を達成したものについては、適宜、これを廃止するなど、効率的な運用を図ってきたところである。指定品目・種目数は、そのピーク時(昭和 59 年度末)には約 1200 件あったが、昭和 60 年度の「市場アクセス改善のためのアクションプログラム」を受け、それ以降は減少傾向にあり、平成 13 年度には、ピーク時の半数の約 600 件となっている。さらに、「公益法人に対する行政の関与の在り方に関する改革実施計画」(平成 14 年 3 月)において「JIS マーク対象品目の削除を行うこと」が明記されたことなどを受け、JIS マーク制度専門委員会報告で定められた指定基準、取消し基準などを踏まえて、引き続き指定品目の見直しを進めているところである。

(3) 認定工場の推移

認定工場数については、指定品目・種目数の推移に連動して昭和 24 年度以降昭和 57 年度までは増加し、昭和 57 年度から平成 4 年度までは約 16000 工場で横ばい(ピークは平成 2 年度末時点の 16039 工場)となった。その後、品目・種目の見直しとも相まって、平成 7 年度から実施されたゼロベース見直し以降、認定工場数は減少傾向に移り、平成 13 年度には約 13000 工場となっている。

^{#4} 本章第 1 節 2 (1) 参照。

図表1 品目（種目）数及び認定工場数の推移



2. 現在の制度の課題

(現在の JIS マーク制度には、「個別審査事項」に基づく仕様規定的な工場認定制度故の課題、「試験」の実施方法などの面での制度上の課題がある。)

- (1) 現在の JIS マーク制度は、品質管理における企業努力などを通じて、企業における技術的生産条件の改善並びに科学的品質管理の促進を図ることを主たる目的とするものであることから、その審査は品質管理を中心に工場審査方式で行われており、いわば「工場認定」制度である。
- (2) しかしながら、このような工場認定は、個々の工場が、規格品を標準化された製造工程で、原料購入から加工・組立、検査までを一貫して、大量生産することを前提とした制度であるため、消費者・使用者のニーズの多様化、フレキシブルな生産体制、工程間分業、多品種小量生産等を特徴とする現在の生産方式・体制には、必ずしも適した審査方式とは言えない面がある。例えば、「個別審査事項」による仕様の「資材管理」、「製造工程管理」、「設備管理」に関する審査項目は、企業の経済実態に合った合理的な生産体制への転換を阻む要因になりかねないこと、特定の仕様/規格に適合した製品

を一定量（ロット）購入するケースが増えている中であって、ロット単位での規格適合性評価ニーズが認められるところであるが、現在の JIS マーク制度では、「工場認定」であるが故に、このようなロット単位の認証ニーズに適切に対応できないこと、などの課題がある。

- (3) 規格適合性に関する「試験」の実施方法についても、現在の制度では、審査の過程で「(受審側が)適切に試験を実施していること」を確認することにとどまっているが、製品認証機関に対する一般要求事項：ISO/IEC ガイド 65 では、「認証機関が、(製品認証業務の運営に際して)該当製品規格への適合性を評価するために必要な全ての手順を踏まなければならないこと、及び、試験・検査業務を下請負する場合であっても、認証機関がそれらの業務に対して全責任を負うべきこと」と定めており、これと整合していない。

第3節 JNLA 制度の概要

1. 制度の意義及び沿革

(現在の JNLA 制度創設の経緯、背景及びその後の変遷を概観)

- (1) JNLA 制度 (Japan National Laboratory Accreditation System / 工業標準化法に基づく試験事業者認定制度) は、平成9年の工業標準化法改正により創設された。これは、工業標準化法の下での適合性評価については、専ら JIS マークによることとして、自己適合表示を抑制してきたそれまでの方針を、「WTO/TBT 協定の要請を踏まえた国際社会における(試験所認定制度の)活用一般化、自己責任社会システムへの移行等を踏まえ、非指定品目を対象に、自己適合宣言を推奨すべき時期に至っている。」(平成8年、「工業標準化制度等の見直しに関する日本工業標準調査会答申」)との認識の下に、転換したものである。制度の主なユーザーとしては、中小企業等、自己適合に際し、その信用力・検査能力の不足から第三者の証明を必要とする場合、購入者が JIS 規格への自己適合表示について第三者の証明を求める場合、海外事業者が当該国の試験所の証明を活用して、JIS 規格への自己適合表示を行い我が国市場への参入を図る場合、などを想定していた。
- (2) JNLA 制度の創設に先立ち、我が国の試験所認定制度については、「任意分野における試験所認定の体制整備に対するニーズ、とりわけ、欧州の CE マーク制度への対応のニーズを背景に、試験所認定制度の創設が必要。(認定機関としては)既存の認定機関である(財)日本適合性認定協会(以下、JAB)の活用が適当。」とする平成7年の「認定・認証部会報告」を基に、平成8年10月に、JAB による試験所認定制度が整備されていたが、JIS の非指定品目のような広範な分野を対象とする場合には、国の研究所職員の参画、国家

計量標準の供給、校正機関の認定と一体的に進めることが効率的、かつ効果的との判断の下に、国が運営することとなった経緯がある。

- (3) その後、平成10年10月には、化学分野を対象とした JCLA^{#5}制度が、平成11年4月には、電磁両立性分野を対象とした VLAC^{#6}制度が、それぞれ民間で創設されたが、このような、複数の認定機関が併存する状況に関して、認定・認証部会において、諸外国の制度などを参考に「我が国における適合性評価制度に関する今後の基本的方向」の検討が行われた。その結果、平成12年11月に取りまとめられた同部会報告の中で、「4つの試験所認定プログラムが、それぞれの特徴を生かしつつ、適切な役割分担を図っていくことが必要」であり、「(複数の)認定機関間の協調促進の必要性」を強調しつつ、官民の役割分担については「技術的にも、採算面でも、民間で対応できる分野は民間が展開することが適当。他方、民間のみでの対応が困難な分野については公的機関による試験所認定がこれを補完することが適当。」との基本的な考え方が取りまとめられ、現在に至っている。

2. 我が国の基準認証制度の中での位置づけ

(JNLA 制度の産業界における活用状況を概観)

- (1) JNLA 制度は、非指定品目に関する自己適合表示を行う際に必要な試験全体を対象としているが、国際基準に準拠した試験所認定を実施するためには、必要な技術文書の整備、技術審査員の確保、技能試験の実施等分野別の対応が必要であったが、全分野を対象にした認定制度を発足させることは現実的ではなかった。このため、産業界のニーズと、民間認定機関での対応状況などをふまえて、金属材料、繊維製品、給水関連器具、化学品、電気製品、建築材料、生活用品及び放射線関係用品の8分野について認定業務を開始し、現在に至っている。
- (2) JNLA 制度の具体的な利用状況をみると、製造業者団体等が行うマーク制度の中での活用
- ・日本縫糸工業協会が運営する「JIS 規格適合表示票」制度では、同協会員から提出された縫糸製品の認証プロセスの中で、JNLA 標章付き試験証明書が利用されている。
 - ・抗菌製品技術協議会が運営する「JIS 抗菌適合 S I A A マーク」制度では、JNLA 標章付き試験証明書に基づき申請登録した者に同マークの表示を限定している。

^{#5} JCLA : (社) 日本化学工業協会試験所認定センターが運営する化学製品等の化学分析を中心とした試験所認定制度。

^{#6} VLAC : (株) 電磁環境試験所認定センターが運営する EMC 分野の試験所認定制度。

- ・繊維評価技術協議会が運営する抗菌加工繊維製品に係る「SEKマーク」の使用許諾申請を行う際にJNLA 標章付きの試験証明書の添付を義務づけている。

JIS 規格適合性確認のための受入れ検査での活用

- ・道路用砕石、ポルトランドセメント、硬質ウレタンフォーム断熱材等の購買にあっては、供給者に対して JNLA 標章付き試験証明書の提供が要求され、購入者側の受入れ検査の際に利用されている。

3. グローバルな基準認証制度の中での位置づけ / 諸外国の類似制度との対比

(JNLA がそのメンバーとなっている ILAC/APLAC・MRA の他メンバーの認定制度については、当該国内における強制法規等での活用が進んでいるが、JNLA 制度に関しては、制度上の課題故に、他の MRA メンバーの認定制度はもとより自らの認定制度でさえも国内強制法規当局等で活用されておらず、同 MRA メンバーとしての責務・役割を果たせていない。)

(1) JNLA は、試験所認定機関が満たすべき国際基準である JIS Z 9358 (ISO/IEC ガイド 58) に基づいた業務体制を整備すると共に、試験所認定機関の国際的協力機関である ILAC (国際試験所認定協力) 及び APLAC (アジア太平洋試験所認定協力) の相互承認取決め (MRA) メンバー^{#7}となっている。MRA メンバーとなるためには、海外の試験所認定機関のメンバーからなる国際評価チームによる相互評価 (Peer Evaluation) を受け、その結果に基づいて加盟が承認される。相互承認取決めに署名した試験所認定機関は、他の署名試験所認定機関のシステム、能力及び適合性評価の結果の同等性を認め合い、他の試験所認定機関の認定結果の当該国内規制法規等への利用促進義務を負うことになる。

(2) 諸外国における試験所認定制度の強制法規等での活用状況をみると、世界で初めて試験所認定制度が創設された豪州では、通信規制当局、電気規制諮問委員会、建築規制評議会等多くの豪州連邦規制当局及び交通局、環境保全局等の各州の規制当局が、NATA (National Association of Testing Authorities Australia) 及び MRA 加盟機関が認定した試験所の試験証明書を受け入れている。NATA は、同国で唯一の試験所認定機関であり、政府と MOU を締結している上に、理事会等に政府代表者が参加するなど政府とのつながりが強い。また、ニュージーランドにおいても多くの規制当局が政府系非営利法人である IANZ (International Accreditation New Zealand) 及び MRA 加盟機関が認定した試験所の試験証明書を受け入れている。

^{#7} JNLA は、1998年10月から APLAC/MRA の、2000年11月からは JAB とともに ILAC/MRA のメンバー。JCLA 及び VLAC も APLAC/MRA メンバーを目指すために APLAC に参加している。

- (3) 欧州においては、ドイツでは、多くの規制当局が、DAR (Deutscher Akkreditierungsrat) 傘下の各認定機関が認定した試験機関の証明書を受け入れている。また、MRA加盟機関については、EA (European cooperation for Accreditation) のMRAメンバーに限り受け入れている。英国でも、多くの規制当局が、政府とMOUを締結した非営利法人であるUKAS (United Kingdom Accreditation Service) が認定した試験所の試験証明書を受け入れているが、MRA加盟機関については、ドイツと同様にEAのMRAメンバーに限られている。フランスでも、政府とMOUを締結し、かつ理事会等に政府代表者が参加するなど政府とのつながりが強いCOFRAC (Commite Francais d'Accreditation) が認定した試験所の証明書を受け入れている。MRA加盟認定機関についても、受け入れる方針を有しているが、個々の試験証明書の受入れについては各規制当局の判断に委ねられている。この他、オランダ、デンマーク、スイス、スウェーデン、フィンランドにおいては、多くの規制当局が、それぞれの認定機関及びMRA加盟機関が認定した試験所の試験証明書を受け入れている。
- (4) 北米においては、カナダでは、多くの規制当局が、理事会等に政府代表者が参加するなど政府とのつながりが強いSCC (Standards Council of Canada) によって認定された試験所及びMRA加盟機関が認定した試験所の試験証明書を受け入れている。また、米国では、多くの規制当局が、政府機関であるNVLAP (National Voluntary Laboratory Accreditation Program) 及び理事会等に政府代表者が参加するなど政府とのつながりが強いA2LA (American Association for Laboratory Accreditation) が認定した試験所の試験証明書を受け入れているが、MRA加盟機関の受入れについては進んでいない。
- (5) 我が国においては、JNLA等の認定試験機関の証明書は全く規制当局で受け入れられていないのが現状である。これは、規制当局への働きかけが不十分であったことも一因と考えられるが、本来の試験所認定制度が規格化された試験方法の適正実施能力を認定する制度であるのに対して、JNLA制度では、次章以降で述べるとおり、JIS規格該当性確認のための試験に限定していることに加えて、その対象規格が非指定商品に限定されていることが制約になっていると考えられる。今後、JNLA制度がILAC/APLAC MRAメンバーとしての責務を果たすためにも、また、その結果として我が国への輸出入に伴う技術的障害を一層低減させるためにも、JNLA制度を試験所認定制度の国際的な基準に合わせるとともに、それを前提として、国内の規制当局に対して、法令等で指定されている試験方法が適正に実施されたことを確認

するための手段として、JNLA 及びMRAパートナーが認定した試験所が発行する試験証明書を活用するよう促すことが必要である。

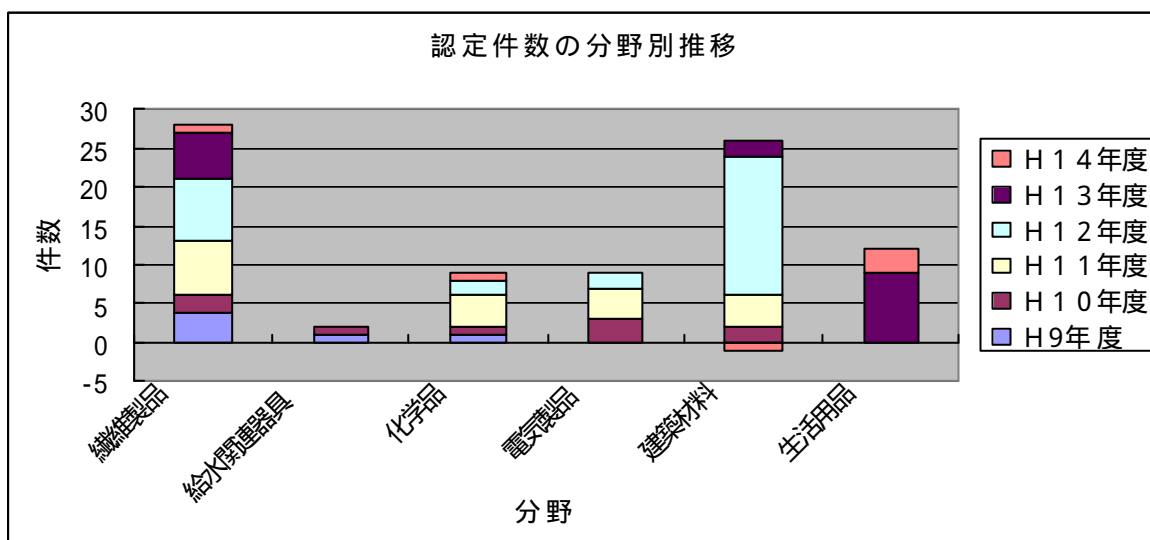
第4節 JNLA 制度の運用状況

1. 認定対象分野及び認定件数の推移

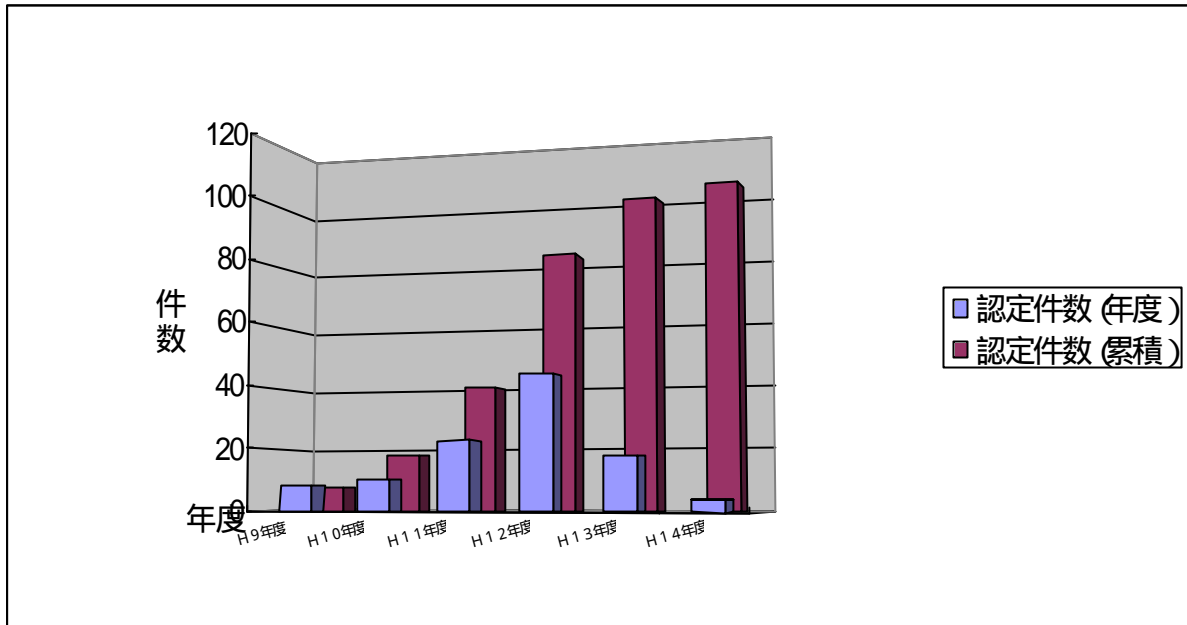
(JNLA 制度の認定対象分野及び認定件数の推移を概観。)

(1) JNLA 制度は、平成9年の制度創設以来約5年を経て、認定対象分野は金属材料、繊維製品、給水関連器具、化学品、電気製品、建築材料、生活用品及び放射線関係用品の8分野と創設時と同じであるが、認定件数は平成12年度にピークを迎え、平成14年末現在で100件を超えた。分野別にみると金属材料、繊維製品、建築材料で全体の70%を超える。また、認定試験所が発行するJNLA 標章付きの試験証明書の発行枚数は、平成13年度は1000枚、累積で2000枚を超えた。この内、繊維製品及び建築材料で全体の95%を占めている。分野別にばらつきがあり、給水関連器具、化学品、電気製品などでは認定件数及び試験証明書発行枚数がいずれも少ない。特に放射線関係用品は認定件数がゼロとなっている(図表2~4を参照)。(平成14年10月末現在)

図表2 JNLA の分野別認定件数推移(分野 - 件数)



図表3 認定件数の年度推移（年度 - 件数）



図表4 JNLA 標章付き試験証明書の発行実績

(単位:枚)

分野別	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	発行枚数(分野)
金属材料	0	1	3	0	4
繊維製品	5	512	660	0	1,177
給水関連器具	0	0	2	0	2
化学品	3	29	0	0	32
電気製品	0	0	0	0	0
建築材料	76	322	372	268	1,038
生活用品	0	0	47	81	128
放射線関連用品	0	0	0	0	0
発行枚数(年度)	84	864	1,084	349	2,381

(調査方法)

- ・ 毎年、定期検査（サーベイランス）にあわせて聞き取り調査を実施。なお、H13年度以降の数字については暫定値（H15年1月末現在）

2. 現在の制度の課題

（一部の JIS 製品規格への該当性を明らかにする試験の認定に限定している現行制度に対して、産業界などからは、制度の改善要望がある。）

- (1) JNLA 制度は、平成9年の制度創設以来約5年を経て、認定件数は既に100件を超え、認定試験所が発行する JNLA 標章付きの試験証明書の発行枚数も、平成13年度は1000枚、累積で2000枚を超えるなど、順調に立ち上がり、かつ定着しつつあると言える。

(2) しかしながら、現行制度が、現在の指定商品制度の下で、(JIS マークが対象とする) 指定商品以外の鋳工業品が日本工業規格に該当することを明らかにするために必要な試験事業者認定に限定されていることから、我が国における多様な試験所認定のニーズに対応できていない。このことは、JNLA に関する以下のアンケート調査結果からも明らかである。

平成 12 年 8 月に実施した JNLA 認定試験所 (39 試験所 (当時) から抽出した 17 試験所) が直近 1 年間に行った JIS 製品規格に係る試験方法規格に基づく試験を実施した上で発行した試験証明書に関するアンケート調査では、JNLA 標章が貼付できたものは全体の 4%にとどまっていた (その他は、JIS 試験方法規格を用いた試験であるにもかかわらず、「指定商品を対象としている」(23%)、「JIS 以外の製品規格を対象としている」(62%)、「対象となる製品規格がない」(11%) などの理由で、いずれも、JNLA の標章を貼付できなかった。)

平成 13 年 7 月に実施した JIS マーク認定工場 (5,000 工場) JIS マーク認定工場が属する工業会 (248 団体) JIS マーク認定工場の製品のユーザー等 (183 社・機関) を対象とした、JNLA 制度に関する希望を調べるためのアンケート調査では、回答総数 4,131 中で、「JIS マーク指定商品も JNLA の認定対象とすべき」(8%)、「規格該当性評価のための試験に限定せずに、試験方法規格だけの認定も対象とすべき」(12%)、「JIS 以外の試験方法規格による試験も認定対象とすべき」(11%) などの回答 (重複回答あり) があつた。特に、業界団体からの回答では、28%が「試験方法規格だけの認定も対象とすべき」との回答であつた。

(3) 試験所認定制度は、諸外国にあっては、国内の法令等に基づく適合性評価制度の中で、該当品目が法令等で規定されている基準値を満たしているか否かを判断するために行われる「試験」が、法令等で指定された試験方法を基に適正に実施されたことを確認するための手段として活用されている。逆に、そのためにも試験所認定は、国の機関が直接行うか又は民間認定機関が行う場合にあっては、国が認定機関と委任契約を結んだ上で、分野別の業務運営に関与する形で実施されるのが一般的である。しかしながら、我が国では、国が運営する試験所認定制度である JNLA 制度に上述のような制約があることなどから、諸外国で見られるような試験所認定制度の強制法規等での活用が全く進んでいないのが現状である。

第2章 工業標準化法上の適合性評価制度の改革

第1節 検討の背景

1. 政策的な問題意識

(1) JIS マークは、第1章、第1節、1. で述べたとおり、「単なる規格該当性を明らかにするための『製品認証マーク』としての役割にとどまらず、企業における工業標準の実施や技術的生産条件の改善など企業努力を通じて、全体として我が国の工業生産の質的向上を目指す制度という特徴を有しているが、同時に、そのことは、第1章、第2節、2. で述べたとおり、現在の仕様規定的な工場審査方式とも相俟って、企業の生産技術の革新を阻害しかねない、という課題をはらんでいる。したがって、新 JIS マーク制度の検討にあたっては、新制度が、このような課題を容認しつつ「我が国の工業生産の質的向上を目指す」ことを制度の目的として維持するのか、あるいは、生産技術に関する審査事項は、製品認証に必要な範囲内にとどめることで、極力、技術進歩を阻害しない方法に転換するのか、この点に関する方向性を明確にする必要がある。

(2) 生産技術の進歩、消費者ニーズの多様化、さらには、製品認証制度に関連する国際ガイドの考え方^{#8}などを踏まえると、新制度にあっては、国が一律かつ仕様の定めた「個別審査事項」に基づく生産方法を主体とした審査から、製品の規格該当性の確認及び（規格該当品の安定的・継続的製造能力の裏付けとしての）品質管理能力の確認を両輪とした、企業の生産方法の技術進歩を阻害しない方法に転換することが望ましいのではないかと。すなわち、品質管理については、制度の「目的」ではなく^{#9}、製品認証制度を構成するための要素として位置づけ直した上で、その適正実施が確認された規格該当性試験と組み合わせることにより、従来の「工場認定」から「製品認証制度」に転換を図ることが必要ではないかと。この場合、品質管理能力の確認は、特定のサンプルに対して行われた規格該当性確認試験の結果が他の量産品にも当てはまることを推定するための手段として位置づけられることから、製品の属性、製造プロセス、さらには認証の範囲（単品、ロット又は量産品か）な

#8 ISO/IEC ガイド 67 「製品認証の基礎」では、「（製品認証には）目的や状況に応じて多様な認証手順があるべきであって、全ての状況に適用可能な単一のルールは存在しない」との基本認識の下に、製品認証の多様なモデルを規定している。また、同ガイド 53 では、供給者の品質システムを活用した製品認証モデルを規定しているなど、国際ガイドでは、認証機関側が複数の認証手順を用意し、供給者側がそれぞれのニーズに則して最適な手順を選択することを基本としている。

#9 製品認証制度において、工場の品質管理能力の確認は重要な要素であるが（ISO/IEC が 17 28.5.2 : 「申請工場の品質管理システムの審査は、製品認証の初回審査の一部を構成する。」）一方で、同ガイド 53.4.1 では「それぞれの産業分野で共通な慣行となっている品質

どを考慮して、最適な確認方法が選択されることになる。このことにより、JIS マーク制度が、製品認証の多様なニーズにこたえられる自由度の高い、かつ信頼される制度になることが期待できる。

- (3) したがって、品質管理能力の確認方法に関しては、現在の「個別審査事項」のような「仕様の」な審査ではなく、「性能規定的」、「目的的」な審査に転換することが望ましい。この場合、比較的大量の製品が生産される場合（製造プロセスの品質への影響が大きい場合）などにあっては、企業側において ISO9001/2000 に基づく品質管理システムが既に導入されていることが多いことから、重複審査の排除（ISO9001 に基づく品質システムと JIS マーク認定取得のための品質管理体制との二本立ての回避）の観点から、またより基本的に、JIS マーク制度の国際ガイド整合性の観点からも、ISO9001 の要求事項との「両立性」を確保した審査が望ましいのではないか^{#10}。

なお、このような「製品認証制度」の社会的インフラの提供を目指す立場に立つと、JIS マーク制度の対象品目を国が指定する（指定した品目に関しては、JIS マーク表示以外による規格適合表示を罰則担保で禁止する。また、自己適合宣言の支援策である JNLA 制度の対象から除く。）という現在の「指定商品制度」を維持する必要はなく、これを廃止することにより、それぞれの利害関係者が、規格該当性評価に対する第三者機関の関与の必要性に応じて、第三者認証機関による製品認証制度である新 JIS マーク制度、自己適合宣言の支援策である新 JNLA 制度などの適合性評価制度を自由に選択できる制度に改める必要があるのではないか。

2. 公益法人改革に関する閣議決定

- (1) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(閣議決定：平成14年3月29日)において、「公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務については、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが適当ではないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ行政裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（「登録機関」）が実施する。」ことを「基本的考え

管理システムの要素を認証手順に取り入れる。」ことが推奨されている。

#10 ISO/IEC ガイド 53 では、供給者の品質管理システムを活用した製品認証ツールが規定されており、そこでは、ISO9001 の要求事項を基にした認証手続きが推奨されている。また、JIS マーク制度、NF マーク制度においても、品質管理システムについては、ISO9001 に基づく審査が行われている。また、欧州のグローバルアプローチで規定されている適合性評価ツールでは、小量生産の場合には型式試験（B）+製品検証（F）が、大量生産が見込まれる場合（製造プロセスの品質への影響が大きい場合）には、型式試験（B）+ISO9002/3 による品質システム認証（D/E）が用いられることが多い。（93/465/EEC より引用）

方」として決定した。

- (2) JIS マーク表示認定制度については、「平成17年度までに登録機関による実施へ移行する。」ことが、また、工業標準化法に基づく試験事業者認定制度についても、「平成17年度までに登録機関により実施する。」ことが、それぞれ「具体的措置」として決定された。

第2節 検討にあたっての基本認識・視点

(新制度が果たすべきミッションを明らかにした上で、そのための検討に当たっての基本認識を示す)

1. 新制度のミッション

工業標準化法上の適合性評価制度の改革(新 JIS マーク制度及び新 JNLA 制度の検討)にあたっては、同制度が、国家規格たる日本工業規格への適合性評価を担う法定された唯一の制度であること、国際整合化された日本工業規格は、WTO/TBT 協定上も、国内の強制法規の技術基準や公共調達の様子の基礎として使うことが求められていること、適合性評価手続きについても、同協定で、国際的なガイド・指針を基礎とすることが求められていること、などの観点から、工業標準化法上の適合性評価制度については、規格と同様に一層国際整合化を図った上で、日本工業規格をその技術基準、様子の基礎として活用している各種の取引・制度(JIS 規格を要求仕様(の基礎)とした公共調達、企業間取引、製品の JIS 規格への適合宣言、JIS 規格を基礎とした技術基準による任意の認証制度又は強制法規上の認証制度)における適合性評価制度の代替・代行としての役割、さらには、消費者による JIS 規格適合品を選択する際の支援策としての役割を担う、一種の社会的インフラとしての役割を果たすことを新制度のミッションとすべき。^{#11}

2. 検討にあたっての基本認識

より具体的には、以下の三点を満たす制度を目指すべき。

- (1) 工業標準化制度によって構築された JIS マーク制度への社会的信頼を継承・発展させることにより、新制度のユーザー(製品の供給者、使用者・消費者、製品の調達主体、規制当局など)の多様なニーズにこたえられる自由度の高い、かつ信頼される制度であること。

^{#11} 規制改革推進3カ年計画(平成14年3月閣議決定)において、「強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証制度を構築する。」ことなどが決定されている。

- (2) 適合性評価制度に関する国際的なガイド、指針、基準などとの整合性が確保され、かつ製品認証や試験所認定の国際的な相互承認の枠組みとつながること、国内外の両面でワンストップ・テストングの実現に資する制度であること。

- (3) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(閣議決定： 平成 1 4 年 3 月 2 9 日) を踏まえた官民の役割分担が明確化された制度であること。

第3章 新たな適合性評価制度について

第1節 新 JIS マーク制度

1. 制度の骨格

- (1) 国（又はその代行機関たる指定（承認）認定機関）による認証（政府認証）から、民間第三者機関による認証へ

現行制度上の「指定認定機関」は、申請に基づき主務大臣が「指定」する政府代行機関。したがって、業務規定や手数料は大臣認可の対象であり、また、これらの機関の役職員には「みなし公務員規定」などが適用される。

《「公益法人改革に関する閣議決定」を踏まえた制度であること》

「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ行政裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関 = 登録機関による検査・検定等の実施とする。」（公益法人改革に関する閣議決定）

《官民の役割分担の明確化》

従来の政府の代行検査（政府認証）から、検査（認証）に対して第三者機関（登録機関）が責任を負う仕組みに。

- ・「登録機関」は、申請に基づき国が「登録」する政府代行性のない機関に。
- ・業務規程は国への届け出。

認証方法については、認証機関たる国が「個別審査事項」として仕様のかつ一律に規定。

《多様なニーズにこたえられる自由度の高いかつ信頼される制度》

《官民の役割分担の明確化》

従来の政府の代行検査（政府認証）から、検査（認証）に対して第三者機関（登録機関）が責任を負う仕組みに。

認証方法については、国は制度の信頼性確保の観点から国際ガイドとの整合性を確保しつつ大まかな「指針」を定め、認証機関たる登録機関が、当該「指針」に基づき具体的な認証手順を定めると共に、これを国に届け出て、かつ公表する。

- (2) 「認証」、「定期検査」及び「事後措置」をそれぞれの主体・機関が分担して実施する制度から、登録機関が一元的に実施する制度へ

現行制度では、国又は指定認定機関（国の代行機関）が「認証」を、指定検査機関（国の代行機関）が「定期検査」を、また、国が「立入検査」、「認証取消し」などの「事後措置」をそれぞれ分担して実施。

《適合性評価制度に関する国際的な基準^{#12}などとの整合性確保》

《官民の役割分担の明確化》

従来の政府の代行検査（政府認証）から、検査（認証）に対して第三者機関（登録機関）が責任を負う仕組みに。

登録機関は、初回の「認証」のみならず、「定期検査」、「臨時検査」、「認証取消し」などの「事後措置」も含め、「認証」に当たり製造業者との間で結ぶ契約に基づき製品認証の全業務を主体的かつ一元的に実施。

2. 主要論点の整理

(1) 認証マークについて

(問題意識)

認証マークは、認証機関が所有し、かつ管理することが基本である^{#13}。新制度にあっては、個々の登録機関が認証機関となるが、登録機関には複数の機関が見込まれることから、個々の認証機関（登録機関）ごとに認証マークを所有・管理することになると、認証マークの乱立、統一性の欠如などの問題が懸念される。

新たな認証マークには、50年余りにわたって国民に慣れ親しまれてきた現在のJISマークとの継続性を想起させる統一的な意匠が望ましい。

^{#12} ISO/IEC ガイド 65, 4.6.1 : 「認証機関は、認証の授与、維持、縮小及び拡大の条件、並びに認証の一部又は全部の一時停止又は取消しの条件を規定しなければならない。」

ISO/IEC ガイド 65, 13.1 : 「認証機関は、...サービスを実施する文書化した手順を持たなければならない。」

ISO/IEC DIS 17030, 7.2 : 「マークの所有者又は発行者は、認証マークの使用を許諾する際に、被許諾者に対して、マークの使用管理、不適合に対する是正措置などを義務づける拘束力のある契約を結ばなければならない。」

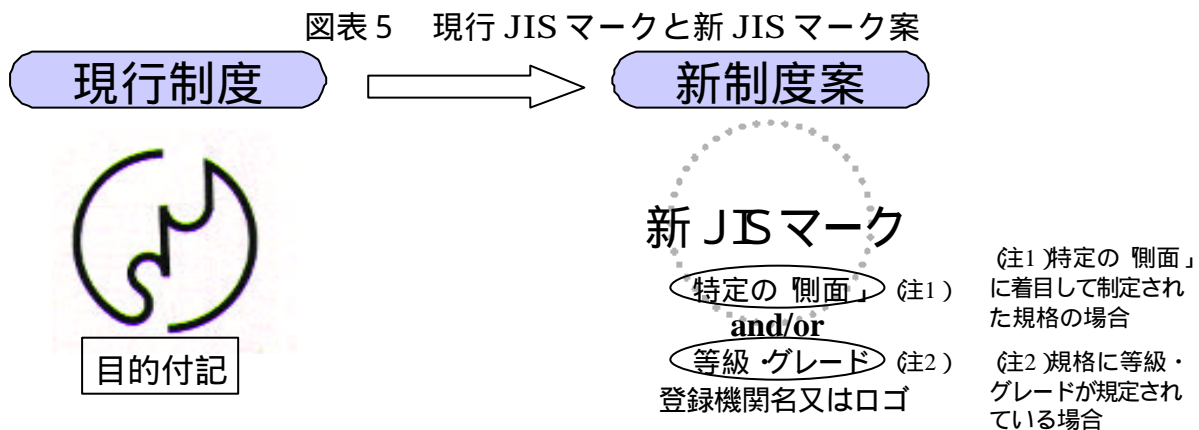
かマーク制度、NF マーク制度においても、認証機関たる BSI、AFNOR が認証、サービス及び事後措置を自らの責任の下に一貫して実施。

^{#13} ISO/IEC ガイド 65, 14.1 : 「認証書及び認証マークの使用 : 認証機関は、...認証マークの所有権、

(論点整理)

認証に伴う責任関係を明確化する観点から、認証を行った個々の登録機関が特定でき、なおかつ新 JIS マーク制度全体としての統一性、現 JIS マークとの継続性が確保されるように、共通の認証マークを法定するとともに、一定の使用制限（法律で定めた手続きを経ずに利用することを法的に禁止する）を課した上で、個々の登録機関を識別するための機関名、機関のロゴなどと組み合わせて表示できるようにすることが適当ではないか。^{#14}

環境 JIS 規格や安全基準を定める規格など、特定の「側面」に着目して制定された規格を基にした認証の場合には、当該「側面」をマークで特定できるようにすることが望ましい^{#15}。また、規格自体に複数の等級やグレードが設けられる場合には、マークにその製品が適合している等級・グレードを併せて表示できるようにすることが望ましい^{#16}。



(2) 認証手続きについて

(問題意識)

現在の JIS マーク制度では、品質管理に係わる審査については、資材、工程、設備の管理方法など品質管理に係わる事項に関する具体的な審査方法を「個

使用及び表示を適切に管理しなければならない。」

#14 ドイツでは、ドイツ製品機器安全法に基づき、国が第三者認証機関に対して法定の認証マークである GS マークの使用をライセンスし、認証機関は供給者に対して同マークに当該認証機関の ID を付したマークを認証を受けた製品に貼付する権利をライセンスできる。現在 70 以上の認証機関が同制度を活用。

#15 ISO/IEC DIS 17030, 5.1 認証マークは、マークの発行者及びマークが対象とする側面（例：安全、環境、性能、倫理）を誤解を招かないような方法で特定しなければならない。

#16 ISO/IEC ガイド 28 の 9.2 項「マキング」：「製品に等級別（Classification）がある場合には、当該等級の名称をマークと共に表示できる。」

別審査事項」として、主務大臣が「仕様の」に規定した上で、それを用いて一律に審査を実施している。しかしながら、そのことが、企業における資材、工程、設備の管理方法を標準化の名の下に過度に規定する、という弊害をもたらしているのではないか。供給者の品質システムを利用した第三者製品認証制度の推奨モデルを定めた ISO/IEC ガイド 53 においては、ISO 9001/2000 の要求事項を基礎とした認証手順が推奨されているが、この場合であっても ISO 9001 の画一的な適用ではなく、(ア) 認証を受ける側の企業のニーズや当該産業分野で共通な慣行となっている品質システムの要素を取り入れることや、(イ) 供給者側の品質管理能力の程度に応じた柔軟な認証手順の採用が望まれることが、また、(ウ) 基本認識として、認証手順の選択権は供給者側にあるべきことなどが記述されている。

規格該当性に関する試験の実施方法については、ISO/IEC ガイド 65 などでは、認証機関の責任の下で実施すべきことが規定されているが、現在の JIS マークの審査では、所定の検査が受審側において適正に実施されていることの確認（いわば間接的な確認）にとどまっているのが現状。

(論点整理)

品質管理手法の審査については、生産方法の技術進歩への影響を極小化する観点からは、現在の「個別審査事項」のように認証する側が一律に規定する「仕様の」な審査ではなく、受審側の品質管理能力や当該業種で一般的に見られる品質管理に関する慣行などにも配慮した「性能規定的」、「目的的」な審査が望ましい。この場合、比較的大量の製品が生産される場合（製造プロセスの品質への影響が大きい場合）などにあっては、企業側において、ISO9001/2000 を基本とした品質管理システムが導入されていることが多く、重複審査の排除の観点から、また、より基本的には、JIS マーク制度の国際ガイド整合性の観点からも、ISO9001（又は製品分野毎に ISO で定められた品質管理システム）の要求事項との「両立性」が確保されることが望ましい^{#17}。具体的な認証手続きについては、ISO9001 が汎用的な内容に留まっていることをふまえて、個別品目ごとに、製品のタイプ、製品に内在するリスクの性質、製造プロセスのタイプ・重要性などを考慮しつつ定めることが必要である^{#18}。

#17 脚注 10 参照。

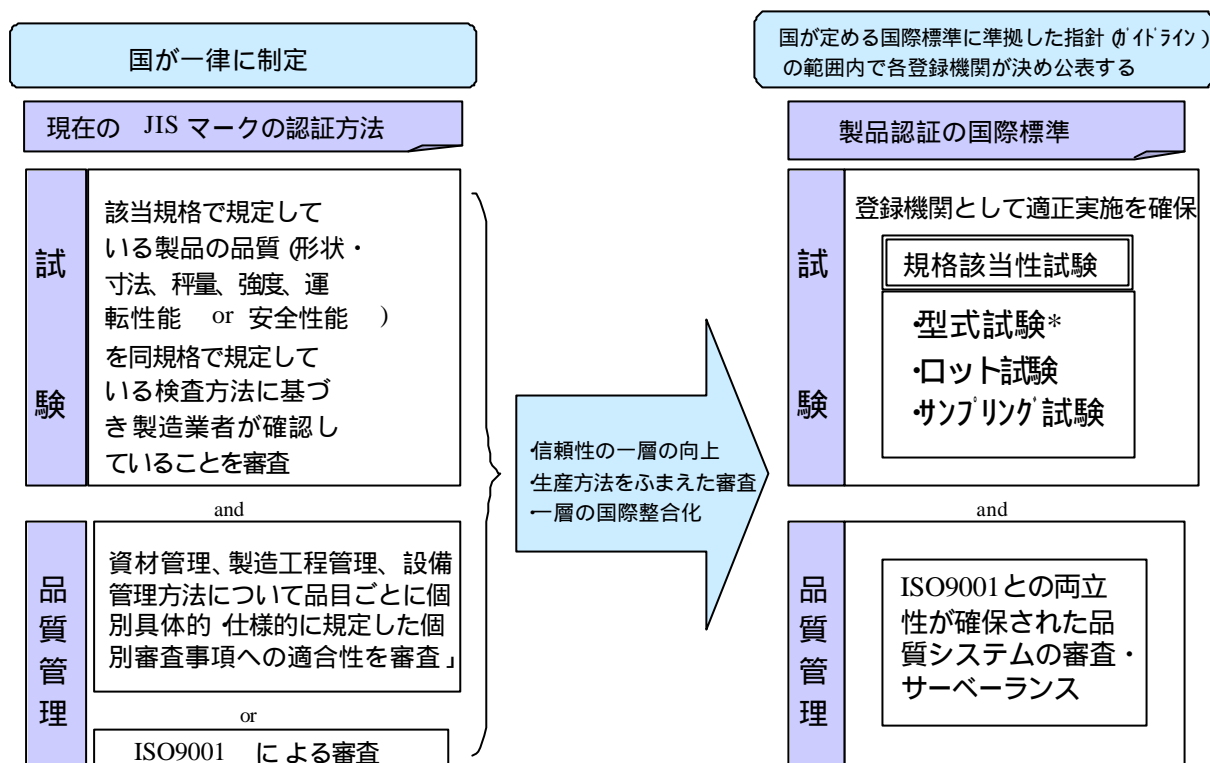
#18 ISO/IEC ガイド 53 「第三者製品認証において供給者の品質システムを利用するための手引き」 Introduction：「品質管理の国際規格（ISO 9000）から選択される要素は特定の認証プログラムのニーズに適合するように調整される（tailored）べき。」同 1.3：「第三者認証機関は多様な品質管理能力を有する供給者のニーズに適合した多様な認証手続きを開発することができる。」同 4.1 認証手順の決定：「認証手順は個々の供給者、個々の産業分野又は複数の産業分野のニーズを満たすように開発される。それぞれの産業分野で共通な慣行となっている品質システムの要素を認証手順に取り入れる。」

試験の実施方法については、制度の信頼性、国際整合性確保の観点から、試験の適正実施を登録機関として確保できる方法で実施されることを基本とすべきである。

具体的な品質管理の審査方法、試験の実施方法などの認証手続きについては、基本的には、認証機関たる個々の登録機関が定めるべきものであるが、他方で、制度全体の統一性が確保される必要があることから、ISO/IEC ガイド 53 や、第三者製品認証システムのための推奨認証手順を定めた同ガイド 28 などの国際的な基準^{#19}を基に、国が大まかな指針（ガイドライン）を示し、登録機関がこの指針に沿って具体的な認証手順を定める、という役割分担が適当ではないか。また、個々の登録機関が定める認証手順が、国が定めるガイドラインと整合していることを確保するために、認証手順を国に届出してもらうことが、また、認証方法の透明性を確保する観点から、さらに、そのことを通じて本制度の利用者による適切な登録機関の選択が促進されるべきとの観点から、それを公表することが、それぞれ必要ではないか。

^{#19} 試験の実施方法については、「IAF/PAC MLA における ISO/IEC ガイド 65.4.3 要求事項の解釈」がある。同解釈には、「認証機関は、ISO/IEC 17025 に適合した試験設備 (testing facility) であることを担保するため、以下の事項（1つ以上）を説明することが必要。
(a) ILAC MLA メンバーによって認定された試験設備、(b) 認証機関又はその下請けの試験所の場合、認証機関自らが ISO/IEC 17025 への適合を証明、(c) 製造業者のインハウスの場合、ウィットネス等により ISO/IEC 17025 への適合を証明。」旨記述。

図表6 認証方法の信頼性/自由度の向上



*製品検証と組合されることがある

(3) 登録機関の登録基準及び同基準への適合性評価の実施体制について
(問題意識)

新 JIS マーク制度が、日本工業規格を要求仕様とした公共調達、企業間取引、製造業者による JIS 規格への適合宣言、JIS 規格を基礎とした技術基準による任意の認証制度又は強制法規による認証制度における適合性評価手続きとして、あるいはその代替・代行として活用されることを目指す観点からは、まずは、新 JIS マーク制度自身が WTO/TBT 協定 (第 5.4 項) の規定を踏まえて、関連する国際ガイドや指針との整合性を確保する必要がある。

諸外国においては、製品認証機関は、認証業務への信頼付与の観点から ISO/IEC ガイド 61「Accreditation Body (認定機関) に対する一般要求事項」を満たす「Accreditation Body (認定機関)」による Accreditation (認定) を受けることが一般的である。さらに、IAF/PAC では、Peer Evaluation を通じて Accreditation Body (認定機関) 相互の Accreditation (認定) 業務の同等性を確認した上で、Accreditation (認定) 結果の相互受入れを促進する義務を相互に負う MLA の枠組みができつつあるところであるが、我が国の代表的な製品認証制度の一つである新 JIS マーク制度にあって、このような国際的な相互承認の動きに的確に対応することが必要ではないか。

(論点整理)

製品認証機関たる登録機関が満たすべき登録基準は、制度の国際整合性の観点から、ISO/IEC ガイド 65「製品認証機関に対する一般要求事項」を基本とすべきである。

登録機関の認証業務への信頼性確保の観点から、また新制度が国際的な相互承認の動きに的確に対応するためにも、IAF/PAC の製品認証 MLA^{#20}への参加を視野にした ISO/IEC ガイド 61^{#21}に準拠した Accreditation (認定) 制度による ISO/IEC ガイド 65 を基本とする登録基準への適合性評価体制の整備が必要ではないか。

このような Accreditation (認定) 制度については、登録機関による認証結果の強制法規や公共調達での活用を目指す観点からは、諸外国の同種の Accreditation (認定) 制度と同様に、国が直接行う^{#22}かもしくは国として認定業務の適正実施を確保するための手段を有する制度^{#23}であることが必要である。

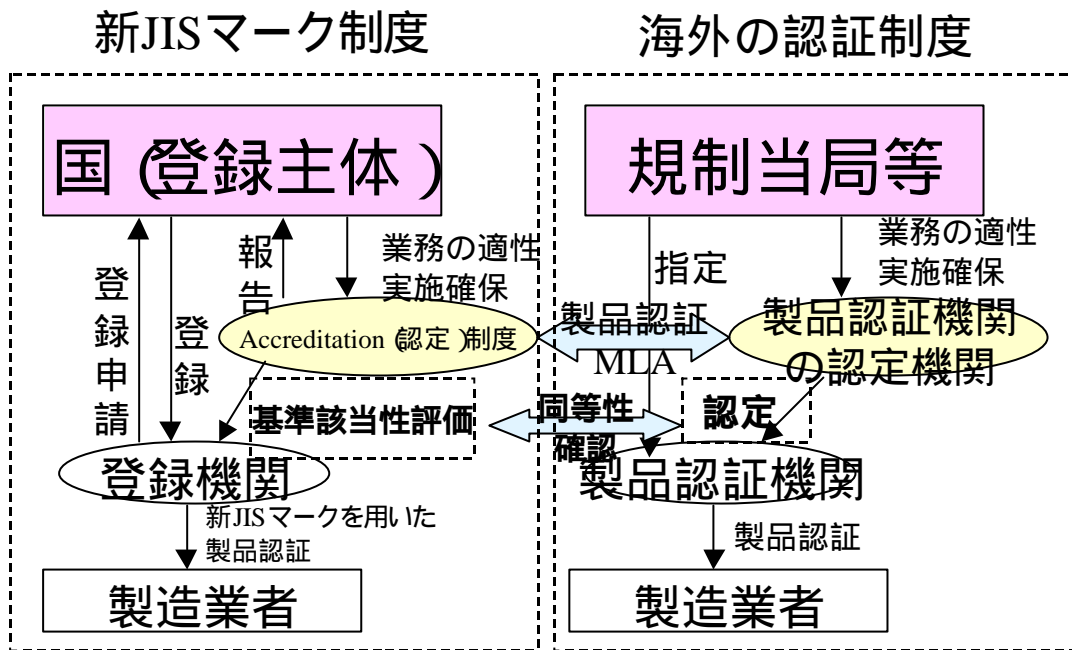
^{#20} IAF/PAC では、ISO9000 の審査登録機関の認定機関相互の MLA を ISO14000、製品認証に拡張する動きがある。製品認証の MLA では、MLA ヌバ^{*}-候補が行う ISO/IEC ガイド 65 による製品認証機関の認定業務について、Peer Evaluation などを通じて、同等性を確認し合い、その上で、他の MLA ヌバ^{*}-の認定業務が自らの認定と同等であることを自国の規制当局等に向けてプロモーションする義務を相互に負う仕組み。

^{#21} ISO/IEC ガイド 61「認定機関に対する一般要求事項」1.1 適用範囲：「この規格は、認定機関が、認証機関、...の認定において、適格で信頼できると国内外で認められるために遵守すべき指針を定める。...この規格の目的は、...認定された認証機関が発行する証明書への信頼付与のために、認定行為を記述することにある。」

^{#22} 欧州連合 ヌバ^{*} 国中 10 カ国では公的機関、4 カ国 (英、仏、蘭、西) では非営利法人。

^{#23} 欧州共同体では、「認証政策の中における認定の役割」をまとめた文書(CERTIF97/4)の中で、「認定は、国家規格などを基にした公平な判断を行うものであることから、公的な権威の下で設立される仕組みであるべき」との基本方針を示した上で、「認定機関の適正業務実施を確保することが国の責務であること。国と認定機関との間で明確な責任関係 (line of responsibility) の確立が必要なこと。」などをうたっている。欧州の認定機関には、政府機関、独立行政法人、政府出資法人、民間非営利法人などの形態があるが、民間 (UKAS, COFRAC) の場合であっても、国との覚書及び / 又は、法令上の指定行為により、国により認知された事実上唯一の認定機関 (Nationally Recognised AB) としての地位が付与され、かつ、理事会や委員会への政府代表の参加などを通じて、認定機関の適正な業務運営を国として確保するための仕組みが用意されている。また、米国においては、MRA の実施及び国内規制のための国際ガイドに基づき認定機関を評価し承認する仕組み (NVCASE) を有している。しかしながら、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)の趣旨に照らし、政府代行性を有する Accreditation(認定)業務を民間機関に新たに実施させる制度を設けることは困難。

図表7 製品認証のグローバルネットワークへの統合



(4) 認証対象規格について

(問題意識)

現在の「指定商品制度」のような、国による認証対象品目の特定は、市場ニーズへの迅速な対応、国の関与の最小化、等の観点からは、行うべきではない。

現在の JIS マーク制度では、JIS マーク対象品目については JIS マーク以外の方法による規格適合表示を法律で禁止しているが、新制度にあっては、「事業者の自己確認・自主保安を基本とする」ことから、指定商品制約は廃止すべきである。

(論点整理)

国によるマーク対象品目の特定は行わない。ただし、認証の適正実施の観点からは、国際ガイドでは^{#24}、認証対象規格は「要求事項の限度値及び公差が特定されていて、かつ、検証するための試験方法が客観的かつ正確に特定されている」規格であることが必要。また、認証対象規格には、規格とは別途、「認証指針」や「認証手順」の整備が必要となるところ、官民のリソースの有効活用等の観点から、「その重大性が独立した認証機関による決定を必要とするような社会的懸念」にこたえる、という製品認証本来の目的に合致する

^{#24} ISO/IEC ガイド 7:「適合性評価に適した規格作成のためのガイドライン」5.2 仕様及び要求事項：要求事項は、限度値、公差及び検証するための試験方法と共に明確に特定されていることが望ましい。同 6.1 試験方法の特定：試験方法は、結果の比較考量が可能なように、客観的かつ正確に特定されていることが望ましい。

ものから優先的に「認証指針」等を整備することにより、社会的ニーズに適切に対応できるようにすることが必要である^{#25 #26}。

事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度とするために、マーク対象品目についても、JIS マーク以外の方法による規格適合性表示、あるいは自己適合表示は妨げない。

(5) 事後措置及び罰則について

(問題意識)

現在の工業標準化法の下では、国又は指定認定機関が「認証」を、指定検査機関が「定期検査」を、また、国が「立入検査」、「認証取消し」などの「事後措置」をそれぞれ分担して実施する仕組みになっているが、新制度にあっては、登録機関が製品認証の全業務を主体的かつ一元的に実施する制度に変わることが適当と考えられる(第1節、1(2)参照)。その場合、「国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする」という閣議決定の趣旨を踏まえつつ、制度の信頼性を確保するために、適切な「事後措置」が確保される必要がある。

国の事前の関与が最小限化されることから、登録機関の質の確保、ひいては認証の質の確保を担保するためには、登録機関の義務違反、あるいはマークの不正使用に対して、現在の工業標準化法と同等以上の罰則を法定する必要があるのではないか。

(論点整理)

制度の信頼性を確保する上で、適切な事後措置の確保は不可欠。制度の信頼性は、国、登録機関及び認証を受けた製造業者の連携、役割・責任分担により確保することが基本。具体的には、認証を受けた製品の規格該当性確保は、当該製造業者が責任を負い、登録機関が製造業者との間の契約に基づく事後措置(サーベイランスの実施、認証対象製品に関する苦情を記録し登録機関

^{#25} ISO/IEC ガイド 67 案では、introduction(序文)に「(規格)不適合の影響が重大で、社会が当該製品の上市前に適合性の実証を要求する場合がある。製品認証はこのような要請にこたえる手段である。」旨記述。また、同 4.1.3「製品認証の目的」には、「製品認証は、その重大性が独立した認証機関による決定(resolution)を必要とするような社会的懸念に適用されることが期待される。このことは、製品認証が通常、安全、健康、環境保全などの重大な懸念にのみ適用されている実状に符合している。」旨記述。

^{#26} 日本工業標準調査会 新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会 規格 WG 検討結果報告では、「国が原案作成段階から主導的に取り組み JIS を制定する分野を限定することとしており、「分野横断的な要素技術等に関する規格、社会インフラ整備に係わる規格、強制法規技術基準等に引用される規格、政策目的遂行に資する規格(環境保護、消費者保護、高齢者・障害者対応等) 国際提案(特に迅速法を活用する場合)を目的とした規格」を、「国が原案作成段階から主導的に取り組み JIS を制定する分野」として例示している。(規格 WG 検討結果報告 p18~19 参照)

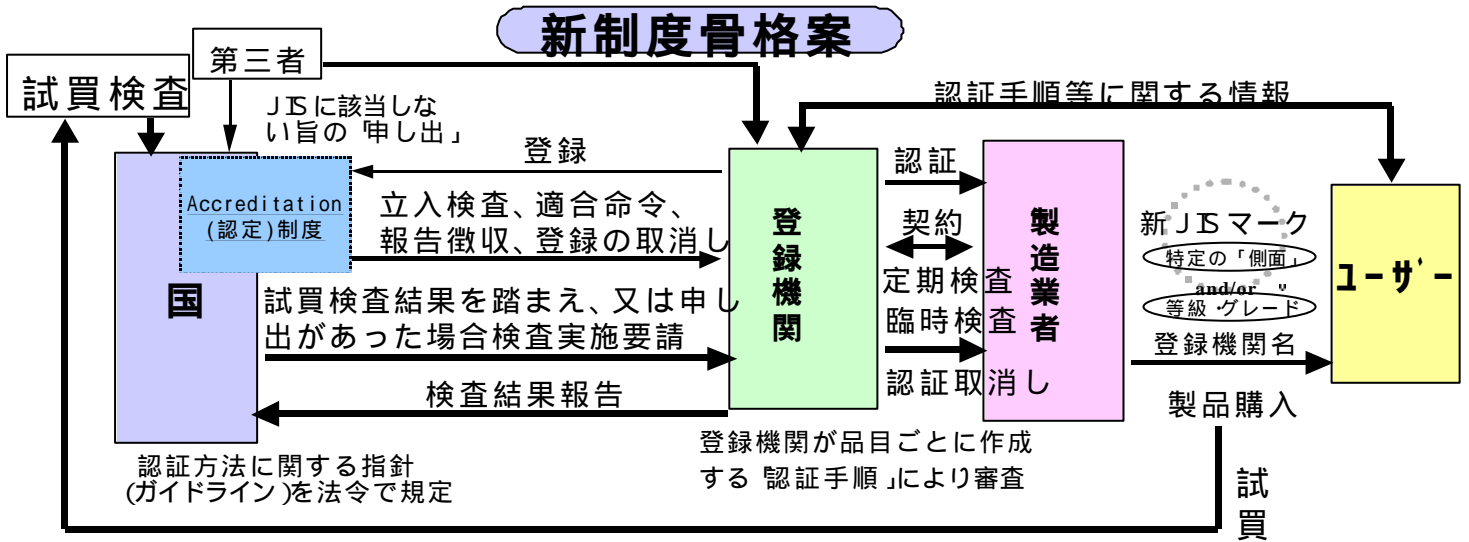
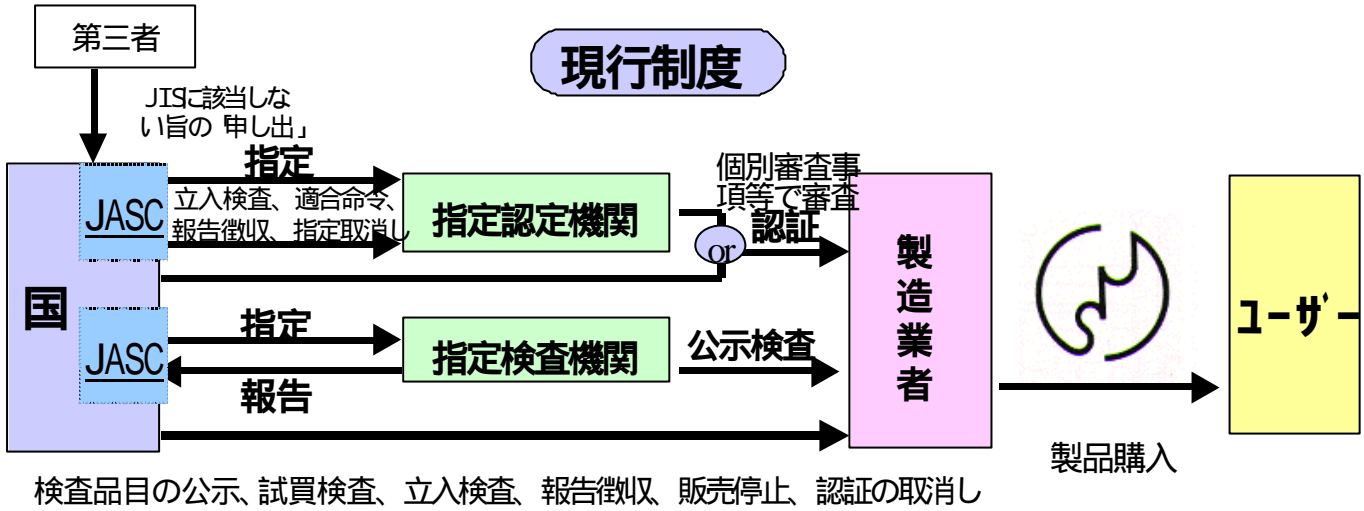
に報告、製品・製造プロセスの変更を登録機関に事前に通知、規格不適合等の場合の認証マーク使用の一時停止・契約の取消し等）を通じて、これを補完することが、また、登録基準への継続的な適合性確保については、個々の登録機関が責任を負い、国は、法律上の事後措置（報告徴収、立入検査、登録基準に適合しなくなったと認めるときの適合命令、登録の一時停止又は取消し等）を通じて、これを担保することが、適当である。なお、製造業者への立入検査等の事後措置については、一義的には、認証機関たる登録機関の責任において実施されるべきではあるが、認証を受けた製造業者の製品の規格該当性に疑義がある場合であって、当該製造業者を認証した登録機関の対応が不適切な場合にどのような措置が必要か否かについては、引き続き検討を行う。

制度の信頼性確保の観点からは、これらの「事後措置」に加えて、国は、別途の予算措置により、定期的・継続的に「試買検査」を実施し、その結果を踏まえて、又は「申し出」を受けた場合など、その必要性があると認められる場合には、当該品目を認証した登録機関に対して、当該製造業者に対して臨時検査を行い、かつその結果を国に報告するよう要請できるようにすることが望ましい。また、国及び登録機関は、本制度のユーザーに対して、適時・適切な情報提供に努める。

さらに、このような事後措置の実効性を担保するためには、登録機関の義務違反（国による報告徴収・立入検査の拒否、登録基準への適合命令違反、登録の一時停止・取消し命令違反等）、認証マークの不正使用（法律に基づく手続きを経ない使用、紛らわしいマークの使用禁止）などに対する罰則の手当が必要である。なお、新制度にあっては国の関与が最小限化されることから、同様の改正を行った、あるいは行う予定の他法令の事例等を参考にしつつ、どの程度の厳しさの罰則が必要かについて、法制面の検討の際に引き続き検討する。

3. 新制度のスキーム

図表 8 現行制度及び新制度の骨格案



第2節 新 JNLA 制度

1. 制度の骨格

(1) 主務大臣による「認定」から、主務大臣による「登録」へ

主務大臣による試験事業者の「認定」



《「公益法人改革に関する閣議決定」を踏まえた制度》
法令等に明示された一定の要件を備え、かつ行政裁量の余地のない形で
国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施
とする。

主務大臣による試験事業者の「登録」

(2) 認定/登録対象を、JIS 規格への該当性を明らかにするための試験から、JIS 規格で規定されている試験全体へ

JIS 規格への該当性を明らかにするための試験を行う事業者の認定/登録



《多様なニーズにこたえられる自由度の高いかつ信頼される制度》
《適合性評価に関する国際的な基準などとの整合性確保》

上記に加えて、JIS 製品規格で規定されている試験、又は、JIS 試験方法規格で定める試験を行う事業者の認定/登録

2. 主要論点の整理

(1) JNLA の拡張ニーズと官民の役割分担について

(問題意識)

試験所認定制度は、特定の試験分野について、規格等で定められた一定の試験を適正に実施する能力があることを第三者が認定する制度である。このような制度は、試験所認定基準である ISO/IEC ガイド 25、その後継である ISO/IEC17025 の制定・普及、ILAC/APLAC による国際的・地域的な試験所認定機関間の連携強化、相互承認などの動きとも相まって、諸外国では、企業間取引、公共調達、強制法規などでの適合性評価手続きの要素として活用されているが、我が国にあっては、唯一の国による試験所認定制度である JNLA 制度が、認定対象試験を JIS 規格への該当性を明らかにするための試験に限定していることなどから、このような状況にない。

企業取引のグローバル化に対応するためにも、また、国内外での試験結果の相互受入れを促進する観点からも、JNLA 制度については、試験事業者の

「認定」を「登録」に変えた上で、適切な官民の役割分担の下に、その対象を JIS 規格該当性評価のための試験に限定せずに、JIS 試験方法規格に定める試験一般に広げることで、我が国における多様な試験所認定ニーズにこたえられるような制度にすること、また、それを前提として、同認定試験所の試験証明書の公共調達や強制法規での活用を促進することが必要ではないか。

(論点整理)

新 JNLA 制度に関しては、適切な官民の役割分担の下に、その目的を、JIS 製品規格で規定されている試験方法及び JIS 試験方法規格で定める試験方法について、的確な技術的实施能力及び適正な業務実施能力があることを、試験所認定の国際規格である ISO/IEC17025 を基準として、登録する制度に改めるべきではないか。

その場合、官民の役割分担については、「我が国における適合性評価制度に関する今後の基本的方向」(平成 12 年 11 月 28 日：日本工業標準調査会認定・認証部会報告)で取りまとめられた「技術的な能力が確保でき、採算が見込める分野については、民間における試験所認定を展開していくことが適当。それ以外の分野については、公的機関による試験所認定がこれを補完することが適当。」という考え方を基本とする。具体的には、新 JNLA 制度において新たに拡張する分野については、他の認定機関が適正に実施できる業務との重複・競合が無い^{#27}ような分野に限定することが適当である。また、現在の JNLA 制度の既存認定分野についても、現に民間が適正に実施している認定事業との重複が認められる分野については、新 JNLA への移行に伴い新規認定は行わないこと、及び新制度移行後一定期間経過後には、既認定試験事業者に不利益が及ばないことを前提に、認定対象から削除することが適当ではないか。

このような役割分担とは別途、それぞれの認定プログラムの特徴を生かしつつも、限りあるリソースの有効活用を図りながら、我が国の複数の認定プログラムが全体として、相互補完的に、我が国における幅広い試験所認定ニーズに適切に応えられるようにすることが重要であり、そのためには、新 JNLA 及び民間試験所認定機関で構成されている「試験所認定機関連絡会」^{#28}を同協議会と改称した上で、その活動の深化・活性化(具体的には、技能

^{#27} 前述(脚注 19)の CERTIF97/4 では、「認定機関間の業務の重複、競争は、認定業務の独立性、信頼性を損なうことにつながりかねない」ことを理由に、「国家レベルの認定業務は、強制分野、任意分野を通じて、一機関若しくは複数認定機関で構成される単一のネットワークに限定すべき」旨をうたっている。

^{#28} 我が国で ISO/IEC 17025 に基づく試験所認定を行っている JNLA, JAB, JCLA 及び VLAC の四つの試験所認定機関/プログラムでは、四機関により構成される「試験所認定機関連絡協議会」の運営を通じて、技能試験、審査員研修など共通的な事項についての情報交換活動を行っている。

試験等の技術面や審査員研修での協力、ILAC/APLAC 対応面での調整等)が必要であり、国としても支援策を検討すべきである。^{#29}

なお、新 JNLA 制度の認定分野を検討する際は、官民の役割分担、相互補完性をより高めるため、きめ細かいレベルでの検討が重要である。

(2) 新 JIS マークとの関係について

(問題意識)

現在の工業標準化法では、a)同一の規格に対して、製品認証マークたる JIS マークと、自己適合宣言の支援策である JNLA の標章が混在すると、利用者の混乱を招くおそれがあること、b)そもそも指定商品に関しては、自己適合表示が法律上禁止されていること、などの理由により、JIS マークは指定商品、JNLA は非指定商品と、両制度の対象規格が峻別されている。

しかしながら、新 JIS マーク制度に関して指定商品制度を廃止する場合には、この b)の観点は考慮する必要がなくなる。

さらに、新 JIS マーク制度については、「工場認定」から「製品認証」の性格を強くすることが適当と考えられるところ、その場合には、新 JNLA 制度を含めた試験所認定制度の登録又は認定を受けた試験所が発行する試験証明書や試験所そのものを新 JIS マーク制度の製品認証プロセスで活用できるように改める必要がある。

(論点整理)

新 JNLA 制度のうち、規格該当性を明らかにするための試験に関しては、認証用の製品規格全体を対象とすることにより事業者による自己適合宣言の支援策として活用できるようにするのみならず、新 JIS マーク制度上の規格適合性評価のための「試験」としても、他の試験所認定機関の認定試験所の「試験」と同様に、活用できるようにすべきではないか。

その際、新 JIS マークとの混乱を回避するために(問題意識の a)の観点) JNLA 標章の利用を試験証明書への表示に限定すべきではないか。

(3) 強制法規、公共調達等への活用促進

(問題意識)

試験所認定制度は、諸外国にあっては、国内の法令等に基づく適合性評価制度の中で、該当品目が法令等の基準値を満たしているか否かを判断するため

^{#29} 米国では、NIST, ANSI, ACIL (米国独立試験所評議会)が中心となり、NAVLAP, A2LA, ICBO などの官民の試験所認定機関からなる NACLA (米国試験所認定協議会)を設立。NACLA では、認定機関間での Peer Evaluation の実施を通じて、国際ガイド (ISO/IEC ガイド 58) への整合性の向上、技術能力の向上、規制当局との連携強化などに取り組んでいる。

に行われる試験が、法令等で指定された試験方法を基に適正に実施されたことを確認するための手段として活用されている。逆に、そのためにも試験所認定は、国の機関が直接行うか又は民間認定機関が行う場合にあっては国が認定機関を法令で認知する^{#30}、及び/又は委任契約を結んだ上で、かつ分野別の業務運営及び機関の意思決定に關与する形で^{#31}実施されるのが一般的である。しかしながら、我が国では、一方で、国の試験所認定制度である JNLA 制度に上述のような制約があること、他方で、JNLA 以外の民間認定機関との間では諸外国で見られるような国との委任関係がなかったことなどから、試験所認定制度の強制法規、公共調達などでの活用が全く進んでいないのが現状。

(論点整理)

強制法規や公共調達などにおける適合性評価制度の中で、JIS 試験方法規格が引用されている場合には、重複検査排除の観点から、同規格を対象とした任意の試験所認定制度の活用が期待される。そのためには、国として、当該試験所認定制度の認定業務が適正に実施されていることを確保するための手段が不可欠であり、具体的には、国との委任関係が必要となる。このような観点からは、国が独立行政法人に運営を委任している試験所認定制度である JNLA 制度の活用を図ることが適当である。従って、新 JNLA 制度にあっては、JIS 試験方法規格を対象とした試験所の登録(認定)を行えるように改めた上で、国内の規制当局や、調達主体に対して、広くその活用を働きかけることが適当である。

そのためにも、新 JNLA の認定業務については、ILAC/APLAC の Peer Evaluation への適切な対応、技能試験への積極的な参加などを通じて、業務レベルの一層の向上に取り組む必要がある。

^{#30} フランスの法令では、法律(「工業製品・サービスの認証等に関する規制法」94年6月改正)の第2条で、全ての「認証機関」に、当該認証業務の公平性と能力を当局に対して保証するための書類・宣言書の提出が義務付けられると共に、「当局により認められた認定機関」の認定を受けている場合には、この義務が免除される旨が規定されている。また関連政令(95年3月制定)で、「認定機関」の要件として、国際基準への準拠、技術的・財政的能力の保持、公平性、全利害関係者の参加などを規定。これらを受けて、経済省では省令(95年4月制定)で、COFRAC が同政令の要件を満たす認定機関であることを明記している。さらに、各規制当局が定める省令等において、COFRAC 等が同政令の要件を満たす当該規制に関して「当局により認められた」認定機関であることが明記されることになる。

^{#31} CORFAC では、Board of Administrators に関係省代表が、4つの分野別 Section Committee には、規制当局代表がそれぞれ参加している。(その他、脚注 18,19 参照)

第3節 新制度の特徴

1. 新制度と現在の制度の主な相違点

(1) 指定商品制度の廃止

現在の「指定商品制度」の下では、指定商品に関しては、JIS マークによらない JIS 規格適合表示を法的に禁止しているが、この制度の廃止により、全ての JIS 規格に対して JIS マーク以外の方法による規格適合宣言 / 表示が可能になる。

具体的には、認証可能な製品規格全体を対象に、ユーザーが、新 JIS マーク、新 JIS マーク以外の製品認証マークの活用、新 JNLA 制度を活用した自己適合宣言、新 JNLA 制度以外の試験所認定制度を活用した自己適合宣言又はこれらのいずれにもよらない自己適合宣言のいずれかの方法を選択できるようになる。

(2) 登録認証機関について

現在の JIS マーク制度では、国又は国の代行機関としての「指定認定機関」が「認証」を、指定検査機関（国の代行機関）が「定期検査」を、また、国が「立入検査」、「認証の取消し」などの事後措置を、それぞれ分担して実施している。新制度にあっては、登録認証機関が、初回の「認証」のみならず、「定期検査」、「認証取消し」などの「事後措置」も含め、製品認証の全業務を自らの責任の下で一元的に実施するようになる。

(3) 登録試験所について

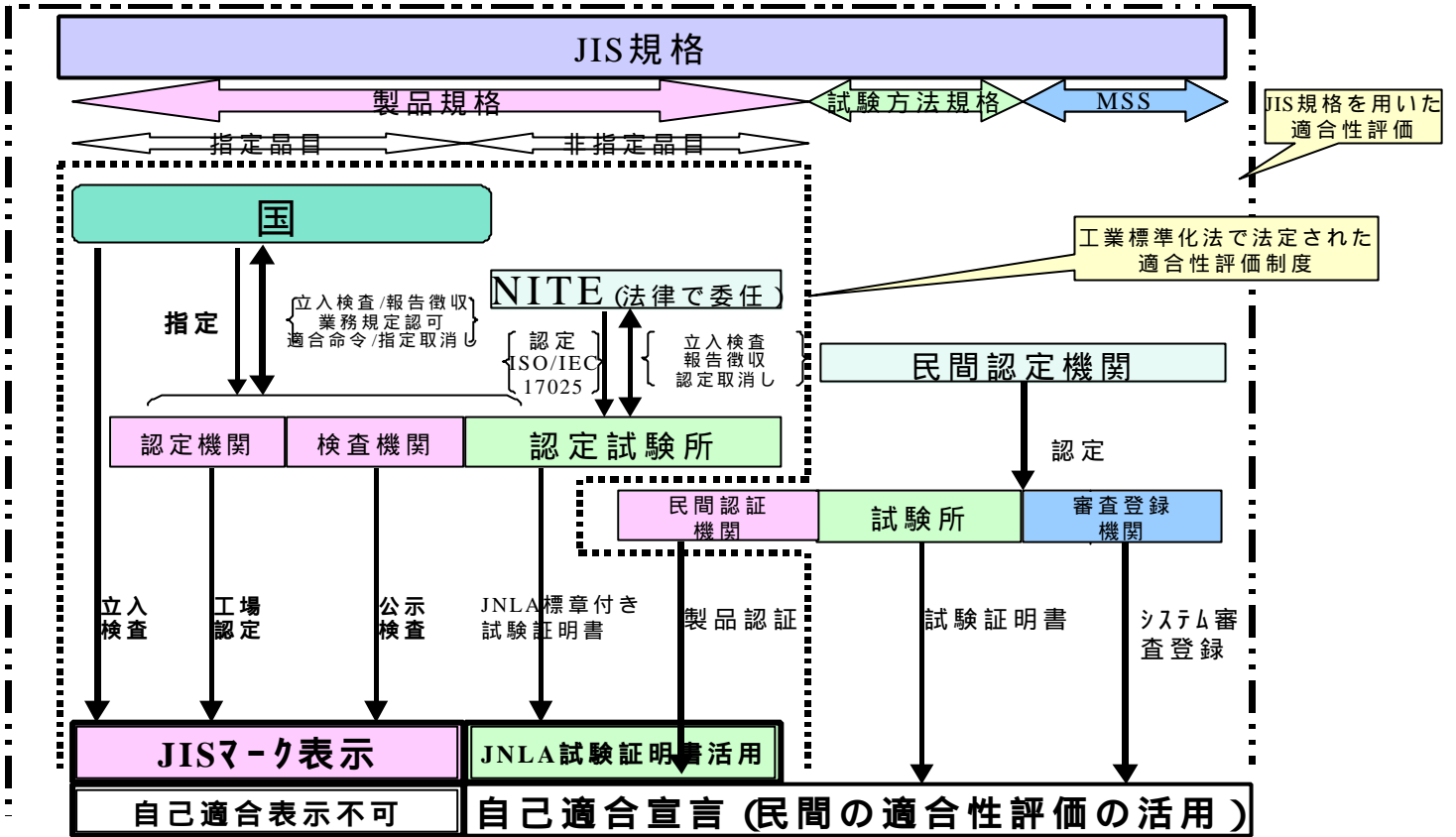
JIS 規格への該当性を明らかにするための試験に加えて、JIS 規格で規定されている試験も実施可能になる。

新 JIS マークの認証プロセス上の「試験」の実施手段としても、JNLA 以外の試験所認定機関の認定試験所が行う「試験」と同様に、利用可能になる。

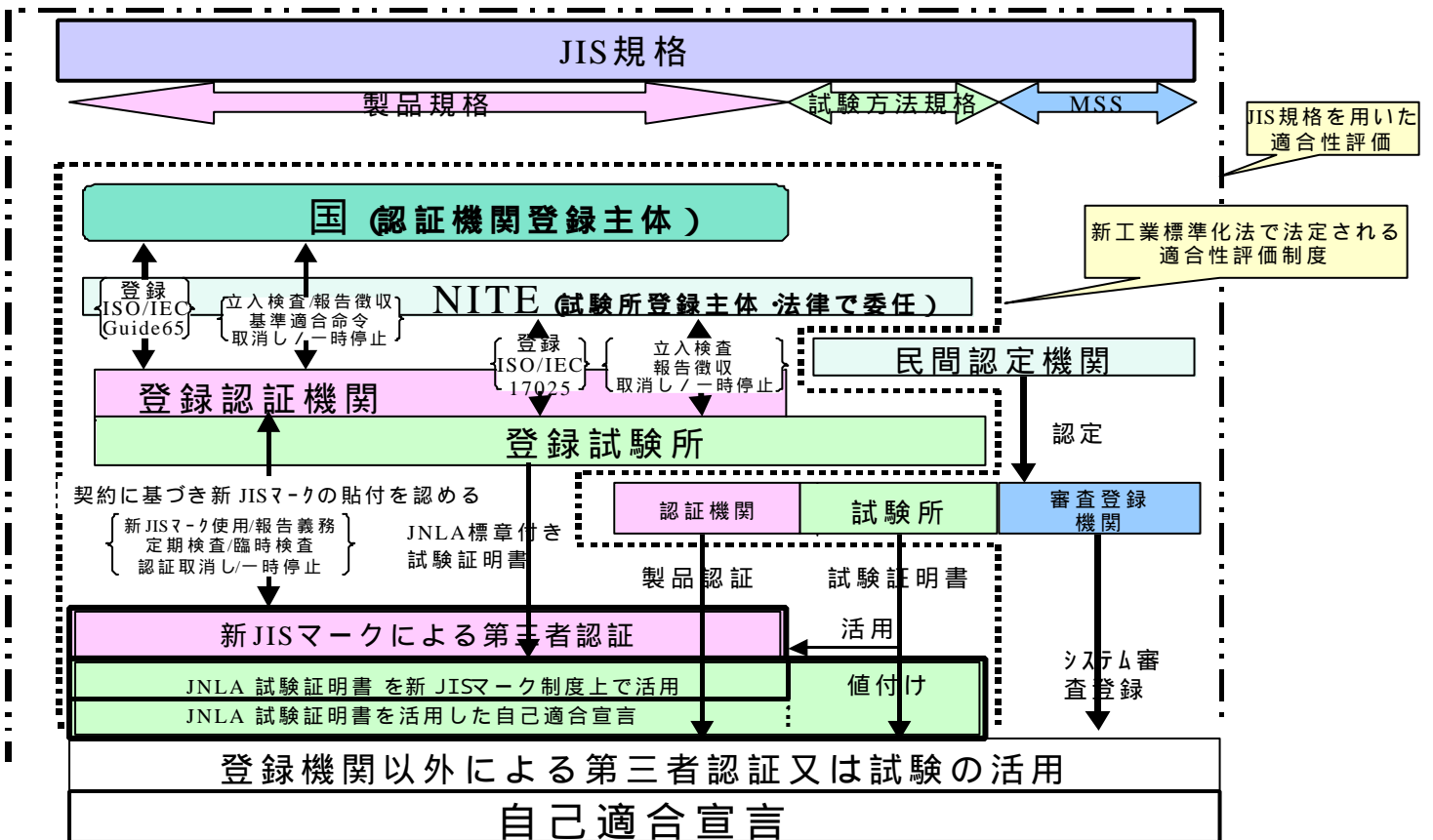
2. スキームの対比

図表9 現行制度と新制度案の対比

現在のJISマーク、JNLA制度の位置づけ



新JISマーク、新JNLA制度の位置づけ

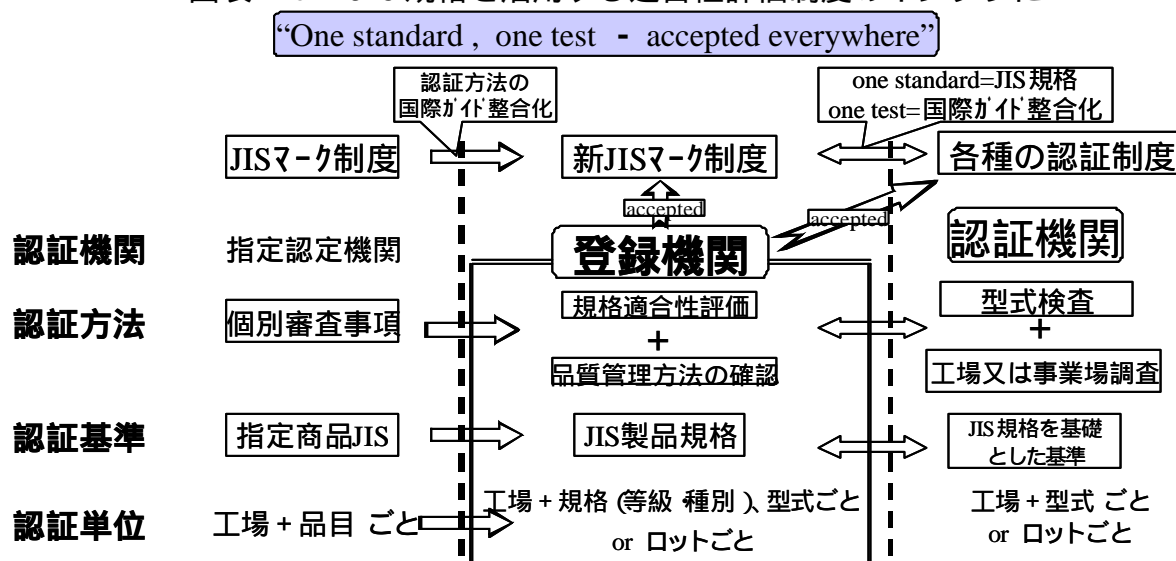


第4節 新制度への期待

1. JIS規格を活用する適合性評価制度のインフラに

- (1) 新 JIS マーク制度に関しては、「工場認定」方式から、製品認証のための国際ガイドである、ISO/IEC ガイド 65 を踏まえた、規格該当性試験及び品質管理方法の確認プロセスにより構成される「製品認証」制度に転換する。これに伴い、認証の範囲については、従来の「特定の工場で製造される品目」単位から、「特定の工場で製造される規格(等級・種別) or 型式」単位、又は(工場を特定せずに)ロット単位の認証の中から、認証制度のユーザーが選択できることになる。
- (2) 強制法規、公共調達に関しては、WTO/TBT 協定上、国際規格をその技術基準や調達仕様の基礎として用いる必要があるが、同様に、適合性評価手続きについても、国際ガイド・指針を基礎とする必要がある。このため、強制法規、公共調達にあっては、その技術基準又は調達仕様を、国際規格整合的な JIS 規格を基礎としたものに改めるとともに、適合性評価手続きについても、国際ガイド・指針整合的な新 JIS マーク制度を活用することが期待される。
- (3) 同様に、新 JNLA 制度についても、JIS 試験方法規格による「試験」そのものが登録(認定)対象となることなど、国際ガイド・指針に一層整合的な制度になることから、強制法規や公共調達の中で、試験方法として JIS 試験方法規格を引用している場合には、その適合性評価手続きの一要素として新 JNLA 制度を活用することが期待される。

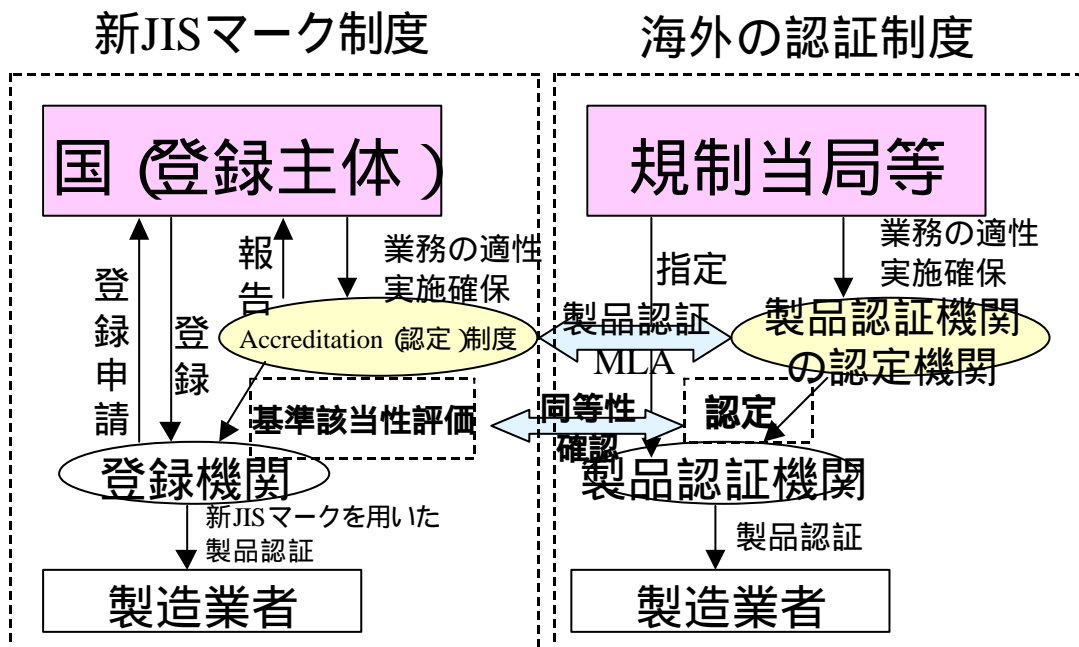
図表 1.0 JIS規格を活用する適合性評価制度のインフラに



2. 適合性評価のグローバルネットワークへの統合

- (1) 新 JIS マーク制度において、登録機関の登録基準への適合性評価を行う仕組みとして ISO/IEC ガイド 61 に準拠した Accreditation(認定)制度を組み込むことで、新 JIS マーク制度が、国際的な製品認証 MLA に裏打ちされた製品認証のグローバルなネットワークに組み込まれる。
- (2) 具体的には、IAF/PAC の MLA メンバーが ISO/IEC ガイド 65 への適合性を確認した海外の製品認証機関が、新 JIS マーク制度上の登録機関として申請してきた場合に、当該機関に対する審査手続きの簡素化が図れる。
- (3) 逆に、同制度の登録を受けた機関には、他の MLA メンバーが認定機関としての役割を担う海外の製品認証制度における認証機関になるための審査手続きの簡素化が期待されることで、本制度が、我が国の認証機関が国際的な認証ビジネスに参入するための Gateway になることが期待される。
- (4) また、新 JNLA 制度については、ILAC/APLAC の MLA の仕組みを通じて、新 JNLA 認定試験所の試験証明書の国際的な受入れ促進の効果が期待される。

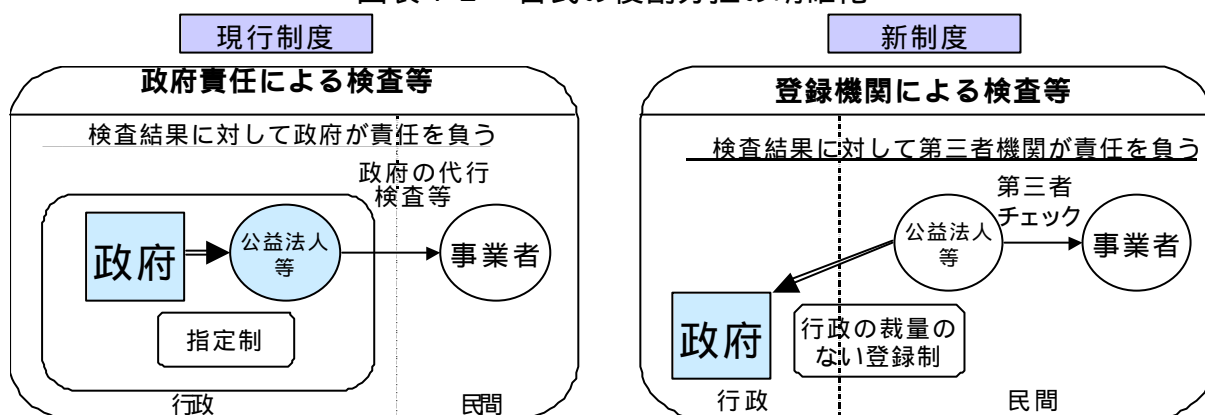
図表 1 1 (図表 7 再掲) 製品認証のグローバルネットワークへの統合



3. 対事業所サービスとしての認証ビジネスの新たな展開

- (1) 新 JIS マーク制度については、従来の政府認証から、政府代行性のない民間認証制度になることから、政府の代行業務という枠にとらわれずに、損害保険制度の活用、料金設定等の面で、民間の創意・工夫の余地が広がり、認証制度の自由度が高まることとも相まって、市場ニーズを適切に反映し、かつ市場原理に基づく民間認証ビジネスの発展につながることを期待される。
- (2) 新 JNLA 制度については、多様な試験所認定のニーズに対応することが可能となること、JIS マーク制度等の製品認証制度上の「試験」としての活用が期待できることなどから、我が国における認定試験所の質的、量的な発展が期待される。

図表 1 2 官民の役割分担の明確化



第5節 新制度への移行に当たっての留意点

1. 新制度への理解促進

新制度への移行に当たって、特に、JIS マーク制度にあっては指定商品制度の廃止、政府認証から民間第三者機関による認証への転換、などと制度の根幹が変わることから、国は、新制度への円滑な移行を図る観点から、認定工場、官公庁、企業、消費者などの本制度のユーザー、認証機関（認定機関、検査機関、認定試験所）などの関係者に対して、適切な周知期間を確保した上で、種々の機会を捉えて新制度の周知に努める必要がある。

2. 適切な経過期間の確保等

新制度の施行に当たっては、適切な経過期間を確保するなど、国は、上記の関係者が、円滑に新制度に移行できるよう努める必要がある。

第4章 その他

第1節 用語集

1. 「両立性」

二つのシステムが、相互に矛盾なく、お互いに並び立つこと。

2. 試験方法規格

“試験方法”に関する“規格”であって、ときにはサンプリング、統計的方法の使用、及び試験順序のような、“試験”に関連するその他の“規定”を補足したもの。

3. 製品規格

“目的との合致性”を確立するために、製品又は製品のグループが満たさなければならない“要求事項”を規定する“規格”。

備考 1. “製品規格”は、“目的との合致性”のための“要求事項”に加えて、直接に、又は引用する形で、用語、サンプリング、“試験方法”、包装及び表示、さらに場合によっては加工工程の“要求事項”のような局面を含んでいてもよい。

2. “製品規格”は、必要な“要求事項”のすべてを規定するか、又はその一部分だけを規定するかによって、完全なもの、そうでないもののいずれもありうる。このような観点から、寸法規格、材料規格、技術上の受渡規格のように規格を区分してもよい。

4. 認定

ある組織体又は個人が特定の職務を果たす能力のあることを、権威のある“機関”が公式に認める手続。

5. 認証

製品、方法又はサービスが所定の“要求事項”に適合していることを、“第三者”が文書で保証する手続。

6. 供給者の宣言

製品、方法又はサービスが所定の“要求事項”に適合していることを、供給者が文書で保証する手続。

備考 混乱を避けるために、“自己認証 (self-certification)”という用語は使用しないほうがよい。

7. 試験

所定の製品、方法又はサービスについての一つ又はそれ以上の特性を決定する技術的な作業であって、規定された手順に従って行われるもの。

8 . 試験所

“ 試験 ” を行う研究所。

備考 “ 試験所 ” という用語は、法的機関、技術的機関又はその両方の意味で使用できる。

9 . 試験所認定

“ 試験所 ” が “ 試験 ” の職務を果たす能力のあることを、権威のある “ 機関 ” が公式に認める手続。

10 . 適合性評価

該当する “ 要求事項 ” が満たされていることを直接又は間接に判定することに関する活動。

備考 適合性評価の活動の典型的な例は、抜取・試験・検査、評価・検証及び適合の保証（供給者の宣言・認証）、登録・認定及び認可、並びにこれらの組み合わせである。

11 . 認証機関

“ 認証 ” を運営する “ 機関 ”。

備考 認証機関は、“ 試験遂行 ” 及び “ 検査 ” の活動を自ら行ってもよいし、その代行機関が実施するこれらの活動を監督してもよい。

12 . 製品認証

製品が所定の “ 要求事項 ” に適合していることを、“ 第三者 ” が文書で保証する手続。

13 . 工場認定

ある工場が特定の職務を果たす能力のあることを、権威のある “ 機関 ” が公式に認める手続。

第2節 検討経緯

1. 第1回認証制度WG（平成14年7月31日）
 - (1) 認証制度WGの設置について
 - (2) 認証制度WG主査の互選
 - (3) JISマーク表示認定制度の概要について
 - (4) JIS規格への適合性評価制度に係る主要論点について

2. 第2回認証制度WG（平成14年9月20日）
 - (1) 新JISマーク制度についての論点整理

3. 第3回認証制度WG（平成14年11月14日）
 - (1) JNLA制度の概要と現状
 - (2) JNLA制度の課題と論点整理
 - (3) 新JISマーク制度についての論点整理

4. 第4回認証制度WG（平成15年2月25日）
 - (1) 認証制度WG検討結果報告（案）について

第3節 委員名簿

日本工業標準調査会
新時代における規格・認証制度のあり方検討特別委員会
認証制度WG

- (主査) 正田 英介 東京理科大学 理工学部 教授
- 市川 英雄 (財)建材試験センター 理事(審査登録機関協議会代表幹事)
- 大隅 正憲 (財)日本品質保証機構 専務理事
- 緒方 春樹 日本道路公団 企画部 技術管理課長
- 小関 喜久夫 鹿島建設(株) 技術研究所 次長
- 刈ト ハイツ テュフラインランドジャパン(株) 副社長
- 佐藤 健 全国生コンクリート工業組合連合会 常務理事
- 佐野 真理子 主婦連合会 事務局次長
- 武田 貞生 (財)データベース振興センター 専務理事
- 田中 一元 ブリジストンサイクル(株)品質保証本部 主査
- 鳥居 圭市 (社)日本化学工業協会 常務理事・標準化センター担当
- 長澤 高史 東京海上火災保険(株)公務開発部 課長
- 前原 郷治 (社)日本鉄鋼連盟 標準化センター 事務局長
- 棟近 雅彦 早稲田大学 理工学部 教授
- 村上 陽一 (社)日本電機工業会 技術部長

(参考資料)

1. ISO/IEC ガイド 61 概要

ISO/IECガイド61：認証機関及び審査登録機関の認定審査並びに認定機関に対する 一般要求事項

1. 適用範囲

このガイドは、認定機関の認定行為(審査登録機関、認証機関の認定)が適格かつ信頼できるものとして、国内外で認められるために認定機関が遵守すべき一般要求事項を規定している物。

2. 要求事項の概要

(1) 認定機関の組織等

- ・差別的であってはならず、すべての申請者がそのサービスを受けられること
- ・認定基準は、ISO/IEC ガイド62、65 等を用いること
- ・組織運営機構は、その認定に信頼を与えるものであること
- ・経営管理者は、認定の品質に対する目標及び方針を確立・文書化・実施すること
- ・品質システムを確立・文書化・実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・記録の保持、機密保持

(2) 認定機関の審査員等

- ・審査員等は適格であること、審査員等に関する資格基準を設定すること
- ・認定に関する審査員等の選定は適切であること
- ・審査員等に関する記録

(3) 認定の決定

- ・認定の授与、維持、取消し等の権限は、他に委譲しないこと
- ・ロゴマークの管理を適切に行うこと

(4) 異議申し立て等

- ・認定に関する異議申し立てに対する処置、記録、是正措置

(5) 認定審査

- ・認定に関する異議申し立てに対する処置、記録、是正措置

2 . ISO/IEC ガイド 65 概要

ISO/IEC ガイド 65 : 製品認証機関に対する一般要求事項

1 . 適用範囲

このガイドは、製品認証システムを運営している第三者が有能で信頼できると認められるために遵守すべき一般要求事項を規定している。

* 製品認証の種類

- ・型式試験
- ・市場、工場からのサンプリング試験
- ・新品、使用中の製品に関するすべての製品又は特定の製品の試験 検査
- ・バッチ試験 検査

2 . 要求事項の概要

(1) 製品認証機関の組織等

- ・差別的であってはならず、すべての申請者がそのサービスを受けられること
- ・組織運営機構は、その製品認証に信頼を与えるものであること
- ・経営管理者は、製品認証の品質に対する目標及び方針を確立・文書化・実施すること
- ・品質システムを確立・文書化・実施すること
- ・定期的な内部監査を実施すること
- ・記録の保持、機密保持
- ・製品認証を行うために必要な技術的基礎(ISO/IEC ガイド 25等相応)

(2) 製品認証機関の審査員等

- ・審査員等は適格であること、審査員等に関する資格基準を設定すること
- ・製品認証に関する審査員等の選定は適切であること
- ・審査員等に関する記録

(3) 異議申し立て等

- ・審査登録に関する意義申し立てに対する処置、記録、是正処置

(4) 審査

- ・申請者への情報提供、申請者の提供する情報
- ・審査員の任命、審査実施の期日等審査手順
- ・審査に関する報告書
- ・認証の決定
- ・認証の授与
- ・認証した供給者のサーベイランス及び再審査
- ・ロゴマークの管理

3 . ISO/IEC17025 概要

ISO / IEC17025 :試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

1 .適用範囲

この規格は、サンプリングを含め、試験又は校正を行う能力に関する一般要求事項を規定している。

2 .要求事項の概要

(1)組織

- ・試験 校正実施に必要な法的責任、権限及び経営資源 (人、物、金)の確保
- ・試験所 校正機関の判断の独立性 信頼性の維持及び機密、所有権の保護保持
- ・試験 校正の管理体制の確立及び責任権限の文書化
- ・品質管理者及び技術管理者の任命及び主要な管理要員の代理指名

(2)品質システム関連

- ・実施する試験に対して適切な品質システムの確立、実施及び文書化
- ・個別の状況に応じた記録システムの維持及び記録の機密保持
- ・下請負試験所 校正機関の能力の実証及び記録の維持、依頼者への通知 承認
- ・十分な品質のサービス及び供給品の調達及び供給者の評価及び記録の維持
- ・試験 校正結果に関する苦情解決の方針及び手順の文書化、記録の維持及び品質システムへの反映
- ・不適合業務の管理方針及び手順の維持
- ・是正、予防処置の実施の方針及び手順の確立
- ・内部監査及びマネジメントレビューの適切な実施

(3)要員

- ・それぞれの業務に応じた教育、訓練、経験及び技量の実証に基づく資格付与
- ・職員の訓練の実施及び記録の維持、主要な要員の職務規程の維持

(4)施設及び環境

- ・試験 校正の実施に必要な施設及び環境の整備 (及びモニタリング)

(5)試験 校正方法

- ・試験 校正 (及びサンプリング)に関する指示書の整備、試験 校正方法の妥当性確認
- ・適切な試験 校正 (及びサンプリング)方法の採用及び測定の不確かさの推定
- ・計算、データ転送の系統的なチェックの実施
- ・技能試験への参加を含む試験 校正結果の品質管理手順の維持

(6)設備及び標準物質

- ・試験 校正の実施に必要なすべての設備 (標準物質も含む)の維持、管理
- ・試験 校正設備の校正、トレーサビリティの確立及びその確保手順の維持

(7)試験 校正品目の取扱い

- ・試験 校正の対象品目の混乱、破損、損傷を避ける取扱いの手順の確立及び文書化

(8)証明書及び報告書

- ・正確、明瞭、十分な報告 (報告書の内容)及び下請負、発行後修正の識別

4. ISO/IEC ガイド 28 (WD) 概要

当該概要は、ISO/CASCO/WG14において、現在検討中の作業グループ原案 (Working Draft) の概要であり、ISO から正式に発行されたものの概要ではないため、今後の検討状況に注意。

ISO/IEC Guide28：適合性評価 - 第三者製品認証制度の推奨モデルの指針

1. 適用範囲

このガイドは、ガイド 65 及び ISO/IEC17025 に適合する認証機関により、国家レベルで運用される製品認証制度の推奨モデルの総則を規定し製品の初期サンプル試験、関連品質マネジメントシステムの評価、工場と市場から得た製品サンプルの試験を通じ、製品の特定の要求事項への適合性を決定する第三者認証制度に適用する。

2. 基本条件

適合証明の発行、適合マークの貼付の許可の取得 / 維持の基本条件は、申請者 / 許可取得者は、関係する認証手順の一般規則及び特定規則 (附属書 A 参照) に従い、許可書の範囲及び関連規格に適合する製品のみはその適合性を明らかにする。

3. 許可書の申請

申請は、規定の様式 (附属書 B 参照) により、また、申請者の要請により、認証手順の特定規則に規定される特定の製品又は製品群に関連。

4. 工場及び品質マネジメントシステムの初期検査、並びに初期試験

(1) 初期試験の内容は認証手順の規則に基づき、申請者とともに決定される。認証機関は、初期検査、初期試験、品質マネジメントシステム評価。製品サーベイランスの全てに責任を負い、許可のための要求事項に満たない部分に対して、(費用限度がある場合はその範囲で) 初期検査等のやり直しを実施。

(2) 工場の品質マネジメントシステムの評価

工場の品質マネジメントシステムの審査は初期検査の一部を構成し、認証手順の特定規則の要求事項に基づく。申請者は、工場の品質マネジメントシステムに係る生産管理部門から独立した専任者を指名し、認証機関との連絡を維持する責任を負う。

(3) 初期試験

- ・ サンプルの選定は、認証手順に基づき、認証を受ける生産の全ライン又はグループを代表するものであるべき。
- ・ 初期試験は、適用する規格、認証手順の特定規則に従って実施。
- ・ 認証機関以外により作成された試験データを使用する場合は当該試験所は ISO17025 に適合していることを確実にする。

5. 許可

認証機関は、許可合意書を申請者に提出し、契約締結とともに許可証を発行 (附属書 E、F 参照)

6. 許可書の拡大

(1) 既に取得した許可書と同一規格で作られた製品の型又はモデルの追加の場合、許可取得

者は、認証機関に対して通常の申請を行い、通常、サンプル試験を実施するが、工場検査は実施しない。

- (2) 既に獲得の許可書と異なる規格又は追加工場の場合、元の申請手続きに含まれない新規の部分について手続きを実施する。

7. サーベイランス

- (1) 関連規格の要求事項及び認証手順の特定規則に基づき製品のサーベイランスを行う。
- (2) 初期試験が極めて複雑、サンプルが高価な場合、認証手順の特定規則に基づき、簡易な確認試験と組み合わせてもよい。
- (3) 認証機関は、法的に拘束力のある文書の締結により、その権限と責任の下でサーベイランス実施の代理機関を任命できる。
- (4) 許可取得者の品質マネジメントシステムの変更を意図し、それが製品の適合性に影響がある場合、その旨認証機関に通知する。なお、初期試験、検査等を再度実施するかは認証機関に一任される。その結論が出るまで変更に基づく製品の出荷は許されない。

8. 適合証明又はマークの使用

- (1) 適合マークを使用する場合、ISO/IEC Guide23 及び ISO/IEC17030 を考慮することが望ましい。
- (2) 特定の場合、他のマークと関連させての使用も適当。表示は、認証手順の特定規則に従う。

9. 許可取得者による公表

10. 機密性

11. 適合証明書又はマークの誤用

認証機関は、証明書又は適合マークの使用に関する適切な管理を行う。

12. 製品に対する許可の停止

- ・ サーベイランスで不適合があった場合で即時取消しが不必要の場合、証明書又はマークの不適切な使用、認証手順、手続きに違反がある場合等では、許可を停止する。

13. 取消/解除

- (1) サーベイランスによって重大な不適合があった場合。
 - ・ 許可取得者が債務決済を支払期日に履行できない場合、許可条件になんらかの違反がある場合、許可が停止されているが、許可取得者によってとられた措置が不十分の場合は、許可は取消される。
- (2) 許可取得者が許可の期限延長を望まない場合、規格又は規則の変更に適切に対応できない場合、製造中止又は廃業した場合等は、取消しを解除。

14 規格改訂の実行

規格の改訂の発行日は認証機関によって公表されなければならない。

15 製造物責任

16 紛争

17 料金

5 . ISO/IEC ガイド 5 3 (C D) 概要

当該概要は、ISO/CASCO/WG26 において、現在検討中の委員会原案 (Committee Draft) の概要であり、ISO から正式に発行されたものの概要ではないため、今後の検討状況に注意。

ISO/IEC Guide53 : 適合性評価 - 第三者製品認証制度における供給者の品質システムを利用するための手引

1 . 適用範囲

このガイドは、認証機関が、供給者の品質マネジメントシステムの諸要素を利用し、製品認証手順の策定のための手引きを概説す。

認証手順の枠内では、第三者認証機関が広範囲な品質保証能力を有する供給者の要求に対し多様な認証手続きの開発が可能。なお、ガイドは、製品認証機関の認定に適用しない。また、ガイド 6 5 の要求事項に代用しない。

2 . 実施計画開発における諸段階

十分なレベルの品質マネジメントシステムを構築した産業の一部門又は数部門の要求に対応するため、認証手順は認証機関によって策定され、次の 4 段階から構成される。

申請

評定

認証

サーベイランス

3 . 申請の段階

この段階では、特定の認証手順の下で供給者が履行を求められている認証過程の全ての部分を満たす上で、当該供給者が適格かどうかの評定を行う。

申請者は、品質マネジメントシステムの実施手順書式 (附属書 A (簡単な例) 、附属書 B (複雑な例)) に記入し、認証機関に返送し評価を受ける。

4 . 評定の段階

供給者の工場における評定チームによる調査項目は、当該供給者が認証過程にどの程度まで関わるかによって大きく異なるが次の処置をとる。

1. 実施手順書式に記載されている情報が正確であることを確認。
2. 必要な機器、人員及び設備を当該供給者が確実に有しているかを確認。
3. 供給者に試料を試験できることを実証させる。この場合、認証機関がその検証を必要とすることもある。
4. 認証手順の一部として供給者が実行しなければならない品質マネジメントシステムが適切に履行されており、今後も維持されることを確実にする。

評定チームの調査報告書が申請書とともに認証機関の責任者に提出され、承認の条件が決定される。

認証手順に含まれる製品を製造するための全ての設備は、認証機関の評価を受けな

ければならない。

5 . 認証の段階

評価段階に続き、供給者は、新製品の認証を希望する毎に認証の申請が必要。

附属書 A (少数の要求事項) の手順では、供給者の試験所からの試験データを根拠とし、評価後に認証機関の代表者が当該試験所を次のいずれかのために視察し、適切であれば承認する。

1. 全種類の試験に立ち会う
2. いくつかの試験に立ち会う
3. 供給者の試験結果を検討する

附属書 B (多数の要求事項) の手順では、評価段階に続き、供給者は進行中のサーベイランス段階で、ある製品に認証機関のマークの貼付が許可される。

このような附属書 A 及び B の例に加えて、さまざまな要求に対応するために認証機関が採用を決定する多様な要素の組合せが可能。

6 . サーベイランス段階

この段階は、製品が認証され、その後も供給者が認証マークをその製品に貼付する間は、適用製品規格に継続して適合していることを保証するための方法を提供することを目的にする。サーベイランスの詳細は認証実施計画によるが、一般原則は次のとおり。

実施計画に含まれる品質システムの全要素が遵守され、当該製品が、当該製品規格に継続して適合することを確実にする。これは、通常、いくつかの試験に立ち会うこと、品質保証記録の審査及び要求事項との適合を判定するための製品の審査も含まれる。

次のサーベイランスに先立って評価される承認製品カテゴリ内の新製品に試験計画が関連することから、その試験計画について審査される。

適合性が認証機関によって承認されるまでは、不適合を引き起こす恐れのあるデザイン又は構造物に貼付してはならない。

サーベイランスの最低頻度は、実施計画に規定される。また、実施計画に含まれる全ての場所でサーベイランスが行われる。

認証された製品の全モデルの記録は、認証機関によって保管される。